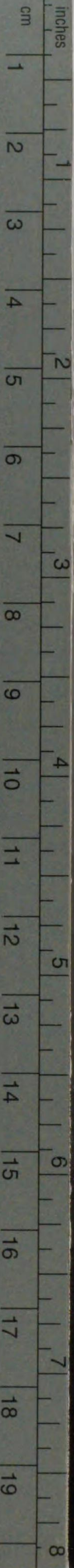


Kodak Gray Scale



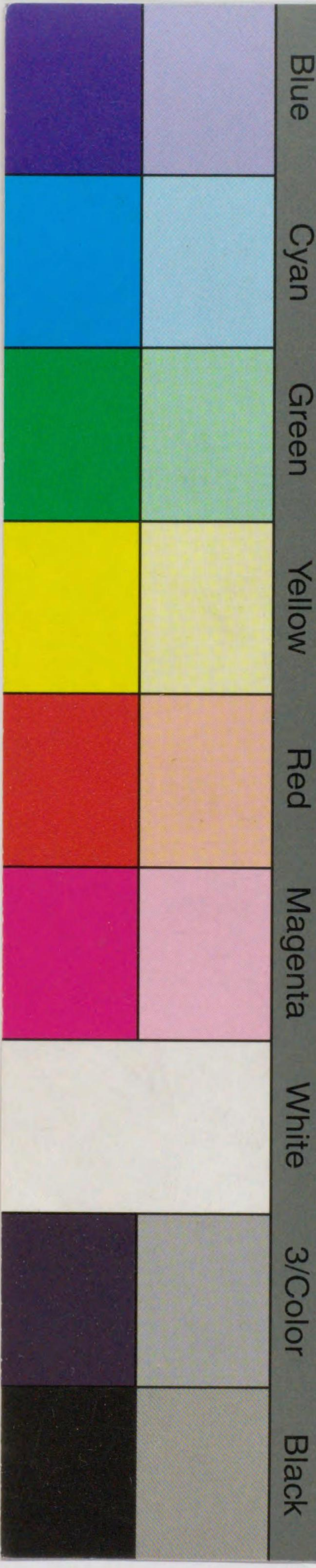
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



604

213

604-213



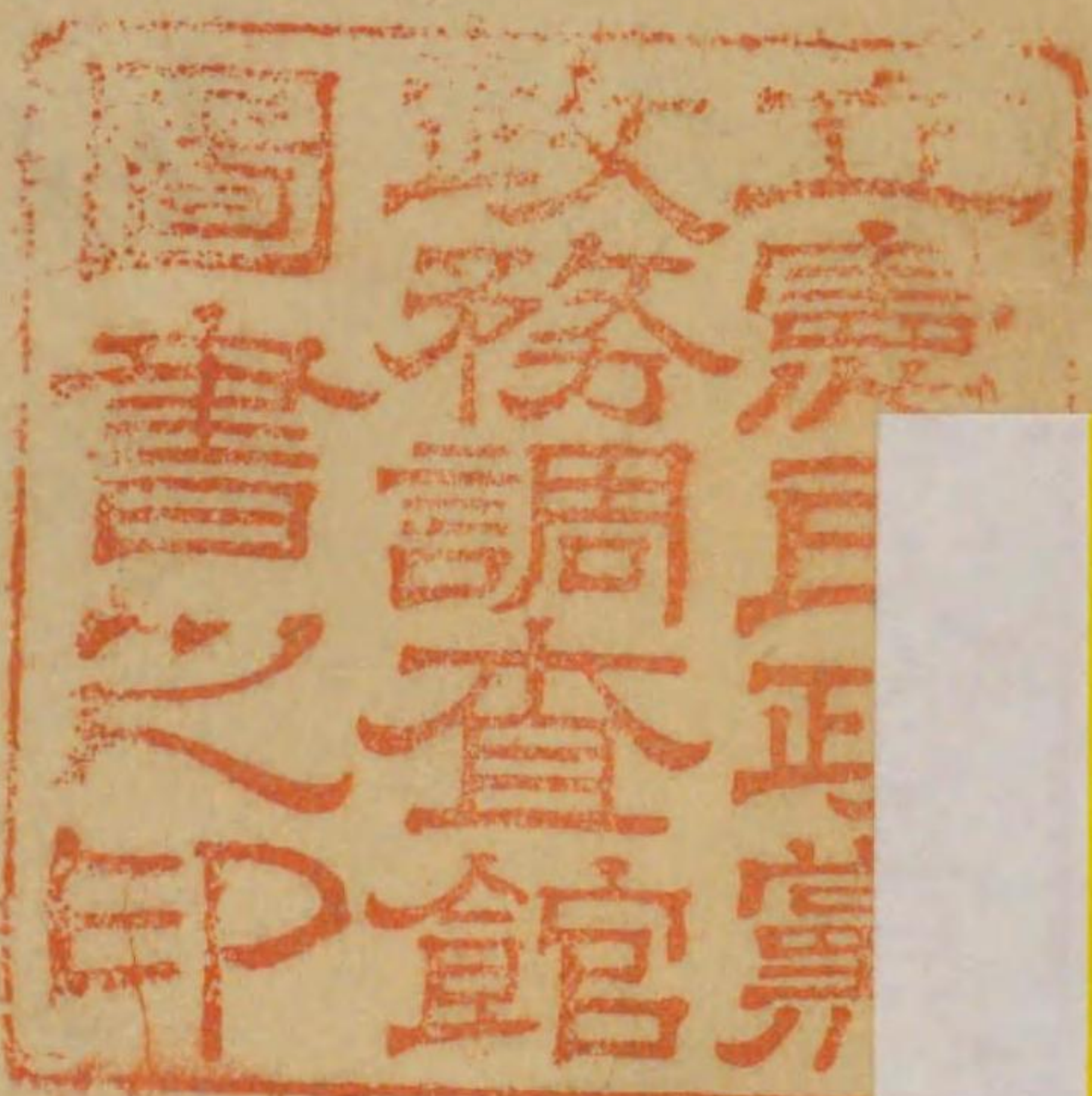
1200801695135

定A
403

誌發行所
贈

昭和七年

第五回全國安全週間報告



定A
403

法財
人團
產業福利協會

604
213

定A
403

昭和七年

第五回全國安全週間報告

目次

口繪寫真其他	第五回全國安全週間ポスター——産業安全歌——警視廳に於ける街頭宣傳（自動車班の活躍）——森永製菓株式會社鶴見工場——山本吉治分工場（従業員にて組織せる音樂團）——鎌田鑄物工場（野球部）——倉敷紡績株式會社玉島工場——吉田織物工場	一
第一編 工場法適用工場に於ける安全週間大要		一
第一 緒言		一
第二 安全週間實施準備		二
一、本協會に於ける實施準備		二
二、社會局に於ける實施準備		八
三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備		九
（1） 施行範圍の決定		九
（2） 實施準備打合せ		九



I種
W



1200801695135

(3)	協議會	10
(4)	事業主懇談會	11
(5)	工場參觀	11
(6)	安全委員會設置	11
(7)	施行細目及工場安全週間目次計畫	11
(8)	宣傳印刷物及マークの作成配布	12
(9)	懸賞による安全歌及標語の募集	12
第三 安全週間中に於ける活動狀況		
一、本協會に於ける活動狀況		
(1)	第五回全國安全週間趣旨宣揚の爲め各地出張講演	13
(2)	本協會所藏のフィルム貸與	13
(3)	産業安全に関する出版物	13
二、社會局に於ける活動		
三、關係廳府縣又は事業主團體の活動		
(1)	講演會及講習會	13
(2)	活動寫眞映寫會	15
(3)	安全展覽會及ポスター展覽會	16

(4)	新聞紙に依る宣傳	16
(5)	街頭宣傳	17
(6)	實地指導	17
(7)	施行狀況の視察	18
第四 安全週間後の事業		
一、本協會並に社會局に於ける事業		
二、關係廳府縣又は事業主團體の事業		
(1)	安全週間の結果報告	18
(1)	安全週間成績調査	18
(2)	批判會	19
(2)	優良工場の表彰推薦	19

第五 安全週間と出版活動概況

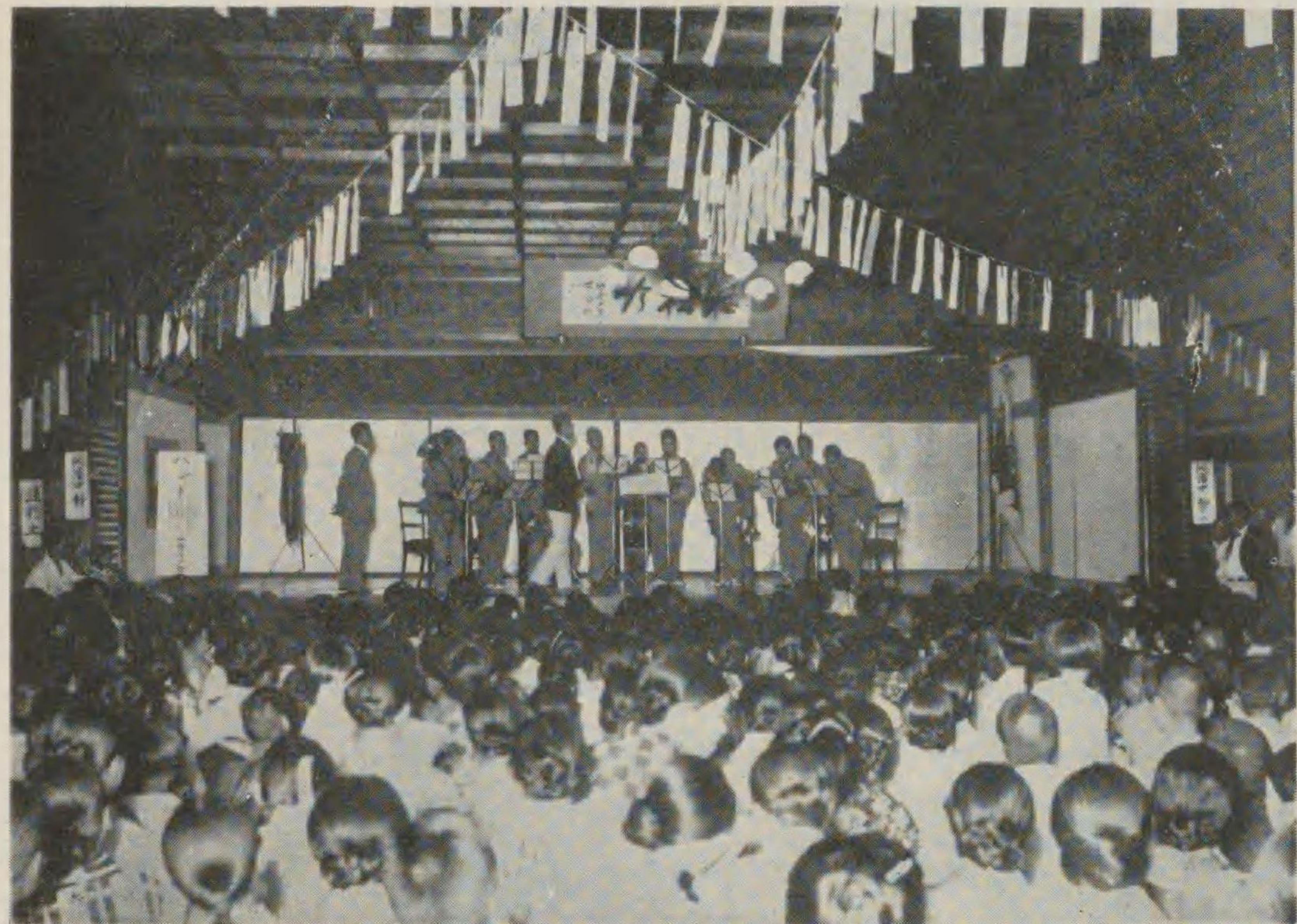
一、新聞及び雑誌		
(1)	雑誌『産業福利』に發表されたるもの	19
(2)	工場協會、工場懇話會にて發行されたるもの	19
(2)	安全週間前發行のもの	19

(二) 安全週間中発行のもの	四
(三) 安全週間後発行のもの	四七
(3) 工場にて発行されたるもの	五一
(4) 官設工場に於て発行のもの	五一
二、リーフレット及びパンフレット	五三
(1) 産業福利協會にて発行されたるもの	五三
(2) 工場協會、工場懇話會等にて発行のもの	五三
(3) 工場にて発行せるもの	五四
(4) 其他に於て発行のもの	五四
三、宣傳印刷物及びポスター	五五
第六 安全週間中に於ける成績概況	五五
一、安全週間と災害率	五五
二、工場に於ける施設事項	五七
三、安全週間と生産能率	六一
第七 優良工場の表彰	六一
一、優良表彰工場數	六四

二、優良表彰工場名	六六
三、優良工場に於ける安全運動概況	七〇
(1) 安全週間實施計畫及實施概況	七〇
(2) 災害率減少の狀況	八〇
(3) 危害豫防注意並に施設事項	八四
(4) 勞資の精神的協力の狀況	九三
(5) 安全委員會規程と其の活動狀況	九六
(6) 警備規定及び消防規定と其の活動狀況	一〇三
(7) 慰靈祭及び安全祭	一〇九
(8) 安全日記	一〇九
(9) 安全心得	一一〇
(10) 安全ニュース	一一〇
(11) 標語及安全歌の募集	一一八
(12) 『安全週間に就て』従業員の感想	一二九
第八 結語	一二九
第二編 勞働者災害扶助法、同責任保險法適用事業場に於ける安全週間大要	一三



第一 緒言	一三
第二 参加事業場	一三
第三 安全週間施行状況	一三
第四 安全週間に於ける成績概況	一三
一、安全週間と災害率	一三〇
二、事業場に於ける施設事項	一三三
第五 結語	一四〇



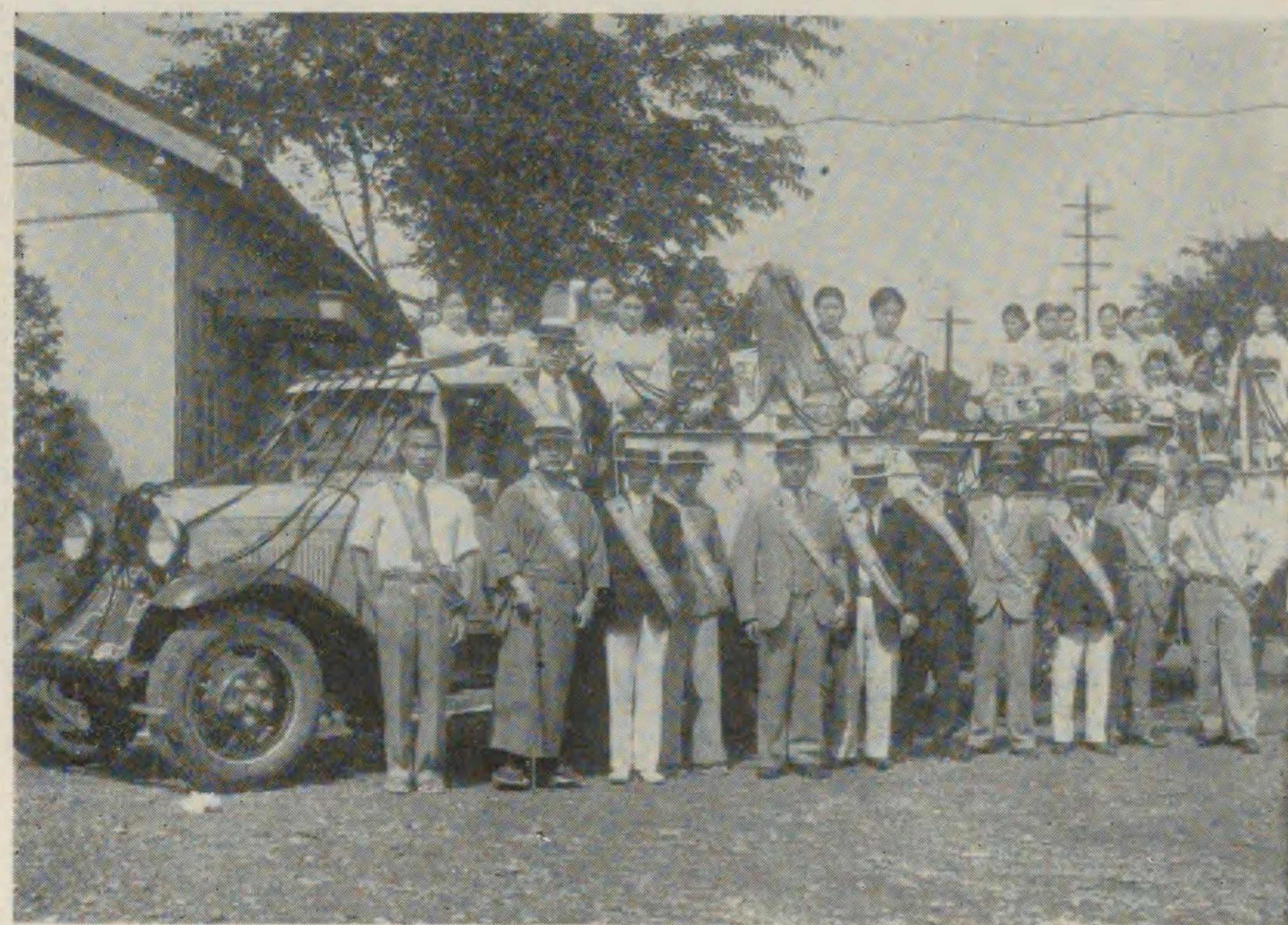
(都京)場工分治吉本山
(團樂音るせ織組てに員業從)



部球野(川香)場工物鑄田鎌

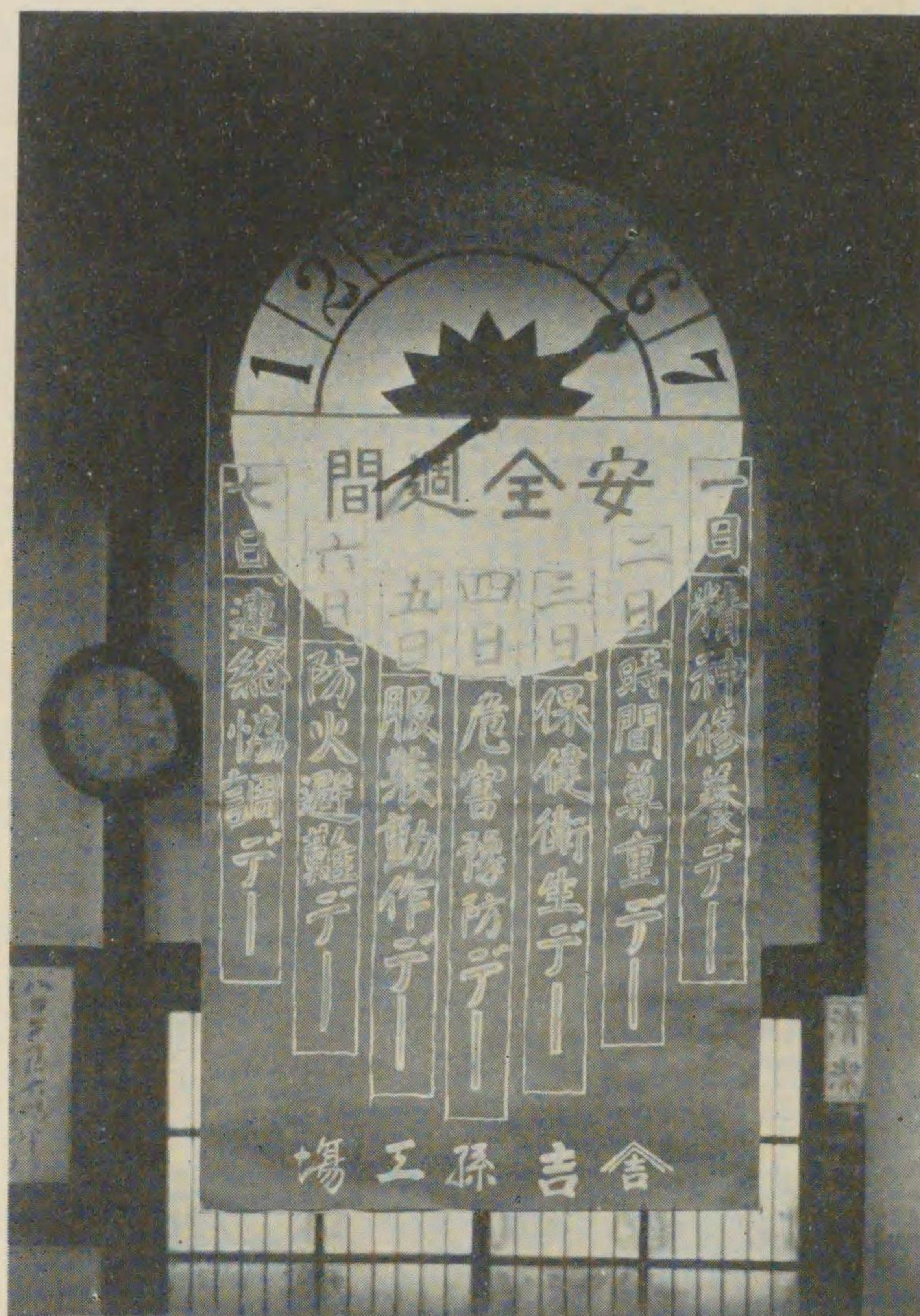
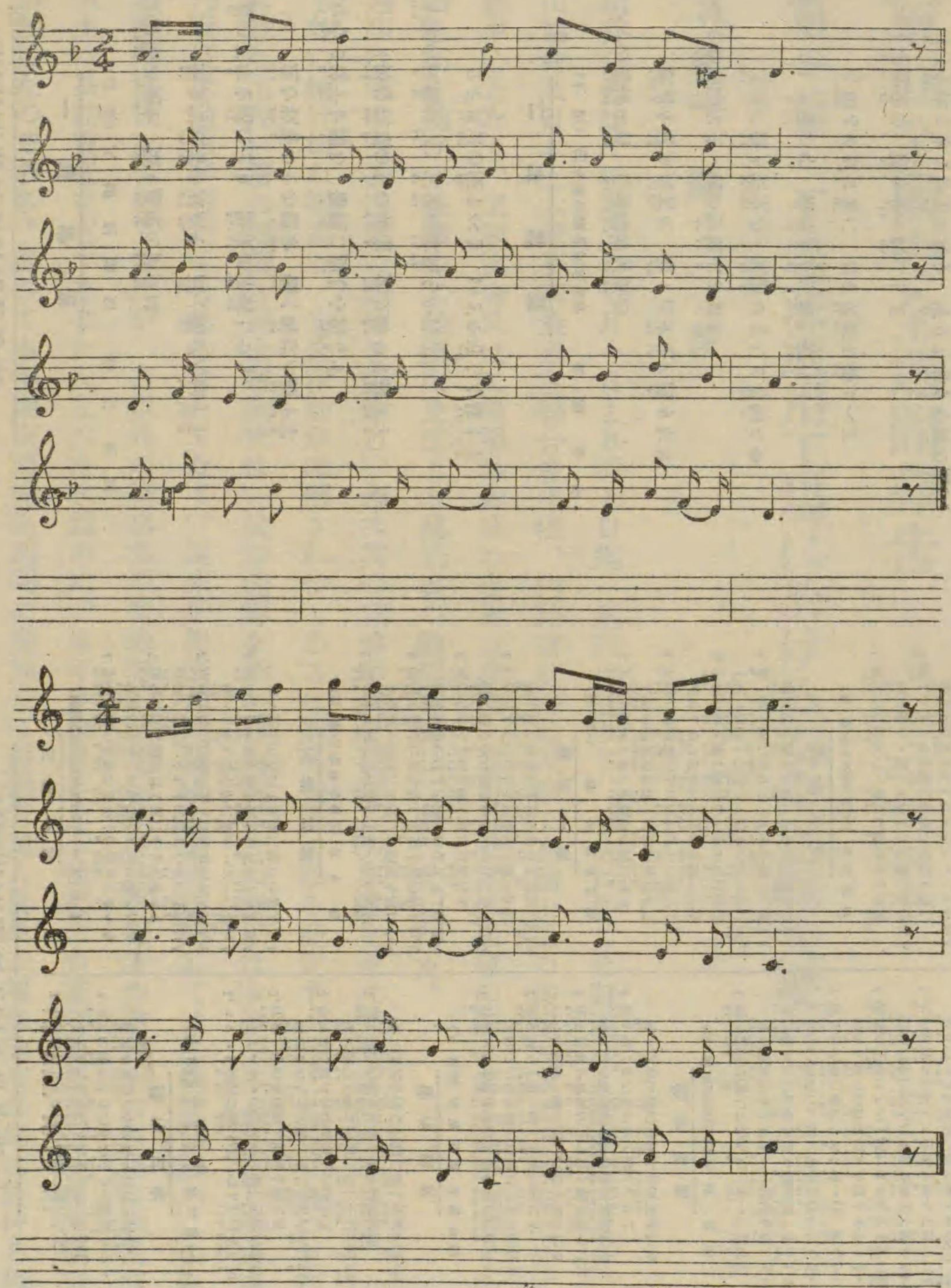


傳宣頭街るけ於に廳視警
(躍活の班車動自)

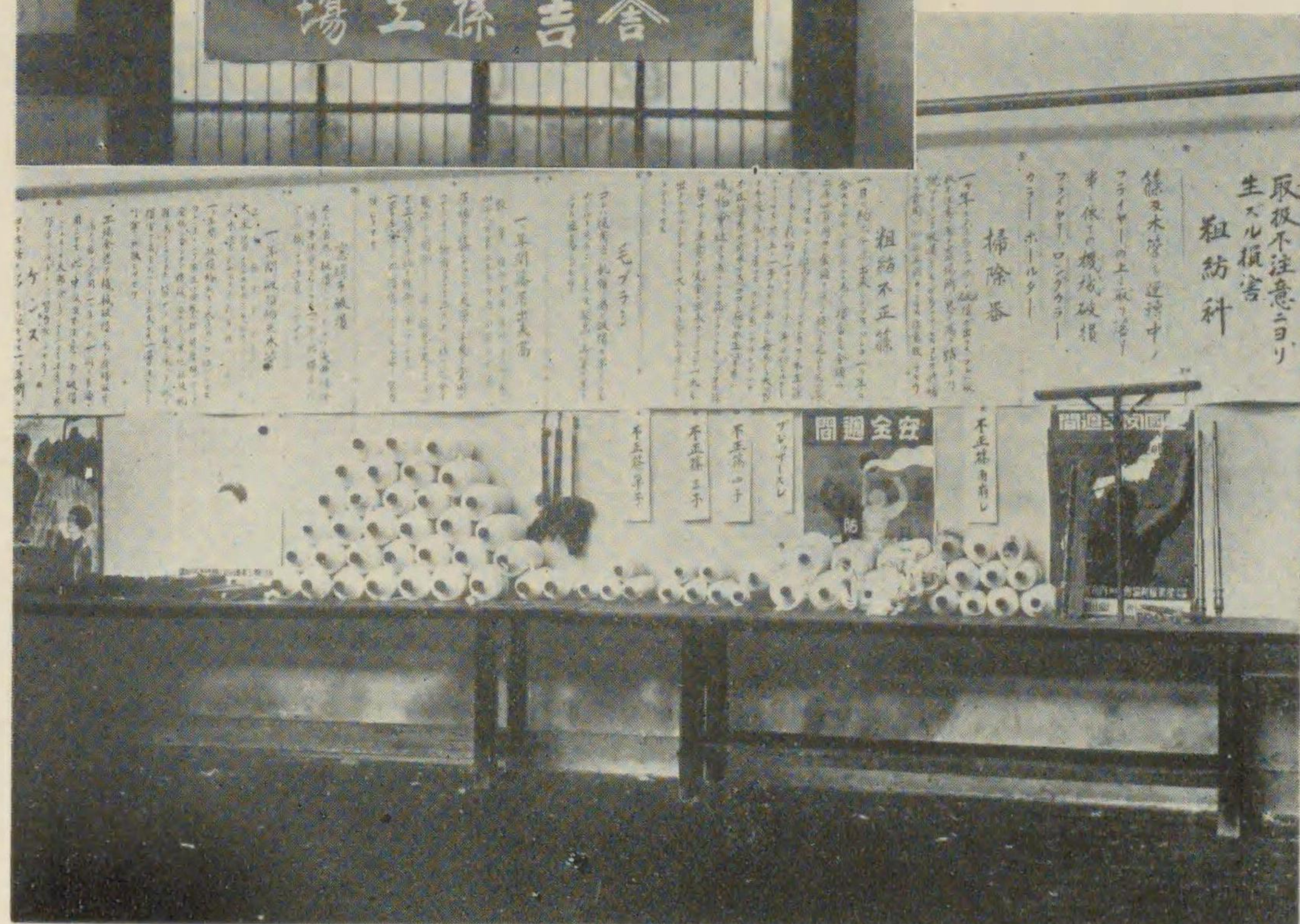


場工見鶴社會式株菓製永森

産業安全歌曲譜



上圖、吉田織物工場(群馬)
下圖、倉敷紡績株式會社玉島工場(岡山)



大阪府産業安全研究会募集

一等賞

- 1. 我が立國の礎を 築く産業の消長は 懸りて我等の及肩ぞ 高く掲げん緑十字
2. 注意の二字を楯にさり 緊張の牙驕しつゝ 進む我等のその使命 強く叫ばん緑十字
3. 強む心ご捨子を締め 器械に親しみ侮らさず 勞む我等のその前途 光り輝やく緑十字
4. 緑十字の旗幟の下 安全の歌高らかに まで災害の侵すべき いざや守らん緑十字

二等賞

- 1. ハンソアの響機の音 且暮劇む労働の 歡喜を奉ふ災害を 除くは文化の誇りなり
2. 緊張る心油断なく 物の整頓火の始末 注意に極る安全の 装置はなしご君知るや
3. 團囀たのしき家中 自然を友に身を鍛へ 心明るくなす業に まで災害の襲ふべき
4. 緑の十字安全の 清き章を胸にして 生れしまの玉の身を 守りて坤さん國の富

大阪府産業安全研究会募集

三等賞

- 1. 黎明日本の産業の礎や 他命舟に負へる 字等の生害この礎字らん常に國のため
2. 機軸の後に油断なく常に心を引締めて 任務の道にいるしはば蓋せせぬの花吹めん
3. 眼楯になごむ機軸の光り我に力の花を播らて 榮へる日本の産業の業ある各の字若生さん
4. 進む日本の産業の業の下の水通に蓋せぬ敷ありあつ安全の業の下の水通に蓋せぬ敷あり

佳作 二席

- 1. 緑の十字楯につけ進む工場のおの旗幟 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
2. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
3. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
4. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど

佳作 一席

- 1. 安全の空仰つて希望に燃ゆるこの旗 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
2. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
3. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど
4. 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど 旗を掲げしはたはたのまなし進出す等の身おれど

佳作 三席

- 1. エコノミー 英領で働けりてつとも心は春日相 下サマソンの魂の柱に燃し生計の歌がさ
2. 生計の柱に燃し生計の歌がさ 生計の柱に燃し生計の歌がさ
3. 生計の柱に燃し生計の歌がさ 生計の柱に燃し生計の歌がさ
4. 生計の柱に燃し生計の歌がさ 生計の柱に燃し生計の歌がさ

佳作 四席

- 1. 御旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産
2. 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産
3. 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産
4. 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産 旗を掲ぐす産業に我等の及肩に産

佳作 五席

- 1. 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致
2. 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致
3. 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致
4. 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致 朝の空は霞んでゐる先第一に挨拶致

第五回全國安全週間報告

第一編 工場法適用工場に於ける安全週間大要

第一緒言

第五回全國安全週間は昭和七年七月一日より同七日迄一週間に亘りて、中央に於ては財団法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會主催、内務省社會局及商工省鑛山局の後援の下に、地方に於ては主として廳府縣中心となり、工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して宣傳指導の任に當り、『國の礎・我等の健康』の標語を高く掲げ、全國の工場鑛山及び土木建築等の職場を通じて舉行せられた。

全國安全週間は既に過去四回の試練を経験し、漸次其の宣傳時代を脱却し、事業主並に労働者間には勿論、一般社會人の間にも其の趣旨概ね徹底し、安全精神が理解されつゝあるは斯界の爲に頗る慶賀すべきところであつたが、本年度は従前に比して尙一層の飛躍と安全運動史に一段の光輝を添へしめた。その所以は本年一月一日より労働者災害扶助法並に同責任保險法が施行せられることとなり、従來労働者の業務上の傷病に對しては工場及び鑛山にのみ限られて事業主が扶助責任を有してゐたが、右以外の諸事業の労働者、主として屋外労働者の業務上の負傷疾病及び死亡に對して事業主は扶助責任を有することとなつたが爲めに、本年度は日本土木建築請負業者聯合會が特に主催者の一員となつて参加したのである。従つて本年度全國安全週間に参加せる労働者總人員は工場法適用工場に於ける職工五

十人以上の工場のみ調査にて六百七十六萬九千五百九十五人（但し京都府は未だ報告なきため除外）にして、昨年度（第四回）の四百二十五萬八千二百七十八人に比して二百五十一萬一千三百十七人、即ち約三割七分の増加にして之に加ふるに京都府並に調査工場外の小工場及び労働者災害扶助法並に同責任保険法適用事業場に於ける従業者を總和すれば、其の參加總人員數の如何に膨大なるかは推算するに難からざるものあるを察知し得るであらう。

左に昭和七年度第五回全國週間に關して詳細なる報告をする。

第二 安全週間實施準備

一、本協會に於ける實施準備

第五回全國安全週間に當りて主催者の全國に配布したる要綱並に趣意書（附、各事業場に於ける安全週間實施方法）は左の通りである。

第五回全國安全週間舉行要綱

- 一、期日 昭和七年七月一日ヨリ七日迄一週間トスルコト
各地方別又ハ各工場、鑛山、工事場等ニ於テ日次計畫ヲ定メ右期間ヲ準備デ、整頓デ、服裝デ、衛生デ、防火デ等トナスモ可ナルコト
- 二、主催ハ全國的ニハ財團法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會トシ、後援ハ内務省社會局及商工省鑛山局トスルモ各地方ニ於テハ工業主團體又ハ廳府縣ヲ加フルモ可ナルコト
從ツテ揭示用ポスターニハ内務省社會局及産業福利協會ハ共通トシ地方毎ニ廳府縣名（又ハ警察部、工場課、保安課名ニテモ可）及事業主團體名ヲ入ルルコトニ希望ノ向ハ至急申出ラレ度キコト

三、趣意書、安全週間實施方法並従業者ニ對スル安全及衛生ニ關スル注意事項（揭示用）ハ主催者ヨリ六月十日迄ニ無償配布スベキニ依リ（參加各事業場一枚ヅツ但注意事項ハ大事業場又ハ鑛山ニ於テハ數枚ナルモ差支ナシ）五月二十五日迄ニ所要部數ヲ産業福利協會、日本鑛山協會又ハ日本土木建築請負業者聯合會ニ申出テラレ度キコト。

四、左記印刷物及マークハ統一的ニ作成スベク主催者ニ於テ夫々製作者ト協定シタルヲ以テ所要數ヲ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會地方常務委員會ニ於テ取纏メ日本鑛山協會宛、土木建築工事ニ在リテハ日本土木建築請負業者聯合會宛、工場ニ就テハ官廳又ハ事業主團體ニ於テ取纏メ直接製作者宛申出ラレ度キコト

1. 注意票（危険、注意、清潔、整頓、火氣嚴禁、先ヅ健康、安全第一ノ七種）

縦九寸 石版刷 百枚 九 錢
横四寸

2. 揭示用ポスター 三色刷 百枚 壹圓八拾八錢

以上製作者 東京市京橋區築地四丁目四番地 中屋三間印刷株式會社

3. 佩用安全マーク

甲 鐵製セルロイド張 拾個 拾四 錢

乙 紙製ペン付 拾個 參錢五厘

製作者 東京市日本橋區馬喰町一丁目 倉持長吉商店

注意

（イ） 右價格ハ官廳又ハ團體迄ノ送料ヲ包含ス、直接事業場又ハ鑛山へ送付スル場合ニハ送料ハ當該事業場又ハ鑛山ニ於テ負擔ノコト

（ロ） 右印刷物及マークノ代金取立ハ製作者ニ於テ直接之ヲ爲スコト

五、安全週間參加事業場中其ノ成績特ニ優秀ナルモノハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ表彰スルノ計畫アリ其ノ標準及報告事項ハ別ニ定ムルコト

六、維持會員及贊助會員ニ貸與スベキ安全運動宣傳ノタメノ活動寫眞ハ持合數少キモ借受申込ニ對シテ可成希望ニ添フ様努力スルコト

昭和七年五月

第五回全國安全週間趣意書

「國の礎、我等の健康」之は第五回全國安全週間に當りて我等の高く掲げるところの旗章であります。海外に眼を放ちましたも海内に顧みましても我國は多事多端であります。何れの方面を問はず國を擧げて一致協力、將に我等は眞劍の努力を爲すべきときであります。この時に當り我等は安全運動に更に力を入れて工業の振興と労働者の福祉の爲に災害や疾病の殲滅を期さなければなりません。全國安全週間は回を重ねるに従つて愈々勞資の熱心なる協力の下に著しき効果を收め、工業界の年中行事として今や其第五回を迎へました。吾々が日常に於ける從來の安全努力を反省檢討し此週間に於て充分なる訓練を爲すと共に將來に向つて益々堅實なる歩武を進めるの態度を定めることは誠に意義の深いことであります。

「國の礎、我等の健康」全國の皆さん、聲を揃へ心を協せて此標語を高唱しつゝ此の第五回全國安全週間に顯著なる成績を擧げやうではありませんか。

昭和七年五月

主 催	財團 産業 福利 協會
後 援	社 團 日 本 鑛 山 協 會
	法 人 日 本 鑛 山 協 會
	日 本 土 木 建 築 請 負 業 者 聯 合 會
	内 務 省 社 會 局
	商 工 省 鑛 山 局
主 催	財團 産業 福利 協會
後 援	社 團 日 本 鑛 山 協 會
	法 人 日 本 鑛 山 協 會
	日 本 土 木 建 築 請 負 業 者 聯 合 會
	内 務 省 社 會 局
	商 工 省 鑛 山 局

第四回全國安全週間の成績概要(工場分)

一、安全週間前と安全週間中との災害率比較(萬分率)

安全週間前	安全週間中	比較(減)	安全週間前に比しての割合
四・三六七	二・一八六	二・一八一	四割九分
一・〇五九	〇・七四〇	〇・三一九	三割
〇・四〇九	〇・一九五	〇・二一四	五割二分
〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇〇〇	十割
五・八四五	三・二二一	二・七二四	四割六分
計			

二、安全週間を機會に實施せられたる各種施設事項

事 項	新設個數又は件數	修理又は改善個數又は件數
(イ) 危 害 豫 防 施 設	三六、八六七	三七、七四一
(ロ) 火災及爆發等の豫防及避難施設	五、六九〇	七、八三〇
(ハ) 服装及保護具の施設	一七、五〇一	一二、六五五
(ニ) 衛 生 施 設	三、三二七	四、八八〇
計	六三、三三五	六三、一〇六
(ホ) 其の他の一般的施設	民間工場 九七、三二二	官立工場 六五、七一九
	件數	合 計
		一六、三〇三

各事業場に於ける安全週間實施方法

一、實施準備及従業員の注意力の喚起

(イ) 安全委員會又は安全係衛生係等の設けなき工場鑛山其他の事業に於ては成るべく之を設け、此等をして安全週間の計畫並に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙安全委員會又は安全係は爾後繼續して日常の安全保持に努むることとする。

- (ロ) 地方廳又は事業主團體に於て定め又は参考案として示したる日次計畫並に施行細目に基き夫々其の事業場の事情に應じ各日の實
施事項を定めて行事の實施を確實ならしむること。
 - (ハ) 安全週間の趣旨及心得を一般従業員に周知せしめ之に對する注意を喚起する爲めに講話會の開催、ポスター、標語等の募集、安
全週間趣意書、心得書等を揭示すること。
 - (ニ) 一般従業員並に幹部委員係員等は安全マーク又は腕章等を佩用し各人の注意を喚起すること。
 - (ホ) 作業場、食堂、寄宿舎等の出入口其他適當なる箇所には安全週間實施に關するプログラム、ポスター、標語等を揭示し其の他
適當なる宣傳方法により従業員全部の注意を喚起すること。
 - (ヘ) 安全週間中に於ける負傷又は疾病は成るべく其原因と救済方法とを併記し毎日作業場内の揭示場其他適當なる處に揭示するこ
と。
- 二、災害豫防に關する施設及團體的訓練の實施
- (イ) 安全委員又は安全係は作業場其他の安全検査を實行し機械及設備の危険なる部分を修繕し又は適當なる豫防装置を設け危険なる
作業方法等を發見したる時には安全指導に努力すること。
 - (ロ) 金屬、鑄物の破片等の飛來又は有害光線によりて眼に危害を生ずる虞ある作業に従事するものは成るべく保護眼鏡を使用せしめ
有害なる粉塵、瓦斯、蒸氣の發散する場所に就業する者には適當なるマスクを使用せしむる等保護具使用の風を馴致すること。
 - (ハ) 其他工場災害豫防及衛生規則所定事項は速に之を實行すること。
 - (ニ) 安全委員又は安全係は職長其他各作業部係と協力して場内、坑内の整頓を期し特に藥品、危険物の貯藏取扱に注意し火災其他の
事故なき様に努むること。
 - (ホ) 其他安全なる作業方法の訓練、火災及非常時に於ける避難演習、消防演習等團體的訓練を實施すること。
- 三、保健衛生施設
- (イ) 醫療施設其他保健衛生上必要なる各種設備の新設、改善に努むること。
 - (ロ) 安全委員又は安全係、衛生係は炊事場、食堂、便所、洗面所、寄宿舎、合宿所、作業場等の掃除其他清潔方法の實行を督勵する

從業員心得

増せよ能率、減らせよ災害

安全五則

明るい家庭明るい勤務
 設備を整へ作業を正せ
 正しい工具を正しく使へ
 整理整頓安全の母
 消すだらう消へるだらうが火事の元

衛生三則

ふだんたゆまぬ體操遊戯
 化粧するより先づ清潔
 痰唾散らすな病魔がおどる

心協せて安全週間

財法團人業福利協發行

- (ハ) 休憩時間には成るべく從業者を作業場外に出でしめ適
當なる健康維持法をなす様に奨勵すること。
- (ニ) 負傷疾病に罹りたる場合には醫療を遅延せしむる事な
き様に努むること。
- 此の外安全週間の趣意を徹底せしめるために、次の如き各種
の印刷物の作成配布を行った。
- A、従業員に對する安全及衛生に關する心得
十七萬一千五百九十枚
- B、注意票
二十萬四千七枚
- (イ) 危険
二十萬五千三百二十五枚
- (ロ) 注意
二十一萬一千二百六十八枚
- (ハ) 清潔
二十萬二千七百三十枚
- (ニ) 整頓
二十萬七百六枚
- (ホ) 火氣嚴禁
二十萬七千六百四十八枚
- (ヘ) 先づ健康
二十六萬五千二百四十四枚
- (ト) 安全第一
百四十九萬六千八百九十八枚
- 計
十四萬七千二百三十三枚
- C 揭示用ポスター(三色刷)
十四萬七千二百三十三枚
- D 佩用安全マーク
二十四萬三千五百八十個
- 甲、鐵製セルロイド張
七

乙 紙製ペン付
計

八十二萬八千九百八十六個
百七萬二千五百六十六個

八

二、社會局に於ける實施準備

社會局に於ては毎年全國安全週間に對して多大の努力と後援を與へて來たが、本年も亦『安全週間舉行ニ關スル件』に關して左の如き通牒を發した。

(1) 地方長官(東京ハ警視總監)宛

來ル七月一日ヨリ一週間財團法人產業福利協會及社團法人日本鑛山協會主催ノ下ニ第五回全國安全週間舉行可相成候ニ付テハ貴管内事業主團體等トモ協力の上之カ目的ノ達成ニ御盡力相煩度

追テ趣意宣傳ノ爲特ニ局員ノ出張ヲ必要トセラル、場合ハ其ノ旨五月二十日迄ニ御申出相成度支障ナキ限り差遣方取計可致候

(2) 内務、陸軍、海軍、大藏、鐵道、農林、商工、遞信各省次官及内閣印刷局長宛

來ル七月一日ヨリ一週間財團法人產業福利協會及社團法人日本鑛山協會主催ノ下ニ第五回全國安全週間舉行可相成候ニ付テハ御賛同ノ上貴管下事業場ニ於テモ同時ニ舉行方御配慮煩度

又各廳府縣に於ける五十人以上の私設工場並に官設工場の數に應じて夫々調査用紙を送附すると共に、左の依頼通牒を發した。

(3) 地方長官(東京ハ警視總監)宛

本年七月舉行ノ安全週間ニ關シテハ昭和四年九月五日附勞發第二七一號通牒ニ準據シ八月末日迄ニ其ノ狀況報告相

成度

追テ調査用紙ハ別途(何枚)送付致候

(4) 内務、陸軍、海軍、大藏、鐵道、農林、商工、遞信各省次官及内閣印刷局長宛

本年七月舉行ノ安全週間ニ關シテハ其ノ結果調査致度ニ付乍御手数別紙ニ依リ御調査ノ上八月末日迄ニ御回報相煩度

追テ調査用紙(何枚)及送付候

三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備

關係廳府縣又は事業主團體に於ては第五回全國安全週間舉行の通知に接するや、工場協會又は工場懇話會が其の主催者となり、大體左の如き順序を以つて實施準備を行つた。

(1) 施行範圍の決定

全國安全週間の施行範圍は常時使用職工五十人以上の工場であるが、各廳府縣は其他の小工場に於ても之を施行せしめ、特に本年度よりは労働者災害扶助法並に同責任保險法適用事業場の参加を見るに至りし爲め、一般屋外労働者並びに一般社會人に對しても安全運動に就て積極的呼びかけを行つた。

(2) 實施準備打合せ

實施準備打合せは其の廳府縣の警察當局並に工場協會又は工場懇話會等が主催者となり、管下の事業主と共に本年度の安全週間の大綱を決定する所謂安全運動の重要なる基礎となるものにして、各廳府縣は其の地方独自の或は特殊

九

の産業又は産業に依りて異なる労働状況等を充分考慮し、以つて夫れに適したる安全運動を施行し、該運動をして効果あらしめんとするものである。

而して実施準備打合會に於て決せらるべき要綱は、安全委員會の設置と施行細目及び工場安全週間目次計畫が重要打合問題となり、以つて労働者の災害を豫防し減少せしめんとするのが目的である。

(3) 協議會

協議會は前項の實施準備打合會及び後項の事業主懇談會と異名同質のものにして、前者と同じく警察當局並に工場協會又は工場懇話會等主催となり、事業主との間に安全週間の大綱を決定するものである。

左に神奈川県に於ける協議會の狀況を示そう。

七二發第一三一號

昭和七年六月十日

神奈川県警察部建築工場監督長

縣下各警察署長殿

第五回安全週間舉行ニ關シ參加工場ノ協議會開催ニ關スル件

第五回安全週間舉行ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之候處本運動實施上遺憾ナキヲ期スル爲ノ左記日割ヲ以テ協議會開催致度候條管下適用工場及労働者災害扶助法ノ適用事業場ノ事業主又ハ係員ヲ當日定刻迄ニ會場警察署ニ參集セシメラレ候様御配慮相煩度且ツ當日各署ニ於テモ工場係員一名本協議會ニ出席セシメラレ度此段及御依頼候也

追而會場警察署ニ於テハ協議會ニ支障無之様御便宜ヲ與ヘラレ度尙ホ本協議會ニハ當課係員出席致スベキニ付御了知相成度

記

協議會開催ノ日時場所豫定表

集合セシムベキ警察署別	集合セシムベキ日時	集合セシムベキ會長警察署
伊勢佐々木、壽、山手、加賀町、大岡	六月十四日 午後一時	伊勢佐々木警察署
戸部、神奈川、保土ヶ谷	六月十四日 午後一時	戸部警察署
鶴見	六月十五日 午後一時	鶴見警察署
川崎、高津、都田	六月十六日 午後二時	川崎警察署
戸塚、鎌倉	六月十七日 午後二時	戸塚警察署
三崎、葉山、浦賀、横須賀	六月十八日 午後二時	横須賀警察署
平塚、大磯、藤澤	六月二十一日 午後二時	平塚警察署
中野、溝	六月二十二日 午後二時	中野警察署
小田原、松田	六月二十三日 午後二時	小田原警察署
秦野、伊勢原、厚木	六月二十四日 午後二時	秦野警察署

(4) 事業主懇談會

前二者と同一性質のものたるは前項に於いて述べたところである。

福井縣に於ては工場監督官吏が主體となり、懇談會を催すこと十六回、その出席者数は七百二十名に及んで相當熱心に安全週間施行計畫に關して會合懇談を遂げた。

(5) 工場參觀

安全運動に於て會つて本協會より表彰されたるが如き模範工場を、各事業主が各自の工場の参考の爲に見學すると

云ふことは頗る有意義なる企である。從來本協會にて表彰されたる工場は、第一に昭和四年六月二十日内務省令第二十四號に依りて發布されたる『工場危害豫防及衛生規則』が充分に行はれ、第二に其の工場に於て安全運動が合理的に舉行され、第三は勞資協調が圓滿に遂行され、第四に福利施設が相當に整備し従つて勞働者の災害事故の少なき、所謂成績優良なる工場のみである。故に之等の工場を參觀することは自己の工場の向上發展に資するところ寔に甚大である。

昨年來工場協會又は工場懇談會等が主催となりて、各種事業主間に優良工場の見學を獎勵實行されつゝあるは、我國安全運動促進の爲に大いに喜ぶべき現象で、本年度に於ては京都府に於て大企模の工場見學を行つてゐる。

(6) 安全委員會設置

安全運動に於ける安全委員會の成績は今更茲に詳述する迄もなく、吾國に於ける安全運動が逐年擴大發展し良好なる成績を挙げつゝあるは、一にこの安全委員會の活潑なる活動の賜である。

本年度に於ても安全週間の舉行されるに際し、警視廳を始め各府縣に於て安全委員又は安全囑託を任命し、夫々分署に任じて活躍をなした。就中福岡縣に於て其の行績著しく大いに見えるべきものがあつた。

(7) 施行細目及工場安全週間目次計畫

安全週間の具體的計畫實施は安全委員會に於ける施行細目と週間中に於ける目次計畫の決定である。而して目次計畫は本協會より頒布せし要綱にも指示せる處であるが、更に各廳府縣に於ける實施準備打合せ、協議會或は事業主懇談會等に於て施行細目を定めるのであるが、それに準據して尙各工場に於て各自の工場に適應せる計畫を樹立して、より効果大ならしめんとするものである。

左に静岡縣警察部工場課に於て計畫せる安全週間日次の詳細なる計畫書を參考として示して置く。

次ノ安全週間日次計畫ハ七月一日ヨリ七日迄一週間全國一齊ニ舉行セラル、第五回全國安全週間ニツキ各工場ニ於カレテ夫々御計畫ノ御參考迄ニ立案致シタノデアリマスカラ一應御覽ノ上適宜御變更御計畫被下度イト存ジマス

昭和七年六月

静岡縣警察部工場課

工業主各位

安全週間日次計畫

(静岡縣廳工場課)

一、安全週間委員任命

- 委員長 庶務係
- 準備係 (家庭安全ヲ含ム)
- 準 備 係 (整理整頓ヲ含ム)
- 危 害 豫 防 係 (整理整頓ヲ含ム)
- 保 險 衛 生 係
- 火 防 係
- 能 率 係

委員長(工場長)ハ豫メ各係員ヲ任命シ安全週間ノ趣旨ヲ説明シ且ツ係員ヲシテ安全週間中ノ腹案ヲ作製セシメ之ヲ報告セシムルト共ニ隨時打合せヲ開催ス

二、標語、ポスター、工場災害豫防考案懸賞募集

懸賞募集ヲ發表シ全従業員ニ其趣旨ヲ説明シ應募ハ成ルヘク職工級(男女別)ヲシテナサシメテ入選者ハ安全週間ノ第一日ニ發表スルモノトス

三、講演、活動寫眞開催

講演ハ委員長ニ於テ行フカ又ハ縣廳工場課員ニ依頼スルヲ適當トス、安全運動ヲ研究サレツ、アル名士アラバ尙結構トス、活動寫眞ハ大規模ノ工場ハ其工場ニ於テ小規模ノ工場ハ集團トナリ開催スルコト

四、作業場、寄宿舎等ノ不備ノ點改善

安全週間中ニ事故防止、能率増進ノ目的ヲ達成センカ爲豫メ作業場、寄宿舎其他ノ設備ノ缺陷又ハ不完全ノ個所ヲ各係員ニ夫々調査報告セシメ委員長ニ於テ研究考慮ノ上出來得ベクンバ安全週間前改善シ又從來災害發生個所ニ災害狀況ノ記入札ヲ貼付シ同一ノ轍ヲ踏マザル様一般ニ注意ヲ喚起セシムルモノトス

五、安全週間日割

第一日 準備デー

- 1、懸賞募集入選發表
- 2、従業員一同神佛ニ安全祈願
- 3、身體検査
- 4、工具、機械並災害豫防器ノ検査

第二日 整理整頓デー

- 1、採光、照明、通風、換氣、濕度、溫度ニ留意スルコト
- 2、急救箱ヲ完備スルコト
- 3、材料、原料、製品ヲ整頓セル積方トスルコト
- 4、機械、器具、其ノ他作業用具ヲ整頓スルコト
- 5、出入口及通路ヲ整頓スルコト

- 6、不用品及廢物ヲ處理スルコト
- 7、不用釘ヲ拔キ取ルコト
- 8、寄宿舎各自部屋ノ整頓、物品ノ置場所ヲ一定ニスルコト
- 9、各自所持品ニ記名スルコト
- 10、痰壺ヲ整理スルコト

第三日 家庭安全デー

- 1、家族一層和合ニ努ムルコト
- 2、家庭内外ヲ清潔ニ且整頓スルコト
- 3、戸締リ及火元ヲ注意スルコト
- 4、起床、食事、就寢ノ規律ヲ嚴守スルコト

第四日 危害豫防デー

一般工場

- 1、原動機、機械及動力傳道裝置ハ指定者以外ノ者決シテ取扱ハヌコト
- 2、調帶ノ衰弱セルモノヲ取換ヘルコト
- 3、調帶ノ掛ケ外シハ可成回轉ヲ遅クシ又ハ停止ノ上行フコト
- 4、機械ノ危險部分ノ掃除、注油、修理等ハナルヘク運轉ヲ停止シテ行フコト
- 5、調帶ノ掛ケ外シ又ハ機械ノ危險部分ノ掃除、注油、修理ノ場合不得止運轉シテ行フ時ハ繼續ヲ持タヌコト
- 6、車軸、調帶、調索其他回轉部分ニ卷キ付キタルモノハ必ス運轉ヲ停止ノ上取り去ルコト
- 7、運轉開始ノ場合ハ必ス信號スルコト
- 8、仕事ニカ、ル前ニ機械、器具並工具ヲ検査スルコト
- 9、電氣設備ノ取扱ニ注意スルコト

- 10、勢輪、研磨機、脱水器等ノ高速度回轉機械ヲ検査スルコト
 - 11、服裝、頭髮ヲ縮リヨクシ機械等ニ捕ヘラレヌ様スルコト
 - 12、迂リ轉ハヌ様足許ニ注意スルコト
 - 13、物體ノ落下又ハ顛倒セサル様注意スルコト
 - 14、工場内ヲ濫リニ走ラヌコト
 - 15、重イ物ヲ吊上ケ運ヒ又ハ荷フ時ハロープ類荷棒ヲ十分調ヘルコト
 - 16、帽子ヲ着用スルコト
 - 17、一ノ機械ヲ二人以上ニテ使用スル時ハ互ニ合圖ノ上運轉ヲ開始スルコト
 - 18、小金物初斷ノ場合飛來スルコトアルニ依リ注意スルコト
 - 19、スバンナー掛ケ外レセヌ様注意スルコト
 - 20、調帶ハ運轉中ノ車軸ニ掛ケ置カヌコト
 - 21、注油器(ラツパ型)尖端ニテ刺傷セヌ様注意スル事
 - 22、視力ノ十分届カヌ個所ニハ手足ヲ入レヌコト
 - 23、引火性、發火性又ハ爆發性料品ノ容器ヲ完全ニシ且火氣使用ヲ嚴禁スルト共ニ取扱ニ一層注意スルコト
 - 24、工場内ノ塵埃、有害瓦斯ノ排除裝置ニ留意スルコト
 - 25、炊事用ニ重釜ノ安全瓣及壓力計有效ナルヤ吟味スルコト
 - 26、汽罐ニ就テハ一昨年配布ノ汽罐取扱者ノ心得ヲ参照スルコト
- 製糸工場
- 1、調帶ノ回轉緩カナレト決シテ觸レヌ事
 - 2、繰糸桿回轉用車軸ニ頭髮衣類等ヲ捲キ込マレヌ様注意スルコト
 - 3、繰糸機絡交器ノ齒事ニ喰込マレヌ様注意スルコト
 - 4、手指蜂窩織炎豫防ノ爲メ折々手ヲ洗ヒ殊ニ終業後ハ一層洗滌スルコト

紡績工場

一、開 俵

- 1、原俵取扱ニ注意スルコト
 - 2、帶鐵切斷ハ安全ナル方法ヲ以テスルコト
- 二、ウキロ
- 1、フキードローラー附近ニ手ヲ近ケヌコト
 - 2、運轉中ハラチース内ニ手ヲ入レヌコト
 - 3、シリンドラーノ回轉中アンダーケーシングニ近ツカヌコト
 - 4、シリンドラーノアンダーケーシング内ニ入ルニハ運轉止後ニスルコト
 - 5、運轉中ダートケージノ中ニ手ヲ入レヌコト
- 三、ホツパー ベール ブレーカー
- 1、フキードボックス内ニ入ルトキハ調帶ヲ外シタル後ニスルコト
 - 2、トラベリングラチースノ二重ラチースノ喰込ム所ニ近ツカヌコト
 - 3、サイドシャフト特ニカツプリングノ所ニ衣類ヲ卷キ込マレヌ様ニスルコト
- 四、ウエスト オブナー
- 1、フキードローラ附近ニ近ツカヌコト
 - 2、運轉中シリンドラーカバーヲ開ケヌコト
- 五、エキゾースト オブナー及カツチャ
- 1、運轉中次ノ動作ヲ禁スルコト
- (イ) シリンドラ硝子窓ニ手ヲ入レルコト

- (ロ) シリンダー兩端ノファンノ所ノデスクドーアカラ手ヲ入レルコト
- (ハ) ビーターノデスクドーアカラ手ヲ入レルコトニビーターカヴァーヲ開ケルコト
- (ホ) アンダーグリッドバー附近ニ手ヲ近ツケルコト
- (ヘ) ダストケージホキールノアーム間ニ手ヲ入レルコト
- 2、ラップ巻付ノ時手ヲ巻キ込マレヌ様ニスルコト
- 3、フキードローラ及カレンダーロールニ喰込マレヌ様注意スルコト

六、カ ー ド

- 1、ラップ供給ノ時フキードローラニ手ヲ喰込マレヌ様注意スルコト
- 2、フキードローラベベルホキールトサイドシヤフトホキールニ喰込マレヌコト
- 3、テーカーインノガバーヲ開ケヌコト
- 4、運轉中ノテーカーインノアンダーケーシング附近ニ手ヲヤラヌコト
- 5、シリンダー及ドツフアーノワイヤーニ注意スルコト
- 6、運轉中ニシリンダーカバアーヲ開ケヌコト
- 7、磨針機カウンタギヤリングニ喰込マレヌコト
- 8、シリンダーノ惰力回轉ハ相當長キニヨリ特ニ注意スルコト
- 9、並掃除ノ時ドツフアーホキールトカバートノ間ニ手ヲ挟マレヌ様注意スルコト
- 10、ドツフアーコムトドツフアートノ間ニ手ヲ挟マヌ様ニスルコト
- 11、カレンダーアンダークリヤラーヲ取出ストキハ正面ヨリ其ノピボットヲ摘ミ眞直ニ引出ヌコト
- 12、ダンテーホキールノ齒車ニ喰込マレヌコト
- 13、運轉中コイラーヘットヲ開ケヌコト
- 14、並掃除ノ時カレンダークリヤラーノ掃除ニ注意スルコト

- 15、並掃除ノ時ストリッピングローラーニ指ヲ挟マレヌ様ニスルコト
- 16、並掃除ノ時ロープニ巻キ込マレヌ様ニスルコト
- 17、トツプグラインダー機ノローラートラバースモーションニ觸レヌコト

七、ド ロ ー ン グ

- 1、フルーテッドローラー及クリヤラーノ掃除ノ時指ヲ喰込マレヌ様ニスルコト
- 2、カレンダーローラーニスライヴアীগ巻付キ之ヲ除去スル際不意ニ廻轉スル場合アルニヨリ注意スルコト
- 3、アンダーシヤフトニ衣類ヲ巻カレヌ様注意スルコト
- 4、ケンスヲ足ノ上ニ落サヌ様且破損シタルケンスノ袴ニテ足ヲ負傷セヌ様ニスルコト
- 5、プラスチックローラートチェーントノ間ニ指ヲ喰込マレヌ様ニスルコト
- 6、機械ノ手入ヲスル時ハ手入中運轉ノカ、ラヌ様必ず安全ピンヲ運轉棒ニ挿シ置クコト

八、ス ピ ー ド フ レ ー ム

- 1、フルーテッドローラー及クリヤラーノ掃除ノ時指又ハ髪ヲ喰込マレヌ様ニスルコト
- 2、ボントム掃除ノ際スピンドルニ頭髮ヲ巻カレヌ様ニスルコト
- 3、スラッピングノブラシユローラートチェーントノ間ニ指ヲ喰込マレヌコト
- 4、齒車類ノ喰込マレヌ様ニスルコト
- 5、バランスウエイト及ローラーウエイトヲ足ノ上ニ落サヌ様取扱フコト
- 6、トツプレール、ボツトムレールノカバアー及ギヤーエンドカバアー等ヲ取落サヌ様注意スルコト

九、リ ン グ 精 紡 機

- 1、フルーテッドローラー掃除ノ時指又ハ髪ヲ巻キ込マレヌ様ニスルコト
- 2、チンローラノ下側ヤ齒車ノ喰込ム側ニ指又ハ衣類ヲ近ツケヌコト
- 3、トラヴァースカム及カムホキールニ近ツカヌコト

- 4、ダイゴナルシャフト、セツトフープニ詰ツタ綿ヲ掃除ノ際附近ノ押捻子ニ注意スルコト
- 5、スピンドルキヤツプノ破レ口テ手ヲ切ラヌ様注意スルコト
- 6、スピンドルバードニテ手指ヲ摺リ焼カヌ様注意スルコト
- 7、運轉中ラーヂガードヲ開ケヌコト
- 8、木管ヲ床ニ落シ置カヌコト

一〇、総機

- 1、調帶ノ速度遅キモ決シテ手ヲ觸レヌコト
- 2、運轉中柁ヲ摺ムト口付ピンニテ負傷スルニヨリ注意スルコト
- 3、総ヲ外ス場合柁棹ニテトゲヲ立テヌ様注意スルコト

織物工場

一、繰返機

- 1、チンローラニバンド木管等巻キ込マレタルトキ可成運轉ヲ停止シテ取去ルコト
- 2、ラチスモーシヨングヤリングノ被覆ナキ場合危険ニツキ注意スルコト
- 3、木管ノ差替ニ際シテスピンドルテ手ヲ突カヌ様ニスルコト
- 4、運轉中女工ハ臺下ニ匍入り又ヘツドストツクノ部ニ觸レヌコト

二、整經機

- 1、歪齒車覆ノ取外シハ係員以外ニテ行ハサルコト
- 2、運轉中ビームトドラムトノ間ニ布片等巻キ込マレヌコト
- 3、ワーパースビームノ掛ケ外シハ必ス二人テ取扱ヒ足許ニ注意スルコト
- 4、糸切ノ際ウエートデ負傷セヌ様ニスルコト

三、糊付機

- 1、シリンドーハ規定ノ壓力ヲ超過セヌ様ニスルコト
- 2、湯溜ノ蓋ハ常ニ修理ヲ怠ラヌ様ニシ出口ノ蓋ハ必要以外ノ時ニ決シテ開放セヌコト
- 3、糊付室ニハ係員以外出入ヲ禁止スルコト
- 4、フアンハ運轉中ニ手ヲ觸レヌコト
- 5、ウツドロローラ、スクイデングローラ、サイドシャフト等ニハ衣類襪履等ノ捲キ込マレヌ様ニスルコト

四、引通器

- 1、ビーム捲揚ゲノ際ハ必スチエーンヲ掛ケステーワイヤヲ入レルコト
- 2、ビームヲ捲揚ケタル時ハ捲揚齒車ヲ十分確リ止且紐ヲカケルコト
- 3、ビーム吊揚ゲノ調帶ハ掃除毎ニ検査スルコト

五、織機

- 1、運轉中ハ女工ハ決シテ掃除セヌコト
- 2、ベルト、プリーリーニ引キ込マレヌ様用意スルコト
- 3、柁ノ飛來防止ニツキ左ノ各項ヲ守ルコト

(イ) 柁ハ十分柁箱ニ押込ムコト

(ロ) 柁ヲ二箇入レテ運轉セヌコト

(ハ) 經系切斷、綜統切斷ノ時ハ直チニ運轉ヲ停止スルコト

(ニ) 運轉ヲ掛ケル際クランクノ位置ニ注意スルコト

(ホ) 織機ノ調子、經系、綜統等ノ運轉ニ異狀ヲ生シタトキハ停止スルコト

4、ステツキ、サイドレヴァーニ打タレヌ様ニスルコト

5、ヤーンビーム、フランドニ近い部分ノ糸切レヲ直シ又ハ掃除スル時ハバックレストノ運動ニ注意シ又クランクニ打タレヌ様ニスルコト

- 6、クロスローラー掛外シノ時ハ其レゾア一ニ彈カレヌ様ニスルコト
- 7、クロスローラートサーフエースローラトノ間ニ挟マレヌ様ニ注意スルコト
- 8、掃除ノ時クランクノ位置ヲ定メブレキヲ使用シ空轉セヌ様ニスルコト
- 9、レース、ウエフトフオーク及テンプル等ニ挟マレヌ様ニスルコト
- 10、鋏、綜統通器ヲ足ニ刺サヌ様ニスルコト(走ラスコト)
- 11、クランクホキール耳織齒車、捲戻及捲取齒車等ニ喰込マレヌコト
- 12、吹霧器ノタメ床上濕潤シ居ルニヨリ歩行ニ注意スルコト

製紙工場

一、調 木 部

- 1、圓鋸ノ不要ノ齒部ハ被覆スルコト
- 2、圓鋸ニ腰入レヲスルコト
- 3、圓鋸ニ瑕ナキヤ嚴密ナル検査ヲスルコト
- 4、割木機ノ双部ニハ常ニ注意スルコト
- 5、割木機ノ臺上ニテ原木ノ迂ラサル様注意スルコト
- 6、除節機ニテ除節ノ際材料ヲ強ク把持スルコト
- 7、剥皮機ノ廻轉早キニヨリ双部ニ注意スルコト
- 8、鉋削機ノ投入口ヲ視カヌコト
- 9、被碎機ノ投入口ニ引込マレヌ様ニ注意スルコト
- 10、破碎機ノ齒車ニ注意スルコト
- 11、碎木機ノ回轉方向ニ立タサルコト
- 12、檻襪斷截機ハ左記ヲ注意スルコト

(イ) 溝ロールニ喰マレヌコト

(ロ) 勢輪ハ非常ナル勢力ヲ蓄積シ居ルニ依リ決シテ觸レヌコト

(ハ) 双部ノ締付ボールヲ緊密ナルヤ検査スルコト

(ニ) 使用中ハ截斷部分ニ顔ヲ近ツケヌコト

二、蒸 解 部

1、蒸釜ニ就テハ左記ヲ注意スルコト

(イ) 安全瓣、壓力計、減壓瓣ハ有效ナラシムルコト

(ロ) 規定以上ノ壓力ヲ保タセヌコト

(ハ) 釜體ニ瑕ナキヤ検査スルコト

(ニ) 投入蓋ヲ開ク前内壓力ヲ全部排除スルコト

(ホ) 運轉停止前必ス蒸汽送入瓣ヲ閉ツルコト

2、加性曹達容器カ破潰セル場合ハ保護眼鏡ヲ用フルコト

三、ビーター室

1、小型ビーターノビーター軸ノ『メタルカッパ』ハ取去ラヌコト

2、叩解ビーターニ原料ヲ急激ニ押込マヌコト

3、ビータードラム回轉用齒車ニ喰マレヌ様注意スルコト

4、紙料溜槽ノ齒車並車軸ニ捲カレヌ様注意スルコト

5、昇降機ニハ人ヲ乗セヌコト

6、昇降機ハ取扱者以外取扱ハサルコト

7、硫酸ハ露天ニ放置セヌコト

8、トロコニ衝突セヌ様注意スルコト

四、抄紙部

- 1、抄紙機ニ就テハ左記ヲ注意スルコト
- (イ) コーチ、プレス、ストレッツチノ各ロールニ喰込マレヌ様ニスルコト
- (ロ) ドライヤー、プレスセーキ等ノ各齒車ニ喰込マレヌ様ニスルコト
- (ハ) ドライヤ運轉停止前蒸汽瓣ヲ必ス閉ツルコト
- 2、光澤機ロールニ紙ヲ導ク際喰込マレヌ様注意スルコト
- 3、リール枠ニ腕ヲ入レサル様注意スルコト
- 4、カッターノ各刃部ニ觸レヌ様注意スルコト

酸素熔接工場

一、アセチリン瓦斯發生器

- 1、瓦斯ヲ初メテ發生スルカ又ハ一日以上使用ヲ中止シタル後再ヒ發生スル場合ニハ空氣又ハ混合瓦斯ヲ全部排除シタル後使用スルコト
- 2、瓦斯ノ發生ハ成ル可ク徐々ニ行ヒカーバイトヲ入ル、抽出力高熱スル程ノ急激ノ發生ヲ避クルコト
- 3、アセチリン瓦斯ヲ三十封度以上ニ壓搾スル時ハ爆發シ易イ故天蓋上ニ過大ノ重量ヲ加ヘサルコト
- 4、發生器ト作業場トハ出來得ル限り遠隔セシムルコト
- 5、發生器ノ漏洩ヲ檢スルニハ決シテ火氣ヲ用ヒス石鹼水ヲ用フルコト

二、安全瓣

- 1、水面ハ常ニ注意スルコト
- 2、U字型管ノ最下端ノ側部ニアル螺子ヲ脱シ底部ニ沈澱スル塵芥ヲ能ク掃除スルコト
- 3、水ノ蒸發ニ注意スルコト
- 4、吹管一箇ニツキ必ス安全瓣一箇ヲ設置スルコト

三、吹管

- 1、點火ノ場合(一時使用ヲ中止後ト雖モ)必スアセチリンホースヲ外シ酸素ノミヲ噴出セシメアセチリンホース取付口ニ吸ヒ込ミテ生セサル場合ハ絶對ニ使用セヌコト
- 2、火口ノ掃除ハ銅、眞鍮線ノ如キ柔キ物ヲ用フルコト
- 3、火焰カ裂帛ノ如キ音響ヲ立テタル場合直チニ瓦斯コックヲ締メ火口ヲ冷却後ニ使用スル事

四、ゴムホース

- 1、瓦斯漏洩ヲ檢スルニハ必ス石鹼水ヲ用フルコト
- 2、地上ヲ曳キスリ又ハ金物角、土足等ニテ擦リ剥カヌ様ニ注意スルコト

五、酸素容器

- 1、決シテ火氣強キ爐邊又ハ日光ノ直射スル場所ニ置カヌコト
- 2、床上ニ投倒シ又ハ容器相互衝突等ノ激動ヲ與ヘヌコト
- 3、壓力ヲ増スタメ容器ヲ炭火等ニテ温メヌコト

製材工場

- 1、鋸類ニ腰入ヲスルコト
- 2、鋸類ニ瑕ナキヤ檢査スルコト
- 3、當木製材ノ場合反動ヲ注意スルコト
- 4、木材送給ノ場合鋸臺ニ密着セシムルコト
- 5、木材ノ節多キ場合逆行及振動ニツキ注意スルコト
- 6、足元ノ迂ラサル様注意スルコト
- 7、前取りハ木材ヲ後齒ニカケヌ様注意スルコト
- 8、帶鋸ノ飛來豫防裝置ハ常ニ完全ニシ置クコト

- 9、帶鋸運搬車ニ足ヲ挟マヌ様注意スルコト
- 10、帶鋸運搬車運轉ノ場合重心ヲ失ハサル様注意スルコト
- 11、箴鋸停止ノ際クランクヲ最下部ニ置クコト
- 12、箴鋸ノ駒ニ打タレヌ様注意スルコト
- 13、箴鋸フレーム溝ニ手ヲ入レヌコト
- 14、鼻切鋸ノ移動用車軸ニ捲キ込マレヌ様注意スルコト
- 15、金剛砂砥石ノ締付フランヂハ直徑同一ノモノトシ且龜裂ナキカ吟味スルコト

第五日 保健衛生デ

- 1、工場及寄宿舍各便所ヲ清潔ニスルコト
- 2、便所ニ昆蟲鼠族ノ浸入ヲ防クコト
- 3、工場寄宿舍及食堂ヲ清潔ニスルコト
- 4、食器ノ熱氣消毒ヲナスコト
- 5、各自ノ體温ヲ計ルコト
- 6、衣類、夜具ノ日光消毒ヲスルコト
- 7、痰唾ハ痰壺ニスルコト
- 8、排水路ヲ清潔ニスルコト
- 9、捕鼠方法ヲ購スルコト
- 10、本日ノ献立ヲ一層注意スルコト
- 11、蠅取ヲスルコト
- 12、蟲下シ藥ヲ服用スルコト
- 13、暴飲暴食ヲ慎シムコト

- 14、夜更シ又ハ間食ヲセヌコト
- 15、早寢ヲ勵行スルコト
- 16、就寢前並起床後ニ齒ブラシヲ使用スルコト
- 17、食前ニ手ヲ洗フコト
- 18、食物ハ充分咀嚼スルコト
- 19、風邪引カヌ様注意スルコト
- 20、頭髮ヲ洗フコト
- 21、餘分ノ爪ヲ挟ムコト
- 22、入浴中ニハ手足ヲ良ク揉ムコト
- 23、ラヂオ體操ヲ行フコト
- 24、寢冷セヌ様準備ノ上就寢スルコト
- 25、日光浴ヲスルコト

第六日 火災豫防デ

- 1、防火器具ノ検査ヲ行フコト
- 2、防火器具ノ取扱ヲ教授シ且實演ヲ行フコト
- 3、作業場及寄宿舍ニ於ケル避難方法ヲ實演スルコト
- 4、非常口其他避難裝置ヲ點檢スルコト
- 5、發火ノ虞アル場所ニ對シテハ一般ニ其原因ヲ理解セシメ置クコト
- 6、喫煙場所ヲ設立シ禁煙場所ニ於ケル禁煙ヲ嚴守スルコト
- 7、爆發性、發火性、引火性料品ノ製造、取扱貯藏ヲナス場所ニ直接必要外ノ火氣ヲ使用セヌコト
- 8、火氣及熱氣ヲ使用スル乾砂室ヲ清掃スルコト

- 9、蒸氣管ト可燃物トハ相當間隔ヲ保タシムルコト
- 10、煙突ヲ掃除スルコト
- 11、煙突カ屋根裏ヲ貫通スル部分ハ不燃燒物トスルコト
- 12、汽罐上ニ可燃物ヲ置カサルコト
- 13、總ヘテ軸受ノ油ノ缺乏セヌ様注意スルコト
- 14、電動機、開閉器、抵抗器等ヲ掃除シ且附近ノ可燃物ヲ取除クコト
- 15、油又ハ印刷用インキ等ノ浸染セル襪、紙屑ハ不燃性ノ容器ニ收ムルコト
- 16、夜警ノ制ヲ定メ工場内外ヲ巡視スルコト

第七日 能率デー(又ハ無駄ナシデー)

- 1、共同一致ノ精神ヲ以テ就業スルコト
- 2、可成缺勤セザル様努メ萬一缺勤ノ場合ハ就業時間前豫メ工業主ニ届出ツルコト
- 3、作業ノ目的方法等ヲ篤ト了解ノ上興味ヲ以テ就業スルニ努ムルコト
- 4、時間、勞力、原料、材料等ヲ無駄ニセヌコト
- 5、機械工具其他工場設備ヲ丁寧ニ取扱フコト
- 6、監督者ニ從順ナルコト
- 7、沈黙作業トスルコト
- 8、原料、材料等ノ單價(實物添付)及其浪費額ヲ教示スルコト
- 9、不要電燈ヲ消スコト
- 10、不要機械ノ運轉ヲ休止スルコト
- 11、運轉速度ノ不適當所ヲ調査スルコト
- 12、蒸氣湯及水ヲ濫費セヌコト

13、時間ヲ尊重スルコト

(8) 宣傳印刷物及マークの作製配布

安全週間の趣意を徹底理解せしめんとする爲に行はれたる一般的のものは、宣傳印刷物と安全マークの作製配布である。これに關しては各廳府縣共各々その趣向を凝し、街頭に工場鑛山に或は事業場に之を掲示して、勞働災害が如何に悲惨なるかを知らしめ、安全運動の重要性を深く印象せしめることに努力した。其の狀況にして社會局へ報告せられたるものを示せば左表の通りである。

地方に於ける宣傳印刷物發行狀況

地方別	ポスター	其他の印刷物	佩用安全マーク	備考
警視廳	三五、〇〇〇	一五五、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	
神奈川県	二一〇、〇〇〇	七七、〇〇〇		
兵庫		二〇六、〇〇〇		
栃木	三、〇〇〇	三九、五〇〇		
山梨	四、九〇〇			
滋賀		一、四〇〇		
宮城		一、〇〇〇		
秋田	一、六〇〇	七、五八〇	九、三〇〇	
石川	五、〇〇〇	一、六〇〇		

富山	五、八七五	六〇、八六七			其他の印刷物中にパンフレット、目次表 及び安全新聞等を含む
島根	一、一〇〇	三、一〇〇		一一、五〇〇	
愛媛	一、五〇〇	七、七〇〇			
福岡	一	八〇、〇〇〇			
佐賀	六〇〇	四、八〇〇			

(9) 懸賞による安全歌及標語の募集

安全運動の必要性を印象づけ安全週間を有意義ならしめ延いては労働者の工場災害に於ける豫防注意を喚起せしむる爲に最も効果的な企ては、懸賞による安全歌及標語の募集である。故に各廳府縣共之を行ひ、又工場に於ても單獨に懸賞を以つて之等の外に『安全週間に關する感想又は希望』文を募集してゐる。昨年度に於ては埼玉縣の岡谷製絲株式會社大宮工場及び長野縣の小口組糸製絲所の二工場は就中其の成績優秀なるものがあつた。本年度に於ても之等の企てありたるは當然にして、昨年度よりも一般的に各地に行はれた。

又これは安全週間とは別個のものであるが、今春大阪府産業安全研究會に於て募集したる『産業安全歌』は、各地の工場より優秀なる作品が多數應募され、一二等作品は本報告書の巻頭にも掲載せるが如く作曲され蓄音器に吹込まれて、其のレコードは廣く市井に販賣された。従つて工場等に於ても之を利用するものが相當にあつた。

第三、安全週間に於ける活動狀況

一、本協會に於ける活動狀況

安全週間中本協會は主催者として左の如き活動を展開した。

(1) 第五回全國安全趣旨宣揚の爲め各地出張講演

全國安全週間の趣旨を宣揚する爲めに本協會に於ては社會局と協力して各地に講師を派遣して、大いに其の宣傳に努めた。(詳細は『二、社會局に於ける活動』参照)

(2) 本協會所藏のフィルム貸與

安全週間に際して其の趣旨宣揚のため本協會所藏のフィルムを利用するもの多く、従つて本年度も希望廳府縣に對しては之を貸與し、其の便宜を計ると共に労働災害防止の必要を強調した。

尙本協備付の活動寫眞『フィルム』の貸付規定並に從來所藏のもの及び本年度作成のフィルムに關しては、『昭和七年産業福利年報』(昭和八年三月發行)に詳細規定が發表されてゐるのでその方を参照されたい。

(3) 産業安全に關する出版物

産業安全に關する出版物としてポスター、宣傳印刷物並に雑誌『産業福利』に掲載されたる諸論文の外、左のパンフレットを發行した。

(イ) 第四回全國安全週間報告

(ロ) 安全の光

二、社會局に於ける活動

安全週間に際して其の趣旨を徹底せしめ併せて工場災害に關する知識を普及せしむる目的を以つて、栃木、愛媛、島根、山口、大阪、福岡、廣島、兵庫及び神奈川の各府縣より講演會開催に付き講師の派遣方を申請し來れる故を以つて、社會局に於ては労働部長を始め、左の如く局員を派遣し其の宣傳に努めた結果、各れも多大の感銘を與へ頗る盛狀裡に良好なる成績を擧げた。

全國安全週間講師派遣

日	時	府縣名	講演開催場所	講師名
六月十日		大阪府	大阪市 大阪貿易會館	
六月十三日		兵庫縣	縣廳議事堂、尼ヶ崎市 久保田鐵工所 姫路市 公會堂	社會局技師 武田晴爾
六月十六日		愛媛縣	松山市 倉敷紡績株式會社松山工場 今治市 東洋紡績株式會社今治工場第二工場	
六月十八日		廣島縣	吳市 公會堂	
六月十八日		栃木縣	佐野町 佐野織物同業組合事務所樓上	社會局屬 岡田秀男
六月二十日		神奈川縣	縣廳	社會局技師 井口幸一
六月二十二日		長崎縣	長崎三菱造船所 長崎紡績株式會社	
六月二十三日		福岡縣	門司、戸畑、直方、久留米、大牟田の各市	産業福利協會常務理事 社會局囑託 浦生俊文
六月二十七日		山口縣	下松町、宇部市、小野田町、厚狹町、彦島町	
七月一日		島根縣	松江市、今市町、益田町	
七月五日		兵庫縣	神戸高等工業學校	
六月二十八日		愛知縣	名古屋市	社會局勞働部長 赤松小寅

又北海道よりは安全週間趣旨宣傳講演會と共に工場體操講習會の開催希望なるに付き、左の如く講師を派遣した。

日	時	場	所	講師
七月一日		札幌市		(講演) 社會局技師 鯉沼 莨 吾
同 五日		江別町	(富士製紙株式會社工場)	
同 六日		苫小牧町	(王子製紙株式會社工場)	
同 七日		室蘭市	(日本製鋼所 輪西製作所)	(工場體操) 日本體育會體操學校 教師(社會局囑託) 赤間 雅彦
同 八日		函館市	(函館ドック株式會社工場)	
同 九日		函館市		

三、關係廳府縣又は事業主團體の活動

安全週間中關係廳府縣又は事業主團體は各々其の趣旨の宣揚徹底に努むるべく凡ゆる方法を以つて活動を行つたのであるが、其の中で特に主なるもの左の如きものであつた。

(1) 講演會及講習會

講演會及び講習會を開催せることは前節に於て述べた通りであるが、尙其の外に社會局より講師を招聘せず、府縣、工場協會、工場懇話會又は工場單獨にて之等を開催せるもの多く、社會局に報告し來れるものゝみにても左の通りである。

地方に於ける講演會開催狀況

府縣別	回数	聴		講		計	備考
		工場主	職員	労働者	者		
北海道	二一					六、〇三〇	
東京都	七七					一四八、〇〇〇	
神奈川県	一五						内七回は活動寫眞映寫會を併せ行ふ
新潟県	二一	八	三五	二、六一六	二、七三一	八、一一一	縣より講師派遣のもの
埼玉県	二〇			七、二二〇	七、二二〇	七、二二〇	縣より講師派遣以外のもの
栃木県	一				二〇〇	二〇〇	
静岡県	二〇			六、四六〇	六、五九五	六、五九五	
山梨県	一五						
滋賀県	二二					二、八九〇	工場監督官吏が行ひしもの
青森県	二二					二、二五八	各事業主が行ひしもの
秋田県	八					一、〇三三	
福島県	五〇					一、一一七	
富山県	九一					二、〇〇三	労働者欄の()内は警察官吏なり
鳥取県	一八					二、〇〇五	工場主及職員のみ
島根県	三					五、五八四	工場主、従業員及其の家族を含む
愛媛県	一六					一八、一四二	(四二一)には職員をも含む

府縣別	回数	聴	講	計	備考
福岡県	五				
佐賀県	三〇				
沖繩県	三				

(2) 活動寫眞映寫會
 安全週間に際し活動寫眞を利用するもの最近頓に増加せるは、文書圖書による宣傳よりも、現象實體に依つて直接労働者の腦裡に深く印象せしむるの法が、その宣傳的效果大なる爲めにして、本年度の此種の映寫會を開催せるものにして社會局に報告し來れるものは左の通りであつた。

地方に於ける活動寫眞映寫會

府縣別	回数	観覽者數	備考
北海道	四	二、三〇〇	
東京都	七〇		活動寫眞映寫班を組織し五班に分れて活動す
神奈川県	一〇		内七回は講演會、一回は座談會を併せ行ふ
埼玉県	七	一、七〇〇	通俗講演會を併せ行ふ
栃木県	一四	八、七七〇	
山梨県	八		
福井県	二二	一九、五五〇	
島根県	八		健康保険課の「健康週間」と共同にて開催せるもの以上の裡七回を含む
香川県	一一		講演會並に芝居を併せ行ふ

開催地三市四郡五町一村に亘り、参加工場は二五工場。其の内訳は工場主及び職員が百十八名、職工が八千二百十四名であった。

(3) 安全展覧會及ポスター展覧會

安全週間に際し展覧會を開催することは未だ一般的ではないが、昨年度より漸く此種の催が開かれるに至つた。

ポスター展覧會も同じく未だ一般的に行はれてゐないが、神奈川縣に於ては昨年度同様、週間中主旨宣傳の爲め之れを左記四工場に開催し、縣工場課に備付けある資料を貸與し、各工場に於ても特に豫防知識普及の目的を以つて従業員より募集したるものを共に展覧せしむるの方法により之を舉行し、講演會及び映寫會と相俟つて相當の効果を收めた。

ポスター展覧會開催工場(神奈川縣)

合資會社東京螺子製作所

日清製粉株式會社鶴見工場

富士電機製造株式會社川崎工場

森永製菓株式會社鶴見工場

(4) 新聞紙に依る宣傳

地方新聞紙に依る宣傳の社會的效果大なるは論を待たない。福井縣に於ては昨年同様安全週間舉行前具體的方法の準備計畫等機會ある毎に地方發行の各新聞紙に其の記事を掲載して一般的に宣傳してゐるが、安全週間初日たる七月一日には特に工場及び事業場並に之等従業員に對して、尙一層安全週間を高潮せしめ、且つ工場又は事業關係者の父兄家族等の後援並に一般民衆の安全週間に對する援助氣分を強からしむる意味に於て、縣内各新聞紙上に左の如く警察部長の名を以つて『安全週間施行に就て』と題する左の如き内容の談話を掲載して大なる宣傳効果を擧げた。

安全週間施行に就て

福井縣警察部長 松 枝 角 二

愈々本日をして第五回全國安全週間を迎ふることになつた。我が國で始めて安全週間が行はれたのは大正八年六月で當時は東京市及其の隣接町村を範圍とした極めて小規模のもので、其の後安全運動は各地に普及したが未だ全國的に統制の域には達しなかつた。

處が昭和二年に至つて始めて一道三府二十一縣が聯合して全國的に安全週間を実施することになつた。本縣も亦この聯合に加盟して爾來毎年實施して來たのであるが幸に工業主や従業員の理解と眞劍の努力に依り年と共に好成績を擧げて居ることは誠に御同慶に堪えない。本年の安全週間に於て注目すべき事は本年一月一日より施行せられたる労働者災害扶助法適用の事業場並其の従業員が該運動に加はつたことであつて之は安全運動に一段の意義を加へたものと云はねばなりません。

安全週間の主旨に關しては今更喋々する迄もないのであるが年々の産業災害を統計的に見ると全國工場法適用工場従業員中災害犠牲者となるものは毎年約四萬五千人にのぼつて居る(内三百人は死亡、二千人は不具廢疾)之によつて見ましても工場従業員が肉體上、精神上經濟上如何に大なる犠牲を拂つて居るか窺ひ知られます、亦事業主の損害に至つては災害犠牲者の療養費或は扶助料、保險費用等の直接的の失費だけでも年々二百萬圓以上にのぼるのであつて、更に工業主の蒙る實際的損害例之熟練工の喪失、新入職工の教育生産の阻害設備の修理等の費用を算入すればその犠牲は莫大なる額に達する。

然らば安全週間の實際的效果は如何といふに昨年の安全週間中の全國の成績は平時の災害率に比較して約四割六分の減少を示して居るのであります。

今や我が國は内外を問はず多事多端であります、國民は舉國一致此の難局打開に當らなければなりません、この時に當り安全運動に更に力を致し勞資協力以て産業の健全なる發達を圖る事は極めて時勢に適したるものと云はなければなりません。

(5) 街頭宣傳

警視廳、神奈川縣及び福岡縣に於ては工場鑛山又は事業場のみを宣傳に止めず、一般社會人に對しても安全運動の趣旨を理解せしむる目的を以つて其の宣傳を街頭にまで進出せしめた。

一、警 視 廳

警視廳に於ては左の如き三方法を以つて之を實行した。

(イ) ポスター掲出

警察派出所の掲示板を利用してポスター安全及び衛生心得等も掲出せしむ。

鐵道停車場に對して該ポスターの掲示方を各管理者に依頼して掲出す。

(ロ) 立看板に依る宣傳

安全週間たる意味も一般民衆にも知らしむる爲め立看板を作製し街頭に立てしめた。

(ハ) 自動車宣傳隊の編成

安全週間中工場課員を以つて十班の宣傳隊を組織し、管内を四方面に區分し、自動車には『安全週間』の文字を記したる布を以つて裝飾し(口繪参照)街頭を練りながら主要工場を巡視した。

二、神奈川縣

神奈川縣に於ける街頭宣傳は左の如き計畫の下に之れを實行した。即ち左表に従ひ一般公衆に對しても宣傳ビラを撒布した。
第五回安全週間に際し七月一日主旨宣傳の爲め街頭に於て一般公衆に散布すべき計畫日時場所

散布すべき場所	日	時	従業人員	宣傳ビラ數	警察署別
櫻木驛附近	七月一日午前七時より開始		一人	二、〇〇〇枚	加賀町署
萬國橋附近	同		同	五〇〇	同
吉田橋附近	七月一日午後五時より開始		同	二、〇〇〇	伊勢佐木署
横濱驛附近	七月一日午前七時より開始		同	一、〇〇〇	戸部署
水上署附近	同		同	五〇〇	水上署
鶴見驛附近	同		同	一、〇〇〇	鶴見署
潮見橋附近	同		同	二、〇〇〇	同
川崎驛附近	同		同	一、〇〇〇	川崎署
京濱川崎驛附近	同		同	一、〇〇〇	同
計				一一、〇〇〇	

三、福岡縣

福岡縣に於ては安全運動を一層徹底的に強調する爲めに管下全般の路線自動車、電車、軌道従業員用として佩用安全マークを無償配布するを以つて、各營業者と協議の上適宜の方法を以つて宣傳に努むることとした。又自動車、電車等の車體に安全週間の文字を配して之を運轉し、一般社會人に對しても其の注意心を喚起した。

(6) 實地指導

關係廳府縣又は工場協會或は工場懇話會等の如く指導的立場にあるものが、安全週間中自己の管内の参加工場に直接赴いて實地に之を指導することは、安全運動の發展上又は工場労働者の災害豫防上緊密缺くべからざることである。従つて各廳府縣に於ても此の見地より夫々分擔區域を定め、週間中工場に出張して懇切周到なる注意を以つて指導の任に當つた。其の活動狀況は左の通りである。

地方に於ける實地指導狀況

府縣別	工場數	職工總數	指導者	備考
兵庫	四五			
埼玉	三八			
群馬	六一	一一、六二二		
靜岡	五九	一三、五二〇		
山梨				三七三人にて指導の任に當る
滋賀	四一	一七、五五〇	警察官吏	
石川	一、三三〇	一八、二〇〇	工場監督官吏 警察官吏 同	

鳥取	一六	七、七〇一	工場監督官吏	四名の監督官吏をして全縣下の工場を地域的に分擔して派遣す、一人當り平均八十五工場を巡視し指導の任に當る
島根	二六	右	右	
徳島	一〇一	右	右	
愛媛	四三	右	右	
佐賀	七九	五、六〇〇	警察署長	工場監督官吏
熊本	二一〇	八、四七七	警察署長	
沖繩	一四	五二二	工場監督官吏	

(7) 施行状況の視察

實地指導と相俟つて指導的立場にある廳府縣、工場協會又は工場懇話會等に於て、安全週間中各工場に赴いて其の施行状況を視察することは、これ又安全週間施行上又は其の發展隆盛を期する上に於て頗る必要なことである。従つて各廳府縣共各々其の分擔區域を分ちて工場に出張し其の施行状況を視察した。

地方に於ける施行状況の視察

府縣別	工場數	職工數	視察者	備考
神奈川	二四三	—	工場監督官吏	全縣下を九方面に分ちて視察す
埼玉	二八	—	保安課長	
徳島	二一	七、一八八	保安課長	主要工場のみ視察。以上の外工場監督職員及縣下各警察署長、署員は縣内工場全般に涉り視察す

第四 安全週間後の事業

一、本協會並に社會局に於ける事業

安全週間後社會局に於ては當時使用職工五十人以上の工場より其の成績の報告を受け、週間中の災害率並に施設事項に付き調査を行ひ、本協會に於ては關係廳府縣を経て優良工場の表彰申請を示さしめ、其の審査の結果、週間中其の成績優良の工場に對しては夫々表彰を行つた。其の詳細なる報告に關しては後述する。

二、關係廳府縣又は事業主團體の事業

安全週間後に於ける關係廳府縣並に事業主團體の主なる事業は左の通りである。

(一) 安全週間の結果報告

安全週間の結果報告には左の二種がある。

(1) 安全週間成績調査

安全週間後は各工場共、災害率並に施設事項其他各種の參考資料、有益なる統計を作成して關係廳府縣へ報告し、各廳府縣は更に之を一括して社會局に提出した。

(2) 批判會

それと共に工場に於ては安全委員會が主催となりて自己の工場内に於ける安全週間の批判會を行ひ、關係廳府縣に於ては工場協會又は工場懇話會等が主催となりて參加事業主の參集を求めて其の批判會を行つた。安全週間に限らず如何なる事業も其の實施後、之を回顧し反省し互に忌憚なき批判會を行ふと云ふことは、その事業の將來の發展充實のために頗る實利的なことであつて、それに依りて互に長短之を相補足し合つて完全ならしめるものである。昨年來この批判會

が各地に行はれるを見るに至りしことは斯界の爲に寔に慶賀すべき現象である。

(一) 優良工場の表彰推薦
次に關係廳府縣に於ては安全週間施行中其の状況を視察したる結果と、其の成績(災害率と施設事項)如何を併行的に審査銜衡したる上、其の成績最も優良なる工場を一廳府縣に二工場選定し、其の表彰方を本協會に申請した。本年度表彰される優良工場は後章に於て之を述べるが、これあるが爲めに各加工工場は互に刺激され其の光榮を擔はんとして熱誠忠實に安全週間に邁進し、延ては我國安全運動の目覺ましき促進の楔となるものである。

第五 安全週間と出版活動概況

安全週間に際して其の趣旨宣揚のため講演會、講習會、活動寫眞映寫會、文書並にポスター等有らゆる方法を動員して其の宣傳に努力したる處であるが、尙此の外に新聞雜誌又はパンフレット、リーフレット等を發行して大いに其の宣傳に傾注された。

本年度に於ける出版活動概況は左の通りである。

一、新聞及び雜誌

新聞及び雜誌は安全週間中に特に發行されたものではなく、府縣に於ける工場協會又は工場懇話會等の機關誌として毎月刊行されるものを、安全週間に際して『安全週間準備號』『安全週間特輯號』又は『安全週間報告號』として發行されるものである。勿論通常時に於ても『工場危害豫防及衛生規則』に準據したる工場に於ける各種の安全装置、衛生施設其他工場に於ける労働者の全般的産業労働災害に關する研究並に參考論文或は一般安全教育に關する諸種の資料を適時掲載してゐることは當然である。

(1) 雜誌『産業福利』に發表されたもの
本協會發行之雜誌『産業福利』に發表されたる本年度の安全論文並に資料其他は左の通りであつた。

一月號(第七卷第一號)	富田愛次郎	新映畫作製
勞資共存共榮の途		足利産業安全衛生展覽會趣意書
安全管理と職長訓練	蒲生俊文	大阪に於ける安全週間準備協議會
二月號(第七卷第二號)		警視廳の安全週間準備進捗
神戸高等工業學校十週年記念	兵庫縣	實業學校長も出席して安全講座研究會
工場災害防止展覽會の概況		大阪に於ける産業安全講習會
産業災害報告用紙に就て		七月號(第七卷第七號)
三月號(第七卷第三號)	蒲生俊文	安全運動と清潔整頓(其の二)
時間動作研究と安全努力	數江雄二	工場安全化の實際的手段
英國に於ける災害防止の近況	高木源之助	彙報
英國に於ける建築工事の災害		各事業場に於ける安全週間實施方法
彙報		伊太利より災害豫防に關し我國へ照會し來る
鐵道省大宮工場の安全運動並安全委員會規程		英國に於ける安全週間及安全會議
安全とは?		八月號(第七卷第八號)
英國議會に於ける安全第一		勞資協調の力
一九三二年度の英國安全週間		第五回全國安全週間に際して
英國に於ける安全事業と婦人の活動		北米合衆國に於ける社會政策並に災害豫防問題に關する
六月號(第七卷第六號)	蒲生俊文	概観
安全運動と清潔整頓(其の一)		彙報
彙報		産業福利協會の活動寫眞「フィルム」貸付規程
安全週間來る		安全運動に關し金山製糸より本會へ提案し來る

足利産業安全衛生展覽會の概況

兵庫に於ける安全週間の安全祈願祭

愛媛縣に於ける安全週間實施方法

九月號(第七卷第九號)

全國安全週間講演憶出の記

彙報

蒲生俊文

愛知縣に於ける工場安全委員會規則案並同委員會聯合會々則

大阪府沖仲仕の安全週間懸賞應募當選標語

安全週間フィルム利用者

十月號(第七卷第十號)

背後に隠れたる災害原因

災害豫防に於ける光電管の應用

彙報

蒲生俊文
齋藤龍雄

全國産業安全大會開催計畫

(2) 工場協會、工場懇話會にて發行のもの

工場協會、工場懇話會等に於て發行されたる新聞、雜誌中その發行日に依つて「週間前」「週間中」及び「週間後」に區別して其の内容目的を摘記すれば左の通りである。

(一) 安全週間前發行のもの

一、新潟縣工場協會々報

昭和七年二月二十九日發行
第七號

安全週間優良工場の表彰

新潟縣工場協會機關誌

二、神奈川縣工場協會雜誌

昭和七年三月一日發行
第五卷第三號

模範工場として表彰された四工場

三、京都府工業聯合會々報

昭和七年五月二十日發行
第五十號

安全週間來る

四、「安全と能率」

昭和七年六月一日發行
第一卷第六號

安全週間を迎ふるに際して

五、會報

昭和七年六月十五日發行
第四號

工場災害の原因に就て

縣外優良工場視察

縣外模範工場報告

活動寫眞「フィルム」の借入斡旋

(一) 安全週間中發行のもの

一、工場時報

昭和七年七月一日發行
第七卷七月號

工場安全週間の再吟味

昭和六年警視廳管下工場安全週間中災害數及災害率一覽表

東京工場協會機關誌

十一月號(第七卷第十一號)

全國産業安全大會(卷頭言)

安全の大觀

災害の心理的原因に就て

陸軍造兵廠東京工廠に於ける單一安全運動實施狀況

彙報

蒲生俊文
鈴木久藏
山井明澄

廣島縣に於ける安全講習會

十二月號(第七卷第十二號)

全國産業安全大會

職工長の立場から見た安全

彙報

第三回安全衛生大會

工場安全努力十題(米國安全協會)

佐藤龜太郎

第五回安全週間に執れる實施方法と其の特異なる計畫の數々
工場安全週間と安全委員
安全週間に就て

一、神奈川縣工場協會雜誌
昭和七年七月一日發行
七月號

災害豫防と安全組織

評議員會の開催——安全週間の諸計畫

三、群馬縣工場協會時報
昭和七年七月一日發行
第十六月號

安全週間

第五回全國安全週間群馬縣舉行要綱

四、工場時報
昭和七年七月一日發行
第九號

第五回全國安全週間趣意書

安全運動に就て

第五回全國安全週間舉行

五、『安全と能率』
昭和七年七月一日發行
第一卷第七號

安全週間特輯號

安全週間に際して

富山縣工場協會聯合會機關誌

群馬縣工場協會機關誌

神奈川縣工場協會機關誌

(愛知縣)安全と能率社

安全運動講座 (一)

(三) 安全週間後發行のもの

一、福岡縣鑛工聯合會會報

昭和七年七月二十日發行
第七卷第四號七月號

福岡縣鑛工聯合會機關誌

安全問題講演會

安全委員會の設置促進と縣下に於ける設置狀況調査

第五回安全週間舉行

二、會報
昭和七年七月二十八日發行
第十九號

北海道工場協會機關誌

昭和六年度安全週間施行狀況

第五回安全週間實施

工場安全週間實施

三、工場時報
昭和七年八月一日發行
第七號八月號

東京工場協會機關誌

第五回工場安全週間實施概要

四、會報
昭和七年八月十日發行
第二十七號

静岡縣工業懇話會機關誌

第五回全國安全週間舉行

安全週間日次計畫

各工場に於ける安全週間實施狀況

五、福岡縣鑛工聯合會會報 昭和七年八月十五日發行
第七卷第五號八月號

福岡縣鑛工聯合會機關誌

第五回全國安全週間福岡縣下實施概況

六、京都府工業聯合會會報 昭和七年八月二十日發行
第五十三號

京都府工業聯合會機關誌

安全週間成績優秀工場表彰

七、福岡縣鑛工聯合會會報 昭和七年七月二十日發行
第七卷第六號九月號

福岡縣鑛工聯合會機關誌

臺灣製糖會社九州製糖所の安全委員會に就て

第五回全國安全週間福岡縣下實施概況(承前)

安全委員檢査十訓

八、神奈川縣工場協會雜誌 昭和七年十月十日發行
第十號

神奈川縣工場協會機關誌

安全週間に就て

安全週間に關する感想

彙報

工場施設改善の警告

産業安全大會に本縣の講演者

九、福岡縣鑛工聯合會會報 昭和七年十月十六日發行
第七卷第七號十月號

福岡縣鑛工聯合會機關誌

第三回産業安全衛生展迫る

安全週間舉行の結果に就て

一〇、新潟縣工場協會會報 昭和七年十月二十日發行
第十號

新潟縣工場協會機關誌

勞資協調の力

管理に就ての二三の考察

工場安全週間實施狀況

一一、會

報 昭和七年十一月一日發行
第八十二號

岐阜縣工場會機關誌

工場災害に就て

安全週間

縣制定安全週間實施要目例

印刷物配付狀況

週間中施設佳良工場の實施狀況

表彰工場名表彰狀寫

安全活動寫眞巡回映寫に就て

懸賞安全標語審査結果發表

一二、會

報 昭和七年十二月七日發行
第八號

福井縣工場協會機關誌

『安全週間報告號』

講演

第五回安全週間に際して

安全運動

第五回安全週間舉行要綱

安全週間舉行心得——從業員諸氏へ

安全週間施行に就て

安全週間懸賞當選者

安全週間實施狀況

安全週間實施工場の事例

僕が工場主であつたらこの安全週間を如何に生かすか？

本會記事

無駄排除週間の實施

縣外工場視察

雜錄

産業安全歌の宣傳

十三、會

報 昭和七年十二月十五日發行
第九號

産業安全歌

安全標語の募集

第五回全國安全週間の實施

一五、會

報 昭和八年一月一日發行
第十號

安全運動に就て

昭和七年度安全週間成績概要

一六、神奈川縣工場協會誌

昭和八年一月一日發行
第六卷第一號第四十九號

安全週間懸賞當選論文

(備考)

以上の内容目録にして安全週間に直接關係なきも、苟しくも安全運動又は産業安全に關するものは如何なるものも參考として集録した。尙昭和八年度に發行せる雜誌と雖も第五回安全週間の成績結果を發表せるものも併せ記することにした。

(3) 工場にて發行されたるもの
一、日刊安全報(安全ニュース)

日出紡績株式會社日高工場(和歌山縣)

(備考)

安全週間中工場に於て發行し之を從業員に配布せるものにして、此の種ニュースは普通謄寫版刷の物多く、各工場共なせるところなれば以下省略す。

(4) 官設工場に於て發行のもの

一、工友(工場報附録) 昭和七年六月三十日發行
第六十五號

札幌鐵道局苗穂工場機關誌

安全週間に直面して

和歌山縣工場研究會機關誌

岡山縣工場協會機關誌

神奈川縣工場協會機關誌

二、リーフレット及びパンフレット

リーフレット及びパンフレットは前項の新聞雑誌と稍々其の性質並に發行目的を異にし、一事項に關して單行本的性質と役割を具備するもので、本年度週間に際して發行されたるものは左の通りである。

(1) 産業福利協會にて發行されたるもの

一、第四次全國安全週間報告

二、國の礎、我等の健康(安全の光)

(2) 工場協會、工場懇話會等にて發行のもの

一、(研究資料第十號)

工場安全週間報告

自昭和七年七月一日 昭和七年十月七日發行
至昭和七年七月七日

栃木縣工場懇話會聯合會發行

内容目録

第五次安全週間に際して

實施報告

實施範圍

週間前の準備行動

各種印刷物及マーク等配布

講演會

巡回活動寫眞會

實施要項

實施狀況視察(主として優良なる工場の概況)

安全委員會々則

安全歌

懸賞當選標語

新しき試み

安全に因める書道競争

女子消防隊の水道消火栓放水演習

模擬消化實演

安全週間成績調査(職工五十人以上使用工場)

災害件數及災害率

施設事項

二、榮養と經濟とを兼ねたる食物の話

(福島縣 井川町 縣)

三、昭和七年七月

無駄排除 資料

愛媛縣工場研究會發行

四、安全期間の畫策

廣島縣工場懇話會發行

この冊子は菊判二十二頁の謄寫印刷のものにして、本文は米國シカゴ市國民安全協會の發行に係る安全冊子第五十一號、Planning an Industrial Safety Campaign を翻譯したもので、其の内容は安全期間の畫策、重役の協力を得ること、豫行宣傳、安全期間の計畫、職長の協力を確保すること職工の協力を確保すること、期間中に行ふべきこと、安全期間の收益と期間後の處置に關して五十一

項に亘りて詳細に説明したものである。
五、工場安全資料 二
被覆、柵圍の製作に就て

廣島縣工場懇話會發行

(3) この冊子は菊半截三十一頁のものにして廣島縣工場監督北里氏の著述になれるものである。
(3) 工場にて發行せるもの

一、昭和七年

安全週間實施成績

二、富紡の友

日出紡績株式會社(和歌山縣)發行

三、電氣の災害

富山紡績株式會社福野工場發行

(備考)

帝國人造絹絲株式會社岩國工場發行

其他謄寫版刷程度のもの多數あるも省略する。

(4) 其他に於て發行のもの

一、第五回全國安全週間

従業員安全讀本 安全の友

安全技師 山崎元英編

國民安全協會發行

三、宣傳印刷物及びポスター

宣傳印刷物は其の要旨のみを最も簡明直さに發表し、一般従業員に呼びかけ得るもので、安全週間中最も其の性能を發揮し、旺盛活潑なる活動を展開して其の任務と効果を果すものである。

ポスターは繪畫又は繪畫的(象形的)文字、又は繪畫と文字とを組合はせる直接大衆の眼に訴えて、其の趣旨を容易に理解せしむる宣傳効果を有するもので、従つて工場内の掲示板或は一般従業員の最も見易き場所に之を掲示するものである。

本年度安全週間に際してもポスターの利用は最も多く、産業福利協會に於ても之を一括して全國統一的のポスターを作成し、希望の各工場に向つて實費を以て頒布し、又工場協會、工場懇話會等に於ても、其の地方に適應せるポスターを作成し、工場自身も亦其の工場に適應せるものを作成した。

其の印刷配布数は夫々前述したので茲には省略する。

次に以上發表並に發行されたるものを數字的に計上すれば左の通りである。

(一) 新聞及び雜誌

(1) 工場協會等にて發行のもの

安全週間前

安全週間中

安全週間後

(2) 工場にて發行のもの

(3) 官設工場にて發行のもの

(一) リーフレット及ドパンフレット

(1) 産業福利協會にて發行のもの

(2) 工場協會等にて發行のもの

二六
五
五
一六
一
一
二
二
五

(3) 工場にて発行のもの
 (4) 其他にて発行のもの

三
一

第六 安全週間に於ける成績概況

一、安全週間と災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して四割二分四厘の減少を示し、之を前回の安全週間の減少率四割六分六厘に比すれば、四分二厘の減少にして昨年よりも良好なる成績を挙げた。而も前回に於ける其の調査人員四百二十五萬八千二百七十八人に較ぶれば、本年度は六百七十六萬九千五百九十五人にして、實に其の數に於て二百五十一萬一千三百七十七人の激増を見たるにも拘らず、斯の如き好結果を示せるは、たゞに數字上より見たる四分二厘の減少にあらずして、實質上に於ては曾つて見ざるところの好成績と云はねばならない。而して之は一に安全週間の趣旨が勞資双方に充分徹底し理解された結果が齎らしめたところの實成績である。左に全國各廳府縣に於ける民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。(但し京都府よりの報告書は未着に付本表に含まず)

災害率 (萬分率) △印は安全週間中の増加を示す

區分	民間工場		官立工場		計	
	安全週間中	安全週間前	安全週間中	安全週間前	安全週間中	安全週間前
微傷	二・七八二	四・八四九	二・〇六八	〇・五七六	一・五五四	四・一三五
			増減	との比較	増減	との比較
			二・〇六八	〇・五七六	二・六二二	〇・五四三
			△		△	
			二・五八一	四・七八〇	二・一九九	〇・三九五
			増減	との比較	増減	との比較
			二・五八一	四・七八〇	二・一九九	〇・三九五

左に全國各廳府縣に於ける民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。(但し京都府よりの報告書は未着に付本表に含まず)

災害率 (萬分率) △印は安全週間の増加を示す

區分	民間工場		官立工場		計
	安全週間中	安全週間前	安全週間中	安全週間前	
微傷	二七六	四八四	二〇八	〇五七	一五四
傷	二七六	四八四	二〇八	〇五七	一五四
計	二七六	四八四	二〇八	〇五七	一五四

前後ニ於ケル災害率統計

警視廳保安部工場課

延従業員	至七月七日 安全週間中				至六月廿四日 安全週間前				至七月八日 安全週間後			
	微傷	災傷	害	計	微傷	災傷	害	計	微傷	災傷	害	計
一五、九〇四	一六	二七	三	三〇	二八	三九	六	三三	二五	一四	八	四九
八二、九九四	二二	四〇	四	六六	二二	五〇	一	七三	二五	一四	八	四九
三六〇	七	七	一	一五	五	一	二	二〇	七	一	一	九
二九、九九一	七	一	一	九	五	一	一	一一	七	一	一	九
九、五六七	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
七、五九七	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
一四、四一三	二	三	一	六	二	三	一	六	三	二	一	六
四二、〇九四	三	五	一	九	三	六	一	一〇	三	四	二	一〇
四八、三三三	三	四	一	八	三	五	一	九	三	三	一	七
七〇、八八八	七	二	一	一〇	八	一	一	一〇	二	一	一	四
四一、六一二	一三	一〇	一	二四	一三	一三	一	二七	一三	一	一	二五
一〇二、七五五	八七	二二	一	一一〇	三〇	一四	一	四五	二九	一	一	三〇
一九、四六一	二	一	一	四	四	四	一	九	二	一	一	五
二〇、一六七	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
三、二九五	二	二	一	五	二	二	一	五	二	一	一	五
一、九八八	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
一〇、三三三	五	一	一	七	二	二	一	五	一	一	一	三
二四、三三三	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
七、〇〇五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
二、九四四	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
一、六八〇	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
六、九三七	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
二、七五九	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
一、〇三八	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
二、五八六	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
一〇四、四六五	三	四	一	八	二	二	一	六	四	一	一	六
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	五	二	一	一	五
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二	一	六	四	一	一	六
二、八三五	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三
四、四九四	二	二	一	五	二	二						

五九七、一六九	八、六三二	七、一八九	二六、一四七	四、一〇六	二、〇六四	一、二五八	七九、五七五	一八、四八八	四、四九四	二、八三五	一〇四、四六五	二、五八六	一、〇三八	二、九八八	三、二九五	一、九八八	二〇、一六七	四八、三三二
二〇六	五	四	九	二	一	一	四	一三	二	二	三	一	一	五	二	一	二四	三三
八〇	二	二	二	六	一	一	四	二	二	二	五	一	一	二	一	二	二七	二四
八六	二	二	二	二	一	一	一	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	二
三七二	七	四	三	四七	一三	一	二	一五	二	二	六	二	一	一	一	一	一八	一四
六・三三	八・一〇	二八・二〇	四・一八	四・〇五	四・九八	一・九〇五	二・八九	八・二	二・四二九	二・四二九	六・二五	七・七二	二・八九	五・八〇	五・〇五	七・九八	二〇〇	二・三九
六〇一、三七五	八、六三二	七、一八九	二六、一四七	四、一〇六	二、〇六四	一、二五八	八〇、三九六	一八、六六一	四、四九四	二、八三五	一〇三、四八〇	二、五八六	一、〇九二	二、九八八	三、二九五	一、九八八	二〇、一六七	四八、三三二
二九六	三	二	二	五	一	一	六	六	一	一	五	一	一	二	一	二	三	三
二九六	二	二	六	一	一	一	四	六	一	一	六	一	一	二	一	二	四	四
二九六	五	四	一	一八	一	一	一〇	六	一	一	六	一	一	二	一	二	四	四
二九六	一	一	九	五	一	一	二	六	一	一	二	一	一	三	一	二	五	二
六三	一	一	三	一	一	一	八	一	一	一	三	一	一	一	一	一	五	八
四七三	七	四	四九	二〇	一	二	二〇	六	一	一	一	一	一	二	一	二	一四	五
七・七七 X	八・一〇	二八・二〇	四・一八 X	四・一六 X	四・〇二	四・八〇	二・四九	三・三三	一〇・九八	二・一七	一〇・九三 X	三・八六	三・八六	八・六五 X	八・六五	八・五四	二七・〇〇 X	二・六二
六〇九、六七三	八、六三二	七、一八九	二六、一四七	四、一〇六	二、〇六四	一、二五八	七九、七九	一八、八二四	四、四九四	二、八三五	一〇三、四八〇	二、五八六	一、〇九二	二、九八八	三、二九五	一、九八八	二〇、一六七	四八、三三二
二九六	一	一	一〇	一	一	一	五	五	一	一	四	一	一	二	一	二	二六	二
二九六	五	五	一〇	一	一	一	一	五	一	一	四	一	一	二	一	二	三	三
二九六	六	六	一〇	一	一	一	一	五	一	一	四	一	一	二	一	二	二九	二
二九六	五	三	一四	一	一	一	一〇	七	一	一	九	一	一	三	一	二	五	二
八二	一	一	二	一	一	一	七	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
五四	一	三	四	九	一	一	二	二	一	一	七	一	一	一	一	一	二	三
八・四三 X	一・三・九〇 X	四・一八増減ナシ	三・八五 X	二〇・三〇 X	一・二五	四・八五	二・七六	六・三八	七・九〇 X	三・八二	四・四〇 X	七・四〇	三・三四 X	八・三五 X	三・三四	〇・九六	一・五〇〇 X	一・八二〇 X
二〇二〇	五・八〇	三・三〇	〇・三七	〇・二〇	一・二五	四・八五	〇・一三	一・七四	三・八二	一・五・三九	一・一五	〇・三	三・三四	八・三五	三・三四	三・八二	三・五二	四・八六

青森県労働安全衛生課

労働安全衛生調査報告書

昭和十七年

調査項目	軽傷	重傷	死亡	調査人員
民間工場	0.016	0.100	0.004	56,975
官立工場	0.005	0.100	0.004	83,489
合計	0.021	0.200	0.008	140,464

調査項目	軽傷	重傷	死亡	調査人員
民間工場	0.016	0.100	0.004	56,975
官立工場	0.005	0.100	0.004	83,489
合計	0.021	0.200	0.008	140,464

次に参考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場の安全週間前後の災害率統計を示せば左の通りである。(別表参照)

二、工場に於ける施設事項

工場鑛山に於ける産業災害の豫防上「危害豫防及衛生規則」に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふと云ふことは法律的義務より云ふも社會道徳上より見るも當然なることである。本年度の安全週間に際して常時使用職工五十人以上の工場に於て施設したる各種事項は十二萬四千九百六十七件に及んだ。其の内譯は左の通りである。

第一、危害豫防施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	新設個數	修理又は改善個數	新設個數	修理又は改善個數	新設個數	修理又は改善個數
1、原動機又ハ動力傳導(工場危害豫防装置ノ柵圍又ハ被覆)及衛生規則第二條	420	1,120	181	220	601	1,440

2、調帯鍍金具ノ安全型 (同 第三條)	三三二	四、四六五	一五	一五一	三四七	四、六一六
3、セツトスクリウ、ボールト ナツト及機類ノ安全装置 (同 第四條)	六一九	一、八一四	三九	二三四	六五八	二、〇四八
4、ベルトシフターノ安全装置 (同 第五條)	二七八	九一八	一二	四〇	二九〇	九五八
5、調帯受ケ具 (同 第六條)	二二八	一、〇六六	三六	四一	二六四	一、一〇七
6、安全給油装置又ハ安全注油道 (同 第七條)	一三四	七六七	三七	一一八	一七一	八八五
7、原動機又ハ元軸急停止装置 又ハ急停止ノ信號 (同 第八號)	一四九	五九七	一一	二〇	一六〇	六一七
8、運轉開始又ハ停止ノ合圖装置 (同 第九條)	一一八	三六五	二〇	三四	一三八	三九九
9、機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被 覆又ハ柵圍 (同 第十條)	五三一	一、七三三	一一九	一四一	六五〇	一、八六四
10、機械ノ危険ナル運動部(勢 輪、カム、聯動部突出部等) ノ柵圍被覆又ハ安全装置 (同 前條)	二四二	九六一	七二	九七	三二四	一、〇五八
11、鋸機、鉋機、ローラー、カレ ンダー、パンチプレス、シヤ ー及カッター等ノ安全装置 (同 前條)	八二	二七五	一一	一四	九四	二八九
12、研磨機ノガード (同 前條)	一一〇	一九七	一一	二四	一一一	二二一
13、織機ノシヤトルガード (同 前條)	四一九	六七六	一	一	四一九	六七六
14、ゴム煉ロール應急停止装置 (同 第十三條)	二五	六七	一	一	二五	六七
15、其ノ他ノ機械ノ急停止装置 (同 第十二條)	一一三	三三三	一七	二〇	一三〇	三三三
16、作業場所ニ於ケル墜落防止 柵圍又ハ覆蓋 (同 第十五條)	一〇三	三九三	七八	九三	一八一	四八六
17、持運ビ梯子ノ滑止(鉤又ハ 脚ノ下部ノ靴等) (同 第十六條)	一五一	四八八	二五	五九	一七六	五四七
18、危険箇所ノ標示 (同 第十八條)	四六八	五、一二〇	一、三五八	四八四	一、八二六	五、六〇四
合 計	四、七三二	二五、〇一六	二、四六一	二、五三八	七、一九三	二七、五五四

第二、火災及爆發等の豫防及避難施設

19、其ノ他危害豫防施設 合 計	二一〇	二、六〇六	四一八	七五八	六二八	三、三六四
合 計	四、七三二	二五、〇一六	二、四六一	二、五三八	七、一九三	二七、五五四

第三、服装及保護具の施設

施設事項	民間工場	官立工場	合計
	新設又ハ 改善箇數	新設又ハ 改善箇數	新設又ハ 改善箇數
1、危害防止ノ作業服又ハ帽子 (工場危害豫防 及衛生規則第十四條)	六、三〇〇	一、七二四	一、八三
	一、七二四	一、八三	一、二二
2、油浸ボロノ處理施設 (同 第二十二條)	五〇八	六一三	八〇四
	六一三	八〇四	六一三
3、避難出口、避難通路及其ノ 標識 (同 第二十三及 二十五條)	八二一	一、二六三	八五二
	一、二六三	八五二	一、三〇二
4、危険箇所ニ立入禁止ノ標識 (同 第二十七條)	一、四六五	一、二四〇	一、五五二
	一、二四〇	一、五五二	一、四二二
5、其ノ他防火消火設備 合 計	一、七一一	五、〇五五	二、一九三
	五、〇五五	二、一九三	五、六〇三
合 計	四、九一八	八、五三七	九、五三一

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数
2、保護眼鏡 (同第二十八條)	七六二	三五七	二九五	七九	一、〇五七	四三六
3、マスク又ハ呼吸器 (同前條)	二、六〇三	八九三	二、二一六	一三三	四、八一九	一、〇二五
合計	九、六六五	三、九六四	二、六九四	三三三	一二、三五九	四、二八七

第四、衛生設備

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数	増設又ハ 修理件数
1、瓦斯蒸気又ハ粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其ノ他ノ措置(工場危害豫防及衛生規則第二十六條)	二九六	三七八	五二	六五	三四八	四四三
2、食堂、洗面装置、飲料水供給等(同第二十九條)	七〇〇	一、二八五	一三六	一一三	八三六	一、三九八
3、救急函及材料用具 (同第三十二條)	五四四	一、二〇七	四三〇	一六九	九七四	一、三七六
4、其ノ他衛生施設	一、五一九	一、七一九	一九六	三七三	一、七二五	二、〇九二
合計	三、〇五九	四、五八九	八一四	七二〇	三、八七三	五、三〇九

第五、其の他の一般的施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
1、各種訓練(安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等)	一、九四二	三六七			二、三〇九	

2、安全委員會ノ設置	一、三二一	六六	一、三八七
4、安全係、衛生係等ノ設置	二、二〇九	一四五	二、三五四
4、講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催	三、〇八六	七〇八	三、七九四
5、宣傳物ノ貼付又ハ配付(全國又ハ府縣ニ於テ作製シタルモノ以外)	二一、五四七	九、六二三	三一、一七〇
6、安全週間記念物品ノ給與	四、三四二	五九八	四、九四〇
7、其ノ他	二、二七八	七三五	三、〇一三
合 計	三六、七二五	一四、二四二	四八、九六七

次に参考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場にして安全週間中の施設状況統計表を示せば左の通りである。(別表参照)

三、安全週間と生産能率

安全週間と生産能率との關係は未だ各廳府縣に於ても之を研究し居らざるところであるが、本週間中に於て初めて石川縣に於てこの方面の調査を行ひたるは、寔に賞すべきものとせなければならぬ。近時生産工業の漸く行詰れるを感じさせられる時に當り、最近其の打開策が識者の間に考究されんとする傾向がある。經濟問題として産業上に於ける生産能率の問題は、將來益々論じられるべきであるから、各廳府縣に於て民間に率先して、この方面の調査に意を注ぐことは必要である。勿論問題の性質上其の研究調査は頗る困難なるものがあるであらう。故に安全週間の如き機會に工場と相提携して、周到なる研究方法に基いて之を行つたならば必ずや好き經濟研究の資料となるべく、生産

折り込み部分

未撮影

事業に一大指針となり得るであらう。故に特に茲に一節を設け將來の研究問題として提出したる所以もそのためである。

左に石川県に於ける調査を示そう。即ち石川県に於ては安全週間中と週間前に於ける生産能率の比較研究を爲さんがために、常時百人以上を使用する二十三工場に付いて之が成績調査を爲したる處、左記の如く著しく能率の増進せるを見た。

製糸工場 (二工場)		調査期間	生産總高	延従業員數	一人一日ノ生産高	比較増減
安全週間中	週間前二週間		五〇二、二七〇 ^實 七八六、〇二八	一三三、四五五 三、八六三	二、二四 ^匁 二、〇三	増 〇、一一 ^匁
紡績工場 (二工場)						
安全週間中	週間前二週間		五五一、〇二四 ^磅 一〇八七、一五三	六、八一五 一四、二〇二	八〇、八五 ^磅 七六、五五	増 四、三〇 ^磅
綿撚糸工場 (二工場)						
安全週間中	週間前二週間		三五九、五一 ^匁	八八六	四〇六 ^匁	増 〇、〇六 ^匁

綿撚糸工場 (二工場)		調査期間	生産總高	延従業員數	一人一日ノ生産高	比較増減
安全週間中	週間前二週間		三、四五八、七六〇 ^實 七、三七七、八六〇	八四一 一、八一六	四、一一二 ^實 四、〇六二	増 〇、五〇 ^匁
絹織物工場 (一六工場)						
安全週間中	週間前二週間		一一一、一四九 ^匁 二六、一四五	一〇、六九二 二二、五六〇	一、一四 ^匁 一、一一	増 〇、〇三 ^匁

従つて石川県に於ては右の結果を得たるを以つて、將來更に之が原因を調査し、一般工場の参考に資せんとしつゝある。故に其他の廳府縣に於ても之の方面の研究を注がれんことを望む。尙工場に於ても積極的に關係當局と提携協力し生産能率の向上に邁進せられんことを併せ願ふものである。

第七 優良工場の表彰

第五回全回安全週間に當りて本年度も亦昨年度と同様に全國に互りて其の特に優秀なる成績を挙げたる工場を選んで表彰することにした。其の表彰方針は大體前年度の例に倣ひ、災害率減少の状況(最近數年の事實に依るも差支えなし)、安全週間前後の施設及び勞賃協力への努力に主きを置くことにし、特に昨年度に於て推薦せられざりし工場を

二、優良表彰工場名

次に其の工場名を列記すれば左の通りである。

府 縣 名	工 場 數	工 場 名
北 海 道	二	大日本麥酒株式會社札幌工場 帝國製麻株式會社札幌製品工場 大日本人造肥料王子工場
東 京	六	株式會社東京計器製作所 大日本紡績株式會社東京工場 府是製絲株式會社 ラヂウム製藥株式會社工場 日清紡績株式會社本社工場 株式會社島津製作所工場
京 都	三	山本吉治分工場 丸安濱口合名染色部 株式會社大阪鐵工所櫻島工場 梶芳合名會社工場
大 阪	六	株式會社武田長兵衛商店製藥部 中山太陽堂工場

府 縣 名	工 場 數	工 場 名
神 奈 川	四	天滿織物株式會社城北工場 三菱鑛業株式會社大阪製煉所 森永製菓株式會社鶴見工場 富士瓦斯紡績株式會社保土ヶ谷工場 日本鋼管株式會社
群 馬	三	富士電機株式會社川崎工場 群馬社本社工場
兵 庫	五	日本絹襪株式會社桐生工場 橋本織物株式會社 大日本紡績株式會社尼ヶ崎工場 福島紡績株式會社節摩工場 菊一醬油合資會社 ダンロップ護謨(極東)株式會社 淡陶株式會社福良工場
長 崎	一	三菱電氣株式會社長崎製作所 株式會社洲崎工場
新 潟	二	中甚織物工場 橋館製糸株式會社本庄工場
埼 玉	三	アラケイ工場

千	栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長									
葉	木	良	重	知	岡	梨	賀	阜	野									
一	二	一	二	四	三	一	一	二	二									
青柳合名會社工場	野田醬油株式會社	兩野工業株式會社山前工場	福田織ネーム製造所	日本メリヤス株式會社奈良工場	東洋紡績株式會社桑名工場	東洋紡績株式會社四日市工場	日清紡績株式會社名古屋工場	愛知織物株式會社千種工場	東洋紡績株式會社尾張工場	日本陶器株式會社	東洋モスリン靜岡工場	富士製紙株式會社富士第三工場	日本金錢登錄株式會社大仁工場	矢島製絲株式會社第三工場	東洋レーヨン株式會社滋賀工場	大日本紡績株式會社岐阜絹絲工場	中央毛絲紡績株式會社大垣工場	大日本法令出版株式會社

福	岩	山	秋	福	石	富	鳥	島	岡	廣	山	和						
島	手	形	田	井	川	山	取	根	山	島	口	山						
一	一	一	一	二	二	一	一	一	二	二	二	二						
清龍館製絲場	日東紡績株式會社郡山工場	岩手縣是製絲株式會社千厩工場	片倉製絲紡績株式會社兩羽製絲所	能代木材株式會社	福井精練加工株式會社本工場	合資會社松文機業場	山田長太工場	合資會社津田製作所	富山紡績株式會社福野工場	保證責任弓ヶ濱生絲販賣購買利用組合工場	郡是製絲株式會社今市工場	倉敷紡績株式會社玉島工場	備前織物株式會社	住野甲馳工場	丸中金ペン製作所	帝國人造絹絲株式會社岩國工場	日本火藥製造株式會社厚狹作業場	和歌山紡績株式會社本社工場

香川	一	内海紡織株式會社内海工場 鎌田鑄造所
愛媛	二	倉敷紡績株式會社松山工場 株式會社程野館製絲場
高知	二	株式會社並村製絲場 佐越生絲株式會社
福岡	四	淺野セメントスレート部門司工場 鐘淵紡績株式會社久留米支店 電氣化學工業株式會社大牟田工場 東京電氣株式會社小倉工場 大分セメント株式會社津久見工場 錦華紡績株式會社佐賀支店 樺太工業株式會社八代工場 日本ベンベルグ絹絲株式會社延岡工場 薩摩製絲株式會社末吉製絲所 沖繩製糖株式會社西原工場
大分	一	
佐賀	一	
熊本	一	
宮崎	一	
鹿兒島	一	
沖繩	一	

三、優良工場に於ける安全運動概況

(1) 安全週間實施計畫及實施概況

安全週間に關する實施計畫並に各種施設事項に就ては、夫々關係廳府縣に於て大體の指示をなせるも、各工場に於ては其の規模の大小、従業員數の多少、業務の種類によりて各々各自工場に適應せる独自の計畫の下に之を實行した。

三菱礦業株式會社大阪製煉所 (大阪府) 昭和七年度第五回安全週間實施計畫表

日次	月日	曜日	實施要項	實 行 要 項
第一日	七月一日	金	整頓日	出入口、通路ノ整頓、作業用品ノ整備、作業場ノ清掃
第二日	七月二日	土	點檢日	機械器具及裝置等ノ檢査、安全裝置ノ點檢
第三日	七月三日	日	家庭日	家族ノ和合、家庭内外ノ清潔整頓、戸締リ火ノ元用心、規律正シイ生活
第四日	七月四日	月	衛生日	國民體操ノ勵行、暴飲暴食ヲ慎ム、早寝早起、充分ナル睡眠、日光浴、肝油ノ服用
第五日	七月五日	火	防火日	消防演習、防火設備器具ノ檢査保全、非常口ノ點檢、指定場所外ノ禁煙嚴守
第六日	七月六日	水	愛護日	機械器具ノ掃除手入ヲ入念ニ、工具ノ取扱ハ丁寧ニ
第七日	七月七日	木	向上日	精勵勤勉、最善ノ努力ト不斷ノ研究、使命ノ自覺、感謝ト奮闘

富士電機製造株式會社川崎工場 (神奈川県)

安全週間施行ノ概要

(組織及計畫)

六月二十五日安全係委員長(製作課長) 同副委員長(經理課長) ハ安全係本部員十三名(常置安全係ヲ含ム)ヲ各作業單位毎ニ任命シ 同日本部員會議ヲ召集シ左記組織及計畫ヲ決定ス

組 織

本部長ノ下ニ班長(本部長ニ於テ係員中ヨリ撰任スルコト)ヲ置キ班長ノ下ニ係員及工員ヨリ若干名ノ委員ヲ配シ(大體工員二十人ニ付一人ノ割合ニテ本部長之ヲ任命ス)各作業單位毎ニ別紙「第五回安全週間實施ニ就テ委員各位ヘ」ナル文書(安全週間前ニ實施スベキ要綱ヲ示シ工場別負傷件數比較表ヲ添附ス)ニ基キ本部長統制ノ下ニ完全ナル準備検査ヲナサシムルト同時ニ週間中ニ於テ各部責任ヲ以テ萬遺漏ナキヲ期セシム(別表添附)

計 畫

- 1、日次計畫ヲ別紙ノ如ク定メ印刷シテ従業員全部ニ配布スルコト
- 2、別冊「安全ノ友」ヲ家庭日ノ前日退場ノ際正門ニ於テ全従業員ニ配付シ家庭ニ持テ歸ラシム(健康保險組合ヨリ)
- 3、全従業員「安全マーク」佩用ノコト
- 4、委員ハ「安全マーク」ノ外委員章佩用ノコト
- 5、工場正門ヲ裝飾シ安全門ヲ作成スルコト
- 6、正門前、花卉陳列場ヲ利用シテ(⊕)マークヲ入レ日次、標語ヲ記載シタル額三枚ヲ掲ゲ且(當工場負傷疾病統計圖表)三種(別紙寫眞添附)ヲ揭示シ併セテ「ポスター」展覽會ヲ開催スルコト
- 7、消防用高層伸縮梯子(高さ五十六尺)ヲ利用シ萬國旗ヲ配シ、安全マーク及安全週間ノ五字ヲ掲グルコト
- 8、本館屋上ニ巾五尺、長サ七尺ノ綠色安全旗ヲ掲揚スルコト
- 9、食堂三棟及本工場入口ニ日次、標語ヲ記載シタル紅白ノ縁ヲ取りタル額ヲ掲グルコト
- 10、本工場、鑄物工場、木型工場、鍛冶工場内ニ日次、標語ヲ記載シタル額ヲ取り式ノ安全大額ヲ掲グルコト
- 11、工場協會ヨリ配付ノ「安全ポスター」「注意票」ヲ工場各所ニ適當ニ貼布スルコト
- 12、健康保險組合ニ於テ七月一日ヨリ八日迄全員健康診斷ヲ行フコト
- 13、週間第一日ヲ「敬神慰靈奉仕日」トシ同日作業開始前五分間以内各作業單位毎ニ本部長ヨリ別紙要綱ニ基キ講話ヲナスコト、又終業後全員總出動シテ工場構内ノ取片付ヲナシ奉仕スルコト

14、防火日ニハ消防演習ヲ行フコト

15、安全週間ヲ期トシ健康獎勵ノ爲過去四ケ年間無負傷無缺勤者ヲ表彰スルコト、之レガ發表ハ週間第一日ニ於テナスコト

16、左ノ懸賞募集ヲナスコト(應募資格ハ従業員及其家族)

(イ) 安全ポスター

一 等 一 人 五 圓

二 等 二 人 三 圓

(ロ) 同 川 柳

一 等 一 人 三 圓

二 等 二 人 二 圓

三 等 五 人 一 圓

(ハ) 同 標 語

一 等 一 人 三 圓

二 等 二 人 二 圓

三 等 五 人 一 圓

17、週間中毎日前日ノ災害成績ヲ發表スルコト

18、週間後週間中ノ成績ヲ發表スルコト

19、週間後前記表彰者ノ表彰式及懸賞當選者ニ賞品授與式ヲ行フコト

20、本縣工場監督課ヘ報告書ヲ作成スルコト

(準 備)

1、

(イ) 六月二十七日前記本部長中ヨリ設備係六人(望月、安田、高羅、船越、柳、加藤)ヲ擧ゲ安全門ノ作成、ポスター展覽場ノ設

備。高層梯子ノ裝飾、統計圖表ノ作成、工場内外ニ掲グル額ノ作成等ノ實行ニ入ル

(ロ) 前記「安全週間實施ニ就テ委員各位へ」ノ文書ヲ本部員ヨリ各委員ニ配布シ之レニ基キ各委員ハ場内ノ通路ノ白線ヲ明瞭ニスル外一齋ニ安全検査ヲ開始ス

2、六月三十日

(イ) 安全係委員長ハ此ノ日午後五時ヨリ食堂ニ本部員以下九十人ノ委員ヲ集メ種々ノ統計ヲ示シテ安全週間ノ趣旨及從業ノ成績及當工場ノ計畫等ニツキ講話ヲナス

(ロ) 各委員ニ對シ「委員章」「安全マーク」及協會ヨリノ「工場主各位へ」ノ文書ヲ配布ス

(ハ) 全從業員ニ對シ「安全マーク」第五回全國安全週間實施ニ就テ」及協會ヨリノ「安全週間來ル」ノ文書ヲ配布ス

(ニ) 協會ヨリノ安全ポスターハ注意票、標語等ヲ工場内各所ニ貼布ス

(ホ) 安全門、ポスター展覽場、食堂入口及工場内ノ飾付終了

イ、施行ノ狀況

一、安全週間ノ趣旨周知ノ爲メシタル講話又ハ座談會ノ狀況

前掲「準備」ノ項2ノ(イ)及「計畫」ノ項13 (其ノ要綱ハ添附印刷物參照)ニ記載ノ通り

二、場内外ノ揭示飾付ノ狀況

前掲「計畫」及「準備」ノ項ニ記載ノ通り

三、安全マーク、腕章等ノ佩用

前掲「準備」ノ項2ノ(ロ)(ハ)ニ記載ノ通り

四、ポスター其他印刷物ノ揭示及配布

前掲「組織」「計畫」「準備」ノ項及後段イノ五ニ記載ノ通り

五、印刷物ノ作成及配布

前掲「組織」「計畫」及「準備」ノ項ニ記載ノ通りニシテ當工場ニテ印刷配布シタルモノヲ一括スレバ如左(實物添附)

(イ) 「安全ノ友」……………健康保險組合ヨリ全從業員ニ配布(組合名印刷)

(ロ) 「第五回全國安全週間實施ニ就テ」……………從業員全部ニ配布

(ハ) 「第五回全國安全週間實施ニ就テ委員各位ニ」……………委員全部ニ配付

(ニ) 「工場別負傷件數比較表」……………委員全部ニ配付、各工場ニ揭示

(ホ) 「安全週間第一日敬神慰靈奉仕日ニ當リ始業前各工場委員ヨリ從業員ニナスベキ講話ノ要綱」……………本部員全部ニ配付

六、日次計畫ト其實施方法(經過)

第一日(七月一日) 敬神慰靈奉仕日

一、週間ノ第一日ニ於テ先ヅ敬虔ノ念ヲ以テ天地神明ノ加護ヲ乞フト同時ニ過去ニ於ケル我國工場犠牲者ノ靈ヲ慰メ以テ本週間

ノ無事ヲ祈ル趣旨ニ於テ始業前五分間以内各工場毎ニ委員ヨリ講話ヲナス

一、本日終業後全員總出ニテ構内ヲ取片付ケ奉仕スル筈ノ處雨天ノ爲順延トス

一、前掲「計畫」15ノ健康者ノ表彰ヲ左ノ通り發表ス

昭和七年七月一日 富士電機製造株式會社川崎工場

左記諸君ハ過去八期間ニ涉リ皆勤賞ヲ受クルコト七回ニ及ビ且四ヶ年間業務上ノ負傷ナク精勤セシハ誠ニ奇特ノ至リナリ仍

テ第五回安全週間實施ニ當リ之ヲ表彰シ記念ノ爲置時計一個ヲ贈呈ス

第十四工場 石川直光

第二十六工場 沼田豊藏

第四十二工場 松橋三藏

第三十二工場 徳永勝信

第三十工場 大橋誠喜

第十四工場 細川忠雄

第三十四工場 辻村作次

一、ポスター、川柳、標語ノ懸賞募集ヲ發表（内容ハ前掲「計畫」ノ項16ニ記載ノ通り

一、本日ヨリ醫師三人出張健康診断開始

第二日（七月二日） 検査日

一、機械ハ勿論其他ノ設備ニ就テハ平素ヨリ充分ノ注意ノ結果完全ナル状態ニアル筈ナルモ此ノ日ハ特ニ安全係員ハ其所屬、分

擔ニ從ヒ充分ナル検査ヲ行ヒ萬遺漏ナキヲ期ス

一、健康診断施行

一、前日ノ災害成績發表（事故ナシ）

第三日（七月三日） 家庭日

當日ハ日曜ナルヲ以テ前日（土曜日）退場ノ際門衛ニテ全従業員ニ對シ別冊「安全ノ友」ヲ配布シ各自家庭ニ持テ歸ラシム

第四日（七月四日） 整頓日

一、工場ニ於ケル器具材料ノ整頓、硝子ノ破片、古鐵屑ノ整理ハモトヨリ各自家庭内外ノ清潔整頓ニ留意シ「キッチン」トシタ服

裝「サツバリ」トシタ氣持テ作業ニ従事スルコト

一、雨天ノ爲順延中ノ奉仕日ノ構内取片付ハ愈々本日終業後各委員ノ指揮ニ從ヒ施行セリ、全員一人ノ退場者無ク三十分乃至四

十分快ク奉仕ヲナシタル結果構内ハ見違セル様ニ清掃セラレタリ

一、健康診断施行

一、前日ノ災害成績發表（事故ナシ）

第五日（七月五日） 衛生日

一、梅雨モ過ギ暑サニ向フ折柄一層各自ノ健康ヲ留意シ爆飲暴食ヲ慎ミ夜深シ等不攝生ヲセヌ様心懸クルコト

一、健康診断施行

一、前日ノ災害成績發表（事故ナシ）

第六日（七月六日） 防火日

一、各自火ノ元ニ注意シ特ニ引火性物品、瓦斯、油等ヲ取扱フ場所ハ十二分ノ注意ヲ拂フコト

一、終業後消防組長以下消防組員五十二人總出勤ニテ左記次第ヨリ消防演習ヲ行フ

一、午後五時十五分全員ポンプ室前集合

二、演習ノ順序説明

三、消火器使用ノ演習

四、ポンプ運轉放水試験

五、社宅消火栓放水試験及同槽下掃除

六、各消防火栓ノ放水調査

一、健康診断施行

一、前日ノ災害成績發表（事故ナシ）

第七日（七月七日） 批判及省日

一、今日ハ本週間ノ最後ノ五分間ナルヲ以テ一同協力一致一層ノ緊張味ヲ以テ此ノ週間ノ最後ヲ全フシ同時ニ心靜カニ過去ノ出

來事ヲ反省シ批判シ以テ將來ノ指針ヲシムルコト

一、健康診断施行

一、前日ノ災害成績發表（事故ナシ）

七、懸賞ノ種類ト成績

種類ハ前掲「計畫」ノ項16記載ノ通り

成績ハ別紙記載ノ通り

其他參考事項

A、結 果

一、七月八日週間中ノ成績ヲ別紙ノ通り發表ス

- 一、七月八日晝食後正門ポスター展覽場ニ於テ委員全部ノ記念撮影ヲナシ委員長ヨリ週間中ノ盡力ニ對スル謝辭アリ
- 一、七月八日、本日ヲ以テ健康診斷終了
- 一、七月十二日、本部員會議室ニ集合シ懸賞川柳、ポスター、標語ノ審査ヲナシ別紙ノ如ク當選者ヲ決定ス
- 一、七月十四日、午後一時ヨリ社長室ニ於テ

(イ) 健康者ノ表彰式舉行、各委員參列、工場社長代理トシテ表彰ノ辭ヲ述ベ前掲表彰者ニソレノ表彰狀及記念品ヲ授與ス(記念品七圓支給ノ者四人、同五圓ノ者三人)

(ロ) 同時ニ前項懸賞當選者ニソレノ賞品ヲ授與ス

一、參考迄ニ第一回ヨリ第四回迄ノ安全週間ニ於テ改造、修理、施設事項ヲ舉ゲレバ左ノ如シ

第一回	バンドツウ、カバー	(新設)	二
	ベルト、カバー	(改造)	四
第二回	ベルト、カバー	(新設)	三
	同	(改造)	二
	打拔器踏板豫防装置	(新設)	七
	ラインシャフト、ドライブングブローノガイド	(新設)	一
第三回	ギヤーカバー	(新設)	二
	ベルトガード	(新設)	三
第四回	ベルト、カバー	(新設)	三
	同	(修理)	九
	圓鋸カバー	(新設)	一

B、猶參考迄ニ當工場ノ福利の施設ヲ列舉スレバ如左

(イ) 體育會(昭和四年十一月設立)詳細ハ添附會則參照

(ロ) 協和會(大正十五年十月設立)規約添附、設立趣意書添附

工員ノ組織スル協調的團體ニシテ會中ニ共濟部、購買部、園藝部、運動部、娛樂部等アリ

○ 共濟部内ニ金融機關タル救濟資金ノ設ケアリ(規約添附)

○ 園藝部ハ菊花部、草花部ニ分レ草花部ハ臯月、朝顔、盆栽等ノ培養ヲナシ冬季節々々ニハ工場正門陳列場ニ競技會ヲ開催ス

○ 運動部ニ於テハ春季陸上運動會(家族慰安會ヲ兼ヌ)夏季野球大會ヲ催ス

○ 娛樂部ニテハ同會俱樂部ニ於テ圍碁、將基ノ大會、慰安會等ヲ行ヒ又旅行等ヲナス

又俱樂部ニハ圖書部アリテ修養の書籍、雜誌類ヲ集メ會員ノ閱覽ニ供ス

(ハ) 社宅(大正十三年創業ト同時ニ建設)

棟數	三十二棟
戶數	大(六、四半、二)
	小(六、四半)

ロ、安全係員ノ組織及活動ノ狀況

一、常置(昭和四年五月)

二、常時ニ於ケル活動狀況

(イ) 工場内ヲ巡視シテ機械設備ニ缺陷アル場合ハ直チニ工具設計ニ通シテ之レガ改善ヲナサシム

(ロ) 負傷アリタル場合ハ良ク原因ヲ調査シテ之レガ除去ノ道ヲ講ス

三、前掲「準備」1(イ)(ロ)ニ記載ノ通り

四、前掲六ノ「日次計畫ト其實施方法」ノ項ニ記載ノ通り

別紙報告書用紙記載ノ通り

以 上

(2) 災害率減少の状況

安全週間の主要目的は工場に於ける全ゆる原因に依る災害を未然に防止し、併せて災害を減少せしむるにある。本年度は「工場危害豫防及衛生規則」が、昨年八月末日を以つて猶豫期間満了せる後の一ケ年の成績即ち災害状況如何を觀るに最も好都合、且つ興味ある年度にして概括的災害率は前述したる處であるが、各廳府縣より推薦し來れる優良工場に之を檢するに、全般的に從來より災害率の減少を示せるは本週間の爲に慶賀すべき現象であつた。左に各種統計表を示そう。

株式会社島津製作所工場（京都府）
最近四ヶ年に於ける原因別災害件数

種別	昭和三年度				昭和四年度				昭和五年度				昭和六年度			
	傷重	傷輕	傷微	計合	傷重	傷輕	傷微	計合	傷重	傷輕	傷微	計合	傷重	傷輕	傷微	計合
火傷ニヨルモノ	一			一				一				一				一
移動作業中ノ負傷ノモノ		五		五		四		四		三		三		一		一
齒車ニヨルモノ																
打撲ニヨルモノ		二		二		一		一				一				一
双物ニヨルモノ																
「ベルト」ニヨルモノ																
運轉中ノ機械ニ觸レタルモノ																
計合	六	六	三	一五	四	一	三	八	二	一	一	五	二	四	二	六
計合	一	五		六	一	二	六	二	一	一	五	二	一	四	二	三

釘ヲ踏ミタルモノノ計

昭和三年度	四
昭和四年度	一六
昭和五年度	一
昭和六年度	二二
計合	四一

東洋紡績株式会社四日市工場（三重縣）
最近三ヶ年に於ける災害發生件数

種類	昭和四年度				昭和五年度				昭和六年度				合計
	打撲傷	擦過傷	火傷	切、裂、刺傷	打撲傷	擦過傷	火傷	切、裂、刺傷	打撲傷	擦過傷	火傷	切、裂、刺傷	
合計	一三	四	二	一	一三	一	二	一	一三	一	二	一	三三
其他													一六〇
計	一三	四	二	一	一三	一	二	一	一三	一	二	一	一六〇

鐘ヶ淵紡績株式会社久留米支店（福岡縣）

一、災害減少ノ状況
危害豫防施設次第ニ整備スルニ從ヒ災害率モ順次減少セル實情ニシテ昭和二年同六年迄ノ業務上負傷者及休業日數ヲ示セバ

年 別	東洋紡績株式会社尾張工場 (愛知縣)					計	男 職	女 工	計 數
	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年				
三 日 以 內	一 三	一 〇	二	二	二 七				
三 日 以 上	一 七	八	一	一	三 一				
七 日 以 上	七	四	一	一	一 九				
以 十 五 日 上	四	二	二	二	一 三				
計	四 一	二 四	一 二	六	九 〇				
							五 〇	六 五	
								二 九 八	三 七 四
									四 二 四
									三 六 三

最近數ヶ年間ノ災害數ノ比較
(災害率就業延人員一万人ニ對スル率)

昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率	昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率	昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率	昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率	昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率	昭 和 年 度	職 工 數	件 數	延 從 業 員 數	災 害 率								
																														昭 和 二 年 度	昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度	昭 和 五 年 度	昭 和 六 年 度			
昭 和 二 年 度	八 三 六	三 〇 五	一 四 〇	一 六 七	昭 和 二 年 度	八 三 六	三 〇 五	一 四 〇	一 六 七	昭 和 三 年 度	七 三 五	二 六 八	二 七 五	三 七 四	昭 和 四 年 度	七 二 七	二 六 五	三 五 五	四 八 七	昭 和 五 年 度	六 三 六	一 三 二	一 四 〇	二 一 〇	昭 和 六 年 度	五 二 三	一 九 〇	八 九 五	一 七 〇	昭 和 七 年 六 月 末	二 人	消 防 夫 保 全 工 夫					
昭 和 二 年 度	八 三 六	三 〇 五	一 四 〇	一 六 七	昭 和 三 年 度	七 三 五	二 六 八	二 七 五	三 七 四	昭 和 四 年 度	七 二 七	二 六 五	三 五 五	四 八 七	昭 和 五 年 度	六 三 六	一 三 二	一 四 〇	二 一 〇	昭 和 六 年 度	五 二 三	一 九 〇	八 九 五	一 七 〇	昭 和 七 年 六 月 末	二 人	消 防 夫 保 全 工 夫										
昭 和 二 年 度	八 三 六	三 〇 五	一 四 〇	一 六 七	昭 和 三 年 度	七 三 五	二 六 八	二 七 五	三 七 四	昭 和 四 年 度	七 二 七	二 六 五	三 五 五	四 八 七	昭 和 五 年 度	六 三 六	一 三 二	一 四 〇	二 一 〇	昭 和 六 年 度	五 二 三	一 九 〇	八 九 五	一 七 〇	昭 和 七 年 六 月 末	二 人	消 防 夫 保 全 工 夫										
昭 和 二 年 度	八 三 六	三 〇 五	一 四 〇	一 六 七	昭 和 三 年 度	七 三 五	二 六 八	二 七 五	三 七 四	昭 和 四 年 度	七 二 七	二 六 五	三 五 五	四 八 七	昭 和 五 年 度	六 三 六	一 三 二	一 四 〇	二 一 〇	昭 和 六 年 度	五 二 三	一 九 〇	八 九 五	一 七 〇	昭 和 七 年 六 月 末	二 人	消 防 夫 保 全 工 夫										

富士瓦斯紡績株式会社土ヶ谷工場 (神奈川県)

工場死傷調

年 度	死 亡 件 數	重 傷 十 四 日 以 上 ノ 件 數	輕 傷 三 日 以 上 ノ 件 數	微 傷 三 日 未 滿 又 ハ 休 業 セ ザ ル モ ノ ノ 件 數	合 計
昭 和 四 年 度	二 八	一 七	三 三	六	一 二 〇
昭 和 五 年 度	一 〇	一 〇	四 〇	六	五 二
昭 和 六 年 度	一 〇	一 〇	四 〇	六	五 二
昭 和 七 年 六 月 末	一 〇	一 〇	四 〇	六	五 二

(3) 危害豫防注意並に施設事項

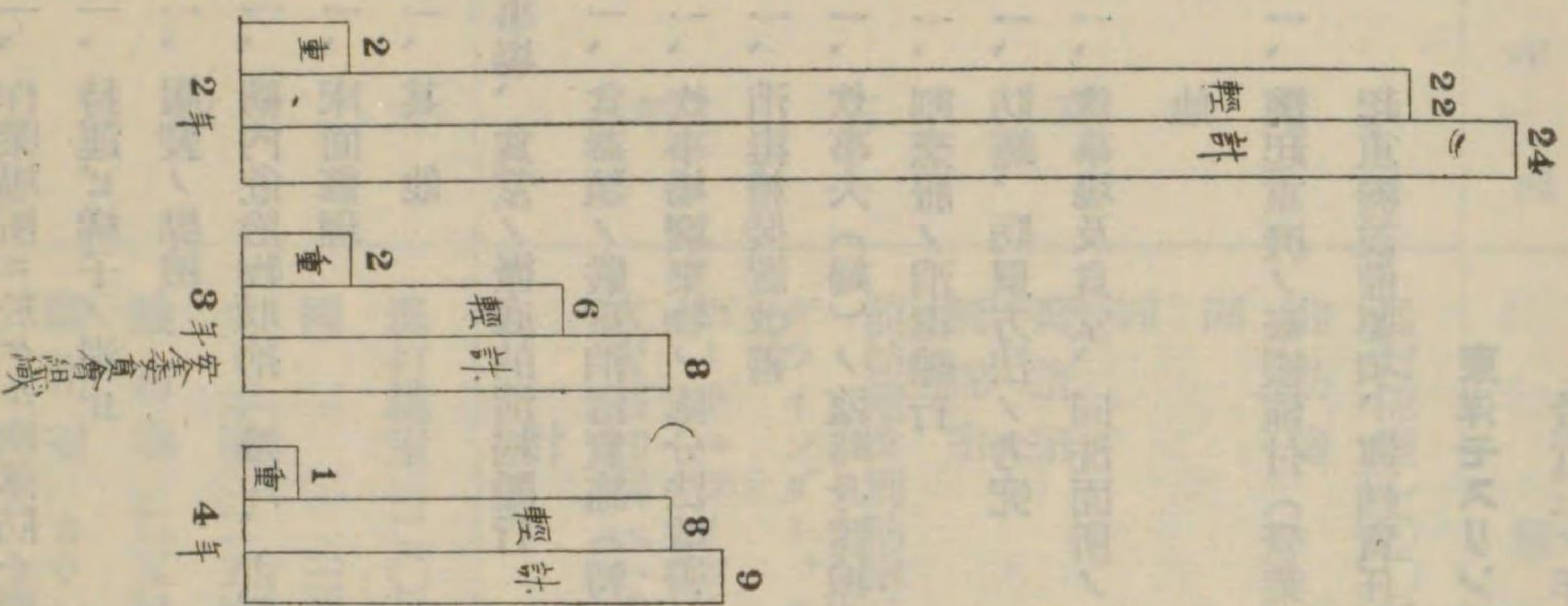
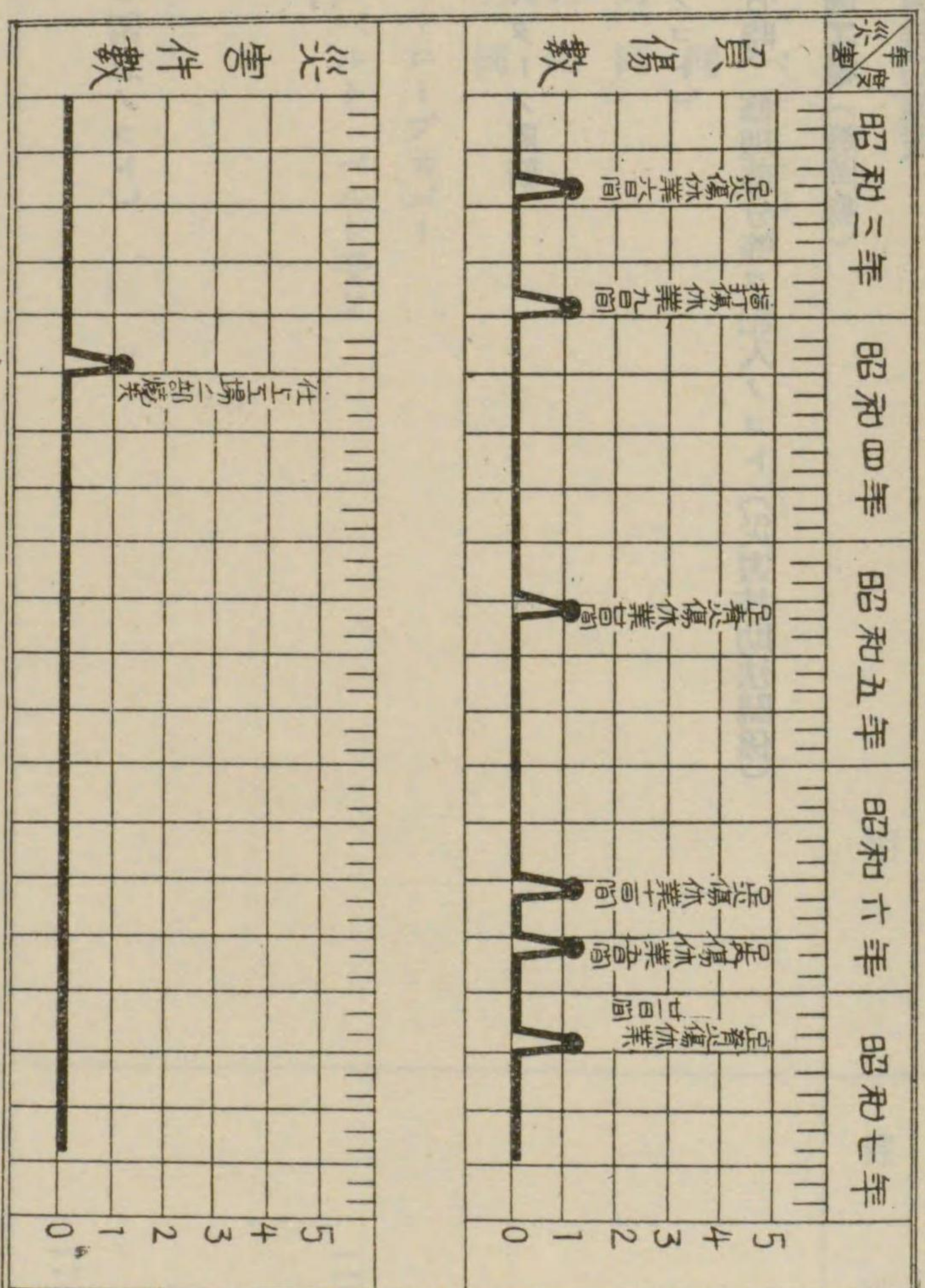
「工場危害豫防及衛生規則」は昨年八月末日を以つて其の猶豫期間が満了したけれども、各工場共其後引續いて危害豫防施設に火災及爆發等の豫防及避難施設に、或は服装及保護具又は衛生上の諸施設の上、其他一般的施設に關し日夜怠ることなく新設し、又は修理改善も加え以つて労働者の災害防止に努めつゝあり、工場に於ける其の實際的施設並に衛生上に於ける活動狀況は左の通りである。

三菱礦業株式會社大阪製煉所(大阪府)

危害豫防施設點檢標準

- 一、原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆
- 一、調帶綴金具ノ安全型
- 一、セットスクリュー、ボールトナット及楔類ノ安全裝置
- 一、ベルトシフターノ安全裝置
- 一、調帶受ケ具
- 一、安全給油裝置又ハ安全注油道
- 一、原動機又ハ原軸急停止裝置又ハ急停止ノ信號
- 一、運轉開始又ハ停止ノ合圖裝置
- 一、機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被覆又ハ柵圍
- 一、機械ノ危險ナル運動部(勢輪カム、聯動部突出部等)ノ柵圍被覆又ハ安全裝置
- 一、鋸機鈎機ローラー、カレンダー、パンチプレスシャー及カッター等ノ安全裝置
- 一、研磨機ノガード
- 一、其ノ他ノ機械ノ急停止裝置

最近五年間ノ災害指數



- 一、作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ覆蓋
- 一、持運ビ梯子ノ滑止
- 一、服裝ノ點檢
- 一、構内危険物取捨(鐵片、古釘、硝子破片等)
- 一、床面修理
- 一、其他

炊事場、食堂ノ徹底的清掃勵行

- 一、食器類ノ嚴重消毒實施(特ニ平素以上ニ留意ノコト)
- 一、炊事場廢棄物ノ處分法改善
- 一、消毒槽裝置改善
- 一、炊事夫(婦)ノ臨時身體檢査及檢便施行
- 一、割烹服ノ消毒勵行
- 一、防蠅、防鼠方法ノ考究
- 一、炊事場及食堂、同洗面所ノ「注意」ポスターノ更新

其他

- 一、濱起重機ノ臺帳備付(營業秤量室備付ノコト)
- 起重機設備要項、運轉責任者名、修理日時、修理部分等ヲ記入ノコト(災害扶助法關係)

東洋モスリン株式会社静岡工場(静岡縣)

最近三ヶ年に於ける危害豫防施設

二、危害豫防施設

年別	種別	件數
昭和三年	混打棉室一〇〇馬力モーター、ベルトカバー	二六〇
	前紡室 同	
	同 七五馬力 同	
	同 五〇馬力 同	
	荷造室 二〇馬力 同	
	梳棉室 カウンターロープカバー	
	前紡室及別紡室ドライブングベルト	
	ベルト受け	
	グライダー、カバー	
	サーキュレーター安全裝置	
	火災報知器(一式)	
	計	
昭和	混打棉室 二〇馬力 モーターベルトカバー	三
	同 三馬力 同	
	チーズ室 二五馬力 同	
	織布室 三五馬力 同	
	織布室 カウンターベルトカバー	

而して今回表彰されたる工場にして勞資の精神的協力の狀況は、工場の規模の大小に依りて異なるも、殆んど軌を一にして各工場共勞資一體となりて上下の融和を圖るを主眼としてゐるが、大體左の如き方法を以つてしてゐる。

(イ) 従業員の精神訓育

A、學校教育

事業主に於て學校を設立し勞働後、即ち夜間技術上に於ける簡單なる學問的知識を授けると共に、國民教育を併行的に行ふものである。

女子に於ては此の外、裁縫、生花、茶の湯等を教えてゐる。

B、圖書館

圖書館には業務上必要な書籍の外、従業員に有益なる各種の新聞、雜誌、圖書を蒐集し勞働の餘暇之を利用せしめる。

C、訓話

月に數回又は定期的に事業主或は幹部又は宗教家教育家を招聘し、従業員一同に有益なる講演又は訓話を行ひ、以つて従業員の知徳を啓發せしむ。

D、精神修養會

従業員間に精神修養會を設け會長に工場主又は幹部を頂き、會員相互の精神の鍛鍊陶冶を行ふもので、宗教家、教育家等の講師を招聘して之を行ふものである。

E、宗教法話會

事業主と従業員とが一體となつて宗教に依りて精神の向上を計るものであつて、寺院教會等と聯絡をとり定期的に法話會を開催するものである。

(ロ) 従業員並に其の家族に對する福利施設

A、住宅の建築

事業主は従業員並に其の家族の爲に住宅を建築し、無料又は極く低廉の家賃を以つて貸與する。

B、購買組合

凡そ各工場共購買組合を設立し従業員並に其の家族に購買資金を以つて實費にて物資の購入に使ならしめる。

C、廉賣場、浴場の設置

普通の市場より低廉にて従業員並に其の家族の各種日用品を廉賣する處、即ち公設市場の如きものを設置して需要に應じるものである。

浴場亦然り。

D、醫療施設

大工場に於ては大低附屬病院を設立し、工場に於ける衛生施設の外、従業員並に其の家族に對して其の傷病疾患の治療に當らしめてゐる。安全週間に際しては従業員の健康診斷等を行ひ、其の活動に見るべきものが多かつた。

E、娛樂場又は俱樂部

娛樂場又は俱樂部の設けあるものも大工場にして、娛樂場に於ては従業員並に其の家族の慰安會として、普通活動寫眞映寫會、芝居、音樂會等を開催してゐる。

又俱樂部に於ては圍碁、將棋、玉突を設け、隨意行ひ得せしむる外、其の附屬として劍道、柔道、弓場等を設けてゐる。左にその一例を擧げて置く。

淺野セメント株式會社スレート部門司工場（福岡縣）

向上俱樂部規程

- 一、本俱樂部ヲ向上俱樂部ト稱シ事務所ニ階ニ設ク
- 二、本俱樂部ハ向上會員ヲ以テ組織シ會員ノ慰安修養及相互ノ親睦ヲ計ルヲ以テ其ノ目的トス
- 三、本俱樂部ハ會員ノミ使用スル事ヲ得會員以外ノ入場ヲ禁ズ
- 四、俱樂部ニ出入スル際ハ氏名時間ヲ守衛室備付名簿ニ記入スベシ

- 五、本俱樂部使用時間ヲ左記ノ通りトス
但シ會計ノ都合ニ依リ變更スルコトアルベシ
（イ） 普通日 自午後六時至午後十時
（ロ） 公休日 自午前九時至午後十時
- 六、本俱樂部使用者ハ左記事項ヲ嚴守セラレタシ
一、備品ヲ大切ニ取扱ヒ持出サザルコト
二、備品ヲ破損シ又ハ紛失シタル時ハ直チニ庶務ニ申出ヅルコト
三、酒氣ヲ帶ビテ入場セザルコト
四、使用後ハ必ず其ノ整理ヲナスコト
五、火氣ニ注意スルコト
六、皮膚病其ノ他傳染性疾患患者ハ入場遠慮ノコト
七、便所以外ニ立入ラザルコト

(5) 安全委員會規定と其の活動狀況

安全規程の制定並に安全委員會の設置は逐年其の數を増加し、各工場共今日に於ては殆んど之を設けざるものなきに至つた。又この外安全週間中仅限于工場協會等と提携して、安全委員の囑託任命を行ひ、夫々安全週間前より工場の安全施設に對して實地指導を行ひ、活潑なる活動を展開した。寔に工場に於ける安全週間は一にこの安全委員會の活動如何にある。

左の工場に於ける安全委員會の實際的活動狀況を例示する。

淺野セメント株式會社スレート部門司工場（福岡縣）

安全委員會規則

- 第一條 當工場内ノ安全ヲ計ル爲メニ安全委員會ヲ設ク
- 第二條 安全委員會ハ工場ニ於ケル災害ノ防止及ビ保健衛生ノ完成ヲ圖ルヲ目的トス

- 第三條 安全委員會ハ會長一名委員長一名委員若干名ヲ以テ組織ス
- 第四條 會長ハ工場主任之ニ當リ委員會ヲ統管ス委員長及委員ハ會長之ヲ指名ス
- 第五條 委員長ハ會長ノ許可ヲ得テ本會ノ目的事項ヲ執行ス
- 第六條 委員ノ任期ヲ一ケ年トス
- 第七條 委員長ハ委員會ヲ招集シ之ヲ司會ス
- 第八條 委員會ハ通常及ビ臨時ノ二種トシ通常委員會ハ毎月一回臨時委員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク
- 第九條 左記ノ作業ニ各壹名ノ專屬委員ヲ置ク專屬委員ハ委員長之ヲ指命ス
一、平板製造部 二、平板仕上部 三、波板製造部 四、波板仕上部 五、圓筒製造部 六、圓筒仕上部 七、副製造部 八、修善電氣部 九、雜部（上記以外ノモノ）
- 第十條 前條ノ專屬委員ハ毎月一日ニ受持チ作業部ノ安全狀態ニ付キ第十二條ニ依ル検査ヲ執行シ之ガ結果ヲ其ノ都度委員長ニ報告ス但シ検査ノ日以外雖モ危害ヲ生ズル虞アル箇所ヲ發見シタル時ハ直チニ之ヲ報告ス
- 第十一條 委員長ハ前條ノ報告ヲ査閲シ或ハ自ら検査シタル結果ニヨリ適當ナル處置ヲ講ズ
- 第十二條 安全検査ヲ行フ諸點概ネ左ノ如シ
一、原動機及ビ其ノ附屬設備
二、調帶調車其他傳動裝置ノ危険ナル部分箇所
三、機械及ビ工具並ニ其裝置ノ破損箇所及危害防止裝置ヲ要スル箇所
四、作業場床面、昇降口、手摺、墜落ノ虞アル箇所、梯子、非常口、通路、建物及建物内諸設備ノ良否破損ノ有無其他危険ト認ムル箇所
五、作業場ノ採光、換氣、照明ノ適否
六、作業場内ノ塵埃除去方法及ビ其裝置
七、排液、排水ノ處理方法設備

八、作業場内及び便所塵溜等ノ整頓清潔狀況

九、作業員ノ動作、頭髮、服裝、履物、マスク、手袋、其他保護器使用ノ狀況

十、外觀ニヨル作業員ノ健康狀況

十一、火氣及び熔接器使用狀態箇所

十二、消火器、消防器具機械

十三、各作業場機械取扱動作規則遵守ノ狀況

十四、其他ノ危害豫防及衛生設備

第十三條 委員ハ從業者ノ安全第一主義ニ對スル注意ヲ喚起シ其ノ效果ヲ覺知セシムル爲メ時宜ニ應ジ左ノ安全教育ヲ行フ

一、危険並ニ注意ヲ要スル箇所火氣禁止、禁煙ニ關シ注意札ヲ掲グルコト

二、災害豫防ニ關スル標語ポスターヲ時々掲示シ又ハ適當ノ方法ニヨリテ災害豫防ノ宣傳ヲ行フコト

三、災害豫防ニ關スル講話活動寫眞會等ヲ催スコト

四、新規ノ作業員ニ對シテハ機械器具ノ取扱ヒ、掃除手入其他關シ注意スベキ事項ヲ教示スルコト

五、工場内ニ於テ災害事故發生シタル時ハ其ノ原因及び豫防裝置改善等ノ要領並ニ注意スベキ事項ヲ掲示講話等ニヨリテ周知セシムルコト

六、非常信號方法及び消防演習ヲ周知セシムルコト

第十四條 年一回以上ノ安全週間ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フコト

一、工場内ノ須要ノ箇所ニ標語ポスターヲ掲ゲ時々之ヲ新ニシテ注意ヲ喚起スルコト

二、第十二條ノ検査ヲ嚴密ニ行ヒ之ガ完全ヲ期スコト

三、第十三條ノ安全教育ノ徹底ヲ期スコト

四、委員ハ常時安全委員マークヲ佩用スルコト

第十五條 安全委員會議事録ヲ設ケ左記ノ事項ヲ記録ス

記録係ハ委員長委員中ヨリ之ヲ指名ス

一、會議事項

二、災害事項

三、安全検査記事

四、安全教育事項

五、安全施設記事

淺野セメント株式会社スレート部門司工場（福岡縣）

波板部安全規則

第一條 作業前ニ服裝ニ危険ノ慮ナキ様注意スベシ

第二條 抄造機運轉開始ノ際ハ各部分ニ支障ナキヤウ確ムベシ

第三條 機械係員ハ故ナク自己ノ持場ヲ距ルベカラズ已ムヲ得ザル場合ハ交代者ニ引續クベシ

第四條 メーキングロールニ附着セル屑ヲ取除ク際ハ運轉ヲ止メ同時ニ取除キ終ルマデ運轉セザル様クラッチノハンドニ特ニ注意スベシ

第五條 コーチロールノ毛布捲替ノ際ハ熟練者以外ノモノハ運轉スベカラズ

第六條 抄造機運轉中ハ係員以外ノモノハ立寄ルベカラズ

第七條 波板壓搾作業ノ際ハ盤上ニ屑或ハ鐵片ナドナキヤウニ注意スベシ

第八條 係以外ノモノハ壓搾機ヲ運轉スベカラズ

第九條 壓搾機ニブレーキヲ掛ケタルマ、運轉スベカラズ

第十條 壓搾機運轉中ハ其附近ニ立寄ルベカラズ

第十一條 製品及び鐵板運搬使用ノ際ハ前後左右ニ注意スベシ

第十二條 波板仕上場ノ配置ノアル場所ニ於テハ運搬使用ハ特ニ注意スベシ

以上

第十三條 乾燥室ノ火氣ニ注意スベシ

平板製造安全規則

- 第一條 作業ニ着手スル前各自服裝ニ注意シ危險ナキ様ニ心掛クベシ
- 第二條 機械係員ハ故ナク事故ノ持場ヲ距ルベカラズ
- 第三條 調帯ノ捲替ニハ必ズ運轉ヲ止メテナスコト
- 第四條 ホルムプレスノハンドル係ハ絶エズアツキムレター及ビ捲込ニ注意ヲナスベシ
- 第五條 切斷機ノ切台ヲ出入セシム際ハ引手ヨリ手ヲ放スベカラズ
- 第六條 積上作業ノ際ハ線路ニ足ヲ踏ミ入ザルコト
- 第七條 ワゴンノ中ノ泥屑ナド取除ク際ハハンドル係ニ知ラセテ後取出スコト
- 第八條 グレーンヲ移動シ又ハトロ車ヲ押ス場合ハ必ズ前面ニ注意スベシ
- 第九條 グレーンニテ製品ヲ取り下ス際ハハンドルヲ締メ安全鍵ヲ取付クルコト
- 第十條 鐵板油作業ノ際ハトロ車ノ動ヌ様安全止メヲ必ズ使用スベシ
- 第十一條 切斷機隅切機ハ運轉ヲ止メタル時ハ必ズ兩切刃ノ間ニ支持板ヲ押入スベシ

以上

圓筒部安全規則

- 第一條 作業ニ着手スル前ニ服裝ニ注意シ危險ナキ様ニ心懸クベシ
- 第二條 ホルムプレスノハンドル係ハアツキムレター及ビ捲込ニ注意スベシ
- 第三條 機械運轉中ハ係員以外ノモノハ立寄ルベカラズ
- 第四條 機械係員ハ故ナク自己ノ持場ヲ距ルベカラズ
- 第五條 大平板切斷機及ビアウスタンド使用中ハ絶對ニ双物ノ下ニ手ヲ入ルベカラズ

以上

- 第六條 芯型ヲラシ管運搬ノ際ハ注意シ確實ニ保持スベシ
- 第七條 運搬車使用ノ際ハ前後左右ニ注意スベシ
- 第八條 製品積上ゲ積下シノ際ハ足元ニ注意スベシ
- 第九條 着物ハ規定ノ場所以外ニ放置スベカラズ
- 第十條 作業道路ハ防害ナキ様常ニ安全ヲ保持スベシ
- 第十一條 破損屑運搬ノ際ハ機械ニ觸レヌ様注意スベシ
- 第十二條 火氣ニ注意スルハ勿論ナルモ作業終了後ハ特ニ注意スベシ

以上

安全運動ニ對スル勞資協力ノ狀況

勞資ハ利害共通テ互ニ持テツ持タレツシテ一ツノ事業體ヲ構成シテトノ確信ヲ以テ(向上ノ心參照)安全運動ニ於テモ勿論勞資協力之レガ達成ヲ期シテルワケデアアル即チ其ノ二三ヲ示セバ次ノ如シ

- 一、安全作業ハ安全ナル作業ナリ、安全ナル作業ハ勞資互助從業員協同ノ力ニ俟タザルベカラザルヲ以テ安全委員會組織ニ當リテモ會社例社員六名工員例九名トセリ

- 二、完全施設ニ要スル費用ハ全部事業主負擔トシ從業員ハ精神的肉體的奉仕ヲナス
- 三、安全委員會ニ於テ協議シ必要ト認メタル事項ハ會長ノ許可ヲ得テ之ヲ實施ス
- 四、會社例ニ於テハ隨時活動寫眞又ハ講演等ニヨリ安全精神ノ涵養ニ努ム
- 五、從來ヨリ作業上必用ナル防塵マスク手袋ノ給與ヲナシ本年七月ヨリ作業帽ヲ給與シ作業服等モ近々實施ノ豫定
- 六、安全週間中ハ(勿論縣下催シノ單純化週間無駄ナシ週間中)其ノ成績ニヨリ作業別及ビ個人ニ賞金ヲ授與シ以テ益々安全精神ヲ長養ス
- 七、毎期本社ヨリ從業員一人當リ相當金額ヲ受ケ之ニヨリ安全慰安等ノ道ヲ講ズ(一年間福利施設一人當リ五〇〇、安全施設一人當リ三〇〇)
- 八、其ノ他保健施設トシテ構内ニテニスコート土俵等ヲ設ク、野球、ビンボン等凡テ社員工員合同シテ隨時大會ヲ開キ體育運動ニ努ム備

生施設トシテハ醫局ヲ設ケ従業員及ビソノ家族ノ利用ニ供シ必要ニ應ジテ豫防注射ヲホドコシ健康診斷ヲ行フ工場内ハ清潔採光通風防塵ニ留意シテ衛生ニ努ム

九、重役來場ノ節ハカメテ親シク工員ニ訓話ヲ願ヒ上下ノ親和ニ努ム

參考事項

一、昭和四年三月社員工員ヨリ成ル向上會ヲ組織シ春三月十日秋十一月三日工場守護神ノ祭禮ヲ行ヒ當日春ハ家族慰安會ヲ秋ハ運動大會ヲ開キ其ノ他春ハ觀櫻會夏季ニハ家族慰安海水浴等ヲ行ヒ益々相互ノ親睦ヲ計リツ、アリ

(別紙向上會々則並ニ大會プログラム參照)

二、事務所二階ニ向上俱樂部ヲ設ケ

ラデオ、蓄音機、碁、將棋、圍球盤、野球盤等及圖書室ノ設備アリ自由ニ利用セシム(別紙向上俱樂部規程參照)

三、作業場ニラデオヲ取付休憩時間中聴取セシメ精神的ニ疲勞ノ回復ヲ計リツ、アリ

四、向上會修養部ヨリ毎月一冊子向上ヲ發行シ従業員ニ配布シ其ノ教養ニ勉ム(別紙向上參照)

五、工場歌ト和布刈音頭

慰安會其ノ他ノ際ニ合唱舞踊シテ勞資協和工場樂土ヲ強調ス

(別紙向上ノ心和布刈音頭參照)

(6) 警備規定及び消防規定と其の活動狀況

警備規定及び消防規定は其の性質も同じくするもので、消防規定が火災の際に於ける防火措置であると共に、警備規定は消防規定よりも廣範圍に亘り、即ち火災の場合のみならず地震其他の不慮の天災地變、或は突發的事變の場合に於ける工場又は寄宿舎等の警備をも包含するものであつて、各工場共々委員を設けて警備區域を分擔せしめ、萬遺漏なきを期するものである。而して斯の如きは單に規定のみにては何等の意味をさざるものにして、安全週間に限らず日頃絶えず一定の規定の下に演習を實施してこそ非常の場合に役立つものである。安全週間中各工場共之を實施したるところであるが、其中より左に例を擧げてみる。

中山太陽堂工場(大阪府)

防火演習次第要項

一、日時 昭和七年七月五日 午後二時三十分

二、防火演習發令

隊長ハ防火ノ發令ト同時ニ火災ノ場所ヲ指示シ傳令ヲシテ各部ニ之ヲ傳達セシム

三、防火準備

(A) 各係長ハ部下ヲシテ迅速且ツ靜肅ニ受持部署ニ就カシメ防火ノ準備ヲ整ヘ直チニ隊長ニ整備ノ報告ヲナスモノトス

報告例

△水管準備宜シイ△第×工務室出勤人員何名避難人員何名

(B) 記録係ハ隊長ニ直屬シ發令ヨリ整備迄ノ時間ヲ記録ス

四、放水

隊長ハ各部整備ノ報告ヲ受ケタル後放水ヲ發令シ各係員ハ一齊且ツ敏活ニ防火ニ從事ス

五、鎮火

鎮火ノ令ニテ各係員ハ現状ノ儘隊長ノ檢閲ヲ待ツ

六、檢閲

隊長ハ副隊長及幕僚ヲ隨行シ整備ノ状態ヲ檢閲ス

七、復舊

復舊ノ令ニ依リ各係長ハ部下ヲシテ要具其他ヲ原狀ニ復舊セシム

八、演習終了

九、講評

演習終了後全員ヲ女工手食堂ニ集合セシメ隊長講評ヲ行フ

十、解散

◎想定

- 一、晝間地震後火災ヲ起シタルモノト假想ス
- 二、火災場所……汽罐室ノ後部
但シ今回ハ煙突ニ向ツテ放水ス
- 三、南西ノ風稍強ク第八工務室ニ延焼ノ虞レアリ

◎使用防火栓

- 一、第二號 (工手化粧室西)
- 二、第五號 (汽罐室南東角)

◎使用水槽

- 一、舊ボマード室前
- 二、醫務室西

各自満水ノバケツヲ提ゲ石鹼工場東北入口前ニ整列

◎使用消火器

- 一、第七工務室
 - 一、第八工務室
 - 一、第三工務室
 - 一、醫務室
 - 一、石鹼中央エレベーター
 - 一、機械課現場
 - 一、木工作业場
 - 一、ホ、紅室前
- 一、第八第三工務室間ノ廊下ニ整列
- 一、石鹼工場東北入口前ニ整列

◎避難方法

- 一、第一ノ合圖(汽笛)ニテ各室監督者ニ先ヅ動力ノ「スキツチ」ヲ切取ラシメ工手一同ヲ自分ノ周圍ニ集メ避難ノ準備ヲナス
- 二、第二ノ合圖(ベル)第一ノ合圖ト約一分間ノ間隔ニヨリテ監督者ハ避難場所及避難通路ヲ大聲ニ指示シ組長ヲ先導ニ避難セシメ監督者ハ全部ノ工手ガ室ヲ出デタルヲ見定メ避難場所ニ至リテ自己所屬ノ人員點呼ヲ行ヒ直チニ隊長ニ報告ス

註 避難ノ際監督者以外ニ發聲ヲ嚴禁シ沈着迅速ヲ旨トシ斷ジテ秩序ヲ亂シ喧騒ノ行爲アルベカラズ

三、避難通路

- 第一、第二、第三工務室ハ食堂前ニ出デ倉庫前ヲ通り事務所入口前ニ集合
- 石鹼仕上室及三階戻品整理室ハ醫務室ニ下リ食堂前ヲ通り第一倉庫前ニ集合
- 第五工務室ハ「クリーム」精煉室前入口ヨリ南入口ニ出テ炊事場ノ前ヲ堂級營業部ト本店トノ間ニ集合
- 第七、第八工務室及合室調ハ第三ト第二調合室間ノ廊下ヲ食堂前ニ出テ第一倉庫前ニ集合
- 第五口金室及同洗瓶室ハ洗瓶室ニ一同ヲ集メ炊事場前ヲ通り堂級營業部ト本店トノ間ニ集合
- 石鹼釜場及機械課工手並ニ第八ホ、紅室工手ハ機械課現場トホ、紅型押室ノ間ヲ南ニ出テ火洗場前ヲ東ニ糊煮場ノ南ヲ通り店員食堂前ニ集合

○各室各工務室所屬男工手ハ其室ト同一行動ヲ取ル

森永製菓株式会社鶴見工場神奈川縣

七、防火日に於ける概要

- 一、ポスター六八枚、神代より現代までの消防方法ポスター九枚「火氣嚴禁」のピラ五十枚
- 當日は鶴見消防署長佐藤周次郎殿御指導により左の想定の下に防火演習を實行す

防火演習想定

- 一、隊長及分隊長會議 七月五日午後一時より行ふ
- 二、防火開始時刻 午後四時三十分

- 一、風向及風力 南風時速二〇米
- 一、出火場所明示 赤旗を立て煙幕使用（假裝發火所 五個所）
- 一、隊長各分隊視察
- 一、火災鎮火と同時に各分隊はプール南側に集合模擬火災により放水試験及消火器試験を行ふ
- 一、本部位置工場中央隊長旗を置く
- 一、鶴見消防署長殿の講演
- 一、隊長の講評
- 一、大串重役の講演
- 一、午後六時散會の豫定

午後四時三十分非常汽笛と共に防火演習の行動を開始し各所に煙幕は起り大火災を髣髴せしめ發火と同時に消防署に通知し僅かに三分三十秒後にはサイレンのうなりけたましく消防自動車は工場に到着す、従業員一同緊張裡に放水試験、消火器試験共午後五時終了それより大野球場に集合し隊長講評の後鶴見消防署長殿は火災につき官民一致協力の必要を力説し又大串重役は一寸した不始末が如何に我々に大損害を與へるかに付經驗談を何れも有益なる講演を拜聴し午後六時散會す。

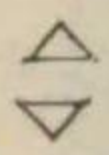
防火の心得

工場内ではお互に左の通り必らず實行致しませう。

- 一、火氣及熱氣のある場所には發火の虞ある物品（襪、雑巾、前掛）を置き又は懸けないこと
- 一、油類其他發火し易い附近では絶対に喫煙などは以ての外、火氣の取扱ひもしない事
- 一、電氣の取扱ひには特に注意して故障と思つた時は直ちに修理の手續をする事
- 一、焚火は火の粉の飛散しない様に御互に注意する事
- 一、消火器の位置は決して變更しない事
- 一、揮發油、アルコール其他引火し易い藥品の使用後は必ず油倉庫に納めること

- 一、出火を發見したるときは大きい聲で怒鳴ると共に防火署へ「火事だ」と知らせる事を忘れない事

森永製菓鶴見工場 防火係



- ▲握り飯なら焼いても宜いが 焼いてはならない家や庫
- ▲火事を起せば先祖にすまぬ 近所隣りになほすまぬ
- ▲火事は恐いよ私は厭よ 赤い着物が灰になる
- ▲工場無事なら我身も無事よ 共に笑顔の防火デー
- ▲ポンプ計りが火消じやないよ 家には立派な火消壺
- ▲こんな事がと馬鹿にはならぬ 火事は心の緩みから
- ▲マッチ一本粗末にするな 家も寶も灰になる
- ▲好きな煙草も危険な場所でのめば大きな火事となる
- ▲火事の半鐘のならない前に 胸に注意のベル鳴らせ

八、避難日に於ける概要

一、避難と防火とは非常な密接なる關係を有し且つ其の人命の重大性に鑑み防火と避難を分離して其の方法を研究徹底せしむ（避難演習は防火演習と同時に進行）

一、ポスター五枚、チヨコレート部二階側面五拾糶のボール紙を以て左の通り掲ぐ

避難は落ちつけ避難は迅速

一、係員は連日各部主任と連絡して種々規定のものに避難方法、誘導方法を實地に或は圖表に於いて或は非常口の點檢を詳細に研究し又は二階より繩梯子による避難演習等あらゆる方面に付遺憾なきを期す

一、製菓事業の性質上二重扉が多く扉を開く場合に引くか押すか一見して不明の點あるを以て「引く」「押す」のピラを全部扉に貼る

一、正午に係員四名をして新聞配達に變装し鈴音と共に避難新聞號外を發表し其の奇抜の催に對して一同感銘す

一、避難タイム

部 屬	人員	距離(避難場所)	時間
キヤラメル部	一一四名	一〇八米	三〇秒
チヨコレート部	一一八	七〇	二四
ビスケット部	一四六	九八	三〇
ウエフアース部	三〇	一三六	四〇
外 部	二〇〇	六七	二六

安全 避難の心得

一、發火震災爆發其他事故發生の場合先づ第一落付いて發生地を見ませう然る後各自身の廻りの電氣、瓦斯、水道其他に注意して貴重品を速かに持出し一番近き非常口より逃げ出させよう

但し事故急にして危険なる場合身輕に逃げ出させよう

二、避難の場合各部主任副主任及び組長の臨機の命令に依りお互に助け合つて速かに安全地帯に避難致しませう

三、安全地帯にては組長の人員點呼がありますから混雜せぬ様お互に注意して若し一人でも見えない場合は主任副主任組長或は避難係へ速かに御申出下さい

四、組長の人員點呼後委員長の點檢を受けらるゝ事

強者は弱者を勞り避難は身輕に逃げませう

森永製菓鶴見工場

安全週間 避難日委員

避難 新聞 第三種郵便物認可

號 外

折から吹荒ぶ烈風時速二〇メートル突如大地震と共に〇〇所に大火災起り目下烈風に煽られ黒煙地をなめ寸尺を辯せずと。此様な場合にも諸彦諸嬢には迅速安全に避難して下さい。

森永製菓鶴見工場

安全委員 避難係

(7) 慰靈祭及び安全祭

警視廳に於ては毎年工場災害の爲に職に殉じたる工場従業員の靈を慰むる爲めに慰靈祭を執行してゐる。而して慰靈祭を執行することは工場従業員に對して工場災害豫防の念慮を培養するに最も適切である。本年は安全週間第三日に日比谷市政調査會館に於て慰靈祭を執行せる處、多數の遺族工場主等の參列があつた。因に祭神は工場災害の爲に死亡したる工場従業員である。

安全祭は毎年各地方に於ても行はれてゐるところで、工場の所在地の氏神又は工場内に祀れる神社に於て安全週間中時に「敬神日」として一日を割き「安全祭」を執行してゐるものもあつた。

(8) 安全日記

工場によりては安全週間で、工場内各係毎に安全日記を設け、毎日の出来事を之に記入せしめ、成るべく工場の災害を勘からしめるやうに努めた。即ち個人に於ける一日一善式の日記の如きものである。

(9) 安全心得

事業主は其の工場に必要な安全心得を印刷し、掲示板或は適當な箇所に貼布し、又は従業員に之を配布して其の注意心を喚起した。

(10) 安全ニュース

安全ニュースの発行は各工場共安全週間施行日を追ひて発行し、夫々施行實施上の注意を記載し、毎日従業員に之を配布して注意心を喚起することに努めた。

左に福岡縣淺野セメント株式會社スレート部門司工場安全委員會より発行したるニュースを例示する。

ニュース (一)

淺野セメント株式會社スレート部門司工場 (安全委員會)

昭和七年七月一日

安全週間とは

安全第一の旗幟の下に働く親友の中で氣の毒にも安全の心がけを忘れつゝある人達があります。

それ等の人々の反省を求め、活を入れ、全員擧つて幸福にニコニコと働き年中、安全の習慣をつけるべく誓ふ大變に大切な行事であります。

安全には協力が第一です

誰でも一人になつた時は淋しいものですその時こそ精神のピッタリ合致する友人を求めます。それは安全への協力をしようとする精神の動きであります。十人より百人、百人より千人と全部の人が同じ精神で力を協せてこそ目的が達せられます。

皆さんは昔毛利公の弓矢の例を御承知と存じます。

お互の心と心がガツシリと結ばれた時こそ何事も完成するものです。

安全運動は人間の總ての生活から一切の災害による不幸を無くしようとする地味な事柄であるだけ却つて忘れられ勝になつて、つい不幸な目にあつてビックリする事が多くあります。

工場で怪我の減らないのはお互の精神の緊張の不足が一大原因だらうと思ひす。

「最初の緊張最後まで」

本日は安全週間第一日であります。今日の緊張した精神を何時までもユルメズ幸福な生活を致しませう。

◎災害の防止は吾人の誇なり

明日は美化整頓日です。

皆さん明日も安全にお務なされん事をお願い致します。

ニュース (二)

安全人と彼の妻

彼は安全な仕事の仕方と工場の規則を心得てゐます。

彼は困難な仕事も神の試練なりと心得て働きます。

彼は何時も變らぬ熱心な作業を致します。

彼は材料を使ふにもムダのないよう注意を拂ひます。

彼は落ちてゐる木片金釘でも汗を流した一部分と心得て拾ひ置き後日の役に立てます。

彼は工場から怪我人を出さぬやう心がけて居ます。

彼は自分達の工場を模範工場にするため努力致します。

彼はものを大切にすると共に、こころを大切に致します。

彼は向上の一路を進んで居ります。

妻は主人の仕事を理解して常に修養に心がけます。

妻は要らぬものは買はぬやうに毎日一錢でも貯金致します。

妻は料理をするにもムダのないよう榮養の多いものを求めます。
妻は仕事で疲れた主人に夜おそくまでおこさないやう心がけてみます。
妻は主人の歸るのを快く迎へ夕飯の支度もキッチンとしてみます。
妻は徳をそなへて居りますので心もほがらかです。
夫婦斯の如し、そこで家族の人は心に不平もなく家庭圓滿多福繁榮。

明日は運動衛生日です

働く吾々には健康こそ唯一の資本です。幸福の基でありますから身體を大切に致しませう。

毎朝冷水摩擦と簡単な體操をすることに努めませう。

間食をせぬように心がけぬと胃の休むひまがありません。

夏分は特に寝冷えの用心第一の事

◎健康の蔭には衛生の内助あり

◎鐵と身體は鍛えて光る

工場で働く皆さんは安全でありその妻も安全人であるやう十分氣をつけて下さい。

ニ ユ ー ス (三)

昭和七年七月四日

工業軍にも我が國民性を發揮せよ。

我が國の軍隊は日清、日露の戦役を経て常に各國を驚歎せしめたが現に滿洲上海兩事變に見る如く嚴密正確なる共同動作と忠君奉公の氣概は實に工業従業者の模範とすべきである。これ軍隊の戦に臨むや、原因を知り、帝國の使命を解し多數の將兵が統制ある一體となり共同動作に遺憾なきを期するからである。

工業従事者には資本家あり、管理者あり、技師、職工夫々に貴重なる職分を占めこれが一つの工業軍を形づくる以上は軍隊の如く統制ある一體となり、上長の命を良く守り互に助け導きて産業振興に向つて進撃すべきである。

規則は共同動作の目標なり。

國に法律あり軍隊に軍律あり工場に就業規則あり。

集團ある所規則はなければならぬ、各員は自分の行動の目標として勵行してこそ始めて協同の力が發揮せられ統制の實が擧げらるゝのである。

安全なる善心。

人の言ひ譯に「自分ばかりでない。誰々もやつてゐる」と聞く言葉がありますが元來事の善悪は人がしてゐるゐないで定るものではありません。

人が自分より多く悪事をしてゐるやうがあまいがそんな事は問題ではありません。自分で不安全な事をしたと氣づけば改めれば良いのです。人の非を擧げんとするものは更に自分の不安全を増すばかりです。吾々は慚愧の念が必要です。慚とはあやまり恥づる心、愧とは自分より目上の人を見て行ひの及ばぬを恥する心、この二つの心こそ安全なる善心です。

勿^レ以^テ惡^ノ小^ニ而^シ爲^ス之^ヲ

勿^レ以^テ善^ノ小^ニ而^シ不^レ爲^ス

明日は服装規律日です。

◎守る規律が身を護る

◎規約規律も我が身の爲

ニ ユ ー ス (四)

昭和七年七月五日

工場と家庭との鎖

「安全なる人は圓滿なる家庭より出づ」と申します

工場で面白い事柄を引起す人は家庭に心配事があるか、自分の不身持からゴテついたとか子供の病氣、怪我とか妻の不行届から圓滿を缺いてゐた等といふ事が多數あります。斯ういふ事情がある事を考へますと

「工場と家庭の生活は決して別々のものでない」といふ事が良く御分りの事と存じます。

お互に人間でありますから簡単に精神の轉換をする事は難しいもので、朝の出かけに喧嘩をしたため一日中不快な思をしたといふ事もあり、前夜キネマか芝居かにすすめられたり、又はヤタラに飲み食ひさせられたりしたら身體をこわし精神も疲れて仕事場へ出ても満足な仕事は出来ない故怪我の基ともなります。

主婦の方は一家の大黒柱である主人の安全と一家を幸福に導くため、物事をよく考へて主人の送り迎へには丁寧な多少の心配事は色にも出さないようにして頂きたいものです。不安な妻の態度は夫の出足を鈍らせ仕事場で氣持を爽快にさせないため、思はぬ怪我をして家庭を暗く不幸にさす原因となりますから主婦の方は

「家庭は疲労の療養所なり」と御心得下さいませ。

工場で働く者はとりわけ家庭の事に安心が出来ねば落付いて仕事も出来ませんから主婦たるものは主人の安心と安全を祈ると共に家庭の安全に努め不幸の起らないやう氣を配り、蔭になり陽になつて主人を助けねばなりません。かくしてこそ始めて安全の道が達せられ幸福に圓滿に家庭を保ちお國の爲につくす事が出来ると思ひます。

明日は火災豫防日です。

世の中で最も恐ろしいものとして、地震、雷、火事、親爺と昔から言ひつたへて居り火元の家は七代榮えぬとも申します。

◎火の元は大丈夫でも今一度

ニ ユ ー ス (五)

昭和七年七月六日

無駄 排除

米人テラー博士曰く「工業者として成功したいならば決して月の世界に飛ぶやうな飛行機を發明しようとか、インディアナの炭山でダイヤモンドを掘り出さうと努力してはなりません、たゞ自分の受持つた作業場の片隅の何處かにムダはないかそれを先づ一心に考へなさい。そしてムダのある處に氣がついたならば次に其のムダを省く方法を考案なさい。その方法に氣がついたら最後にはその排除に努力なさい。この事こそ工業従事者として自己を成功に導く捷徑であります」。

元來質素節約とか利用更生とかいふ事は修身處生の道として一切の事業の成功要訣として古くから説かれて居ることであります。

ムダ排除の必要もよく知られて居たのですが近代工事が漸く盛になるに従つてこのムダ排除が最も工業上の大切な題目となつて來ました。

「ムダとは恰もダイヤモンドを窓から空中に消滅させるやうなものだ」とさへ言はれて居ます。ムダ排除は工業従事者の戦であります。捨てたゴミにも寶あり

消耗品は安いものが多いからムダになりがちです。一滴の水に至るまで悉く金錢の變形であります。随つてこれ等のムダは終局にては原價の上に加算せられ、原價を安くする事が出来なくなります。

凡そ如何なる物でも價値のない物はありません。往々無價値として捨てる物の中でも立派な價値のある物もあります、工業従業者にとつて物に價値を認める事は極めて必要な事でありませぬ。

勞力のムダ排除

従事者の貴重な勞力のムダを省くには常に最も合理的に働かねばなりません。合理的作業とは熱心なる希望を持ち、興味を覚え、元氣に働くと同時に注意深く、仲間との折合良く、歩調揃て最も有効な正味の作業をする事です。

従事者は自分の動作を顧みて

「もつと良く、もつと早く、もつと樂に、もつと安全に」する作業の方法を發見することに力を入れることが最も有効なる合理的への第一案であります。明日は修養感謝日です。後藤門司市長の御講話があります。

◎理想は高きに仰ぎ、實行は卑近より始める

ニ ユ ー ス (六)

昭和七年七月七日

一寸の隙間に大事が起る

作業場で自分の仲間を案じてゐる事をよく見受けませんが甚だ遺憾な事と思ひます。一人が勝手に受持場所を離れた爲に多數の人が手を空ける場合は決して少くありません。作業者が受持の場所を離れるといふ事は自分の職責を捨て、何時何事があるかも知れぬと言ふ危険も忘

れる事で責任忘却も甚しいものです。

ほんの一寸の間だからと思つて何気なく受持場所を離れた間に取返しつかぬ大事件を起す事があります。直ちに歸つて来るからと思ふから機械を運轉するまゝに又は點火したまゝにするため不在中の僅かの瞬間内に災害が生じます。多くの大きな災害はこういふ場合に起り易いものですから堅く戒めねばなりません。受持場所を離れる必要がある場合は後始末をして置くか、代理を頼んで置くか、萬一にも故障の起らないやう手當をして置かねばなりません。

受持仕事を中止するな自分に命ぜられた仕事の出来上らないうちに途中で止めて他の仕事に移ることは良い事ではありません。命じた方では最早十分に完成した筈だと思ふ時に出来て居ない様な事があつては仕事の計畫にくひがひが出来て進行を害する事が甚しいものです。

萬一長上より命令の重複の場合は先に命じられた仕事の完成しない事を告げ指圖を受けなさい。決して黙つて引き受けてその仕事に轉してはなりません。まして自分の命ぜられた仕事が完成しないうちに仲間の仕事につり込まれ他の仕事に移るなどは固く戒めねばなりません。人も機械も休めば錆びる。

遅刻、早退、欠勤は何れも受持仕事を果さない事になります。

當人には如何に正當なる理由があるとしても集團にとつては損失たるを免れません。しかし人には自身の病氣とか近親の不幸とか、止むを得ない場合がありますから其他の場合は決して勤務を缺かない覺悟をしなければなりません、家事上の都合とか、親戚知人の送迎だとか何とか彼とか事故ある毎に欠勤するようでは勤務成績は決して擧るものではありません。故なき欠勤は特に禁物です。

ニ ユ ー ス (七)

昭和七年七月八日

安全週間を安全習慣にせよ

第五回全國安全週間は昨七日感謝修養日を最後として終了しました。

週間中安全委員は勿論従業員諸君の御努力と御家庭の皆様方の御理解ある御後援に依り大なる事故も無く終了致しました事を感謝します。

今更申上るまでもなく工業従事者の安全精神に活を入れ反省を求むるための安全週間であり、また週間中だけの安全精神を求めたものではありません。週間中の緊張した精神を習慣の精神として幸福なる安全生活を持続されん事を切に希望致します。

安全競争成績

順位	作業場	経過	設備	窓屑物の状況	通路	作業	床状況	ボスター績	得点	備考
三等	一部	三〇	一七	一〇	五	一五	一〇	五、四	九二、四	負傷一件あり 二〇點減 特に部員の努力を認む 五點増
四等	二部	三〇	一七	一〇	五	一三	一〇	五、八	七〇、八	
一等	三部	三〇	一七	一〇	五	一五	八、五	五、一	九五、六	
二等	四部	三〇	一七	一〇	五	一五	一〇	五、八	九二、八	

入賞安全標語

- 一等入賞 安全は注意より生る 田坂 孫八君
- 同 働く前に先づ注意 寺坂 龍夫君
- 二等入賞 寸時も安全に心許すな 鈴木 彌八郎君
- 同 眞劍は安全の基 田坂 孫八君
- 同 安全は周到なる用意より 篠崎市太郎君
- 三等入賞 災害も注意で拂へ 寺坂 龍夫君
- 同 安全と思ふな油断すな 同
- 同 慈母の注意に子の安全 同
- 同 安全は幸福の鍵 松尾 茂君
- 同 守れ安全吾等の使命 同

以上

(11) 標語及安全歌の募集

安全標語及び安全歌の募集は最近著しく増加し、關係廳縣又は工場に於ても賞を懸けて之を募集し、應募數も頗る激増するに至つた。而して其の作品に至りても次第に優秀となりつゝあるは、一般従業員の安全週間に關する理解の深まるる證左にして喜ぶべき現象である。殊に卷頭に掲げたる大阪府産業安全研究會にて募集したる『産業安全歌』の當選歌等に至りては相當認めらるべきものである。次は富士瓦斯紡績保士ヶ谷工場にて募集したる安全歌である。

安全週間の歌

歌 牛歩 作詩
曲 「夕べ静けき」

一、朝はのぼる日輪を

夕はすめる月影を

仰ぎおろがみ祈りせよ

深く大きく呼吸せよ

聲き心と自然とは

汝か健康の守り神

二、祈る心に不平なく

喜び勇み心して

業にはげめば傷害なし

千古榮えある大都市も

火の用心を怠らば

一夜のうちに滅ぶべし

三、我が同胞よ奮ひ立て

安全第一振りかざし

我工場より日本より

人住む地上世界より

病氣と怪我と災害を

此週間に追ひ拂へ

安全小唄

歌 牛歩 作詩
曲 「銀座の柳」

一、國の礎、われ等が身体

怪我や病ひをしちやいやよ

あなた強けりや日本が強い

「健康第一」

合言葉

二、積んだ國産、工場のほまれ

煙にするのも油断から

注意整頓、火の御用心

「安全第一」

合言葉

昭和七年六月

三、安全運動、一人ぢや出来ぬ

皆揃つて、みなそろつて

肉弾勇士のあの眞心で

「協力第一」

合言葉

富士瓦斯紡績株式會社(神奈川縣)

保士ヶ谷工場 安全委員會

(12) 『安全週間に就て』 従業員の感想

安全週間に際して従業員より其の感想文を募集せるもの未だ尠く、昨年度に於ては僅かに埼玉縣の岡谷製絲株式會社及び長野縣の小口組製絲所の二工場に過ぎなかつたが、本年度に於ては漸く其の數を増し、各工場に之を募集せるもの多々あるを見た。

この種の募集は前節と同様に耳又は眼より宣傳を受けたる安全思想を自己の腦裡に整頓し、完全に自己の思想たらしむるに最も効果的なものである。本協會に報告されたる應募作品を見るも、各れも安全週間に對して熱誠なる賛同と、將來に於ける希望抱負を忌憚なく述べてゐる。

第八 結 語

第五回全國安全週間は以上の如き頗る良好なる成績を收めた。之れ一に官民勞資一致協力して事業に當りたる結果に外ならない。

今茲に本年度安全週間を通觀するに、時恰も憂鬱なる梅雨後にして、將に盛夏に向はんとする候にして、兎角人心の弛緩を來し、徒らに倦怠を覺へ、怠惰に落り、勞働災害の事故最も甚しき期節にも拘らず、年を追ひ回を重ねるに

従ひて益々堅實に確固として良好なる成績を進めつゝあるは、寔に國家繁榮上、産業の發達の爲に欣快とするところである。

而して本年度に於ける安全週間の目新しき傾向としては、労働者災害扶助法及び労働者災害責任保険法適用事業場の参加に伴ひ、各廳府縣共從來其の宣傳が工場鑛山に限られてゐたのだが、本年度は警視廳、神奈川、福岡等の如く其の宣傳が街頭にまで普遍し、屋外労働者のみならず廣く一般民衆にまで産業災害の脅威と、其の豫防の國家的産業經濟的に利すること多きを知らしめた。又石川縣に於ける『安全週間と生産能率』の研究の如き、特殊な學問的研究の發表など頗る有意義なるものがあつた。之等の點より觀るも安全週間は漸く其の宣傳時代を過ぎて、實質的具體化の時代になり、地方に於ける主催者側にありても週間として單に宣傳運動のみに止めず、一步々と研究的態度を示すに至りたるものにして悦びに堪えない次第である。従つて之を契機として他廳府縣を刺戟し其の範を垂れ、以つて我國安全運動の充實を擴大強化の因たらしめむとするものである。

最後に労働者災害扶助法並に同責任保険法適用事業場に於ける安全週間成績報告に關しては、便宜上第二編として之を纏めて後述し、本報告書を終らんとするものである。

第二編 労働者災害扶助法同責任保険法適用 事業場に於ける安全週間大要

第一 緒言

從來我國に於ける安全週間は工場鑛山に限られてゐたが、本年一月一日より労働者災害扶助法及労働者災害扶助責任保険法が施行せられるに至り、一般屋外労働者をも之に参加することゝなつた。苟も安全週間が労働者の災害防止運動である以上、當然斯くあるべきで労働者の爲にも亦我國産業安全運動上頗る意義深きものにして慶賀すべき事である。

然らば初めて安全週間に参加したる之等の事業場は、如何なる方法を以つて之を舉行し、而して如何なる成績を示し得たか、それはこれより詳述するところであるが、何分にも最初の週間であり、従つて其の趣旨の徹底と運動に對する理解が幾分不充分であり、且つ其の施行方法に於て工場よりも統制計畫上困難なるものありし爲に、全ゆる點に遺憾の點多がりしは又已むを得ざるところである。故に事業場に於ける安全週間は其の成績を將來に待つべきのみである。

第二 参加事業場

右の如き次第ありし爲に社會局に安全週間施行狀況並に災害率及び施設事項を報告し來れるもの甚だ尠く、僅かに

左の府縣に過ぎなかつた

(一) 事務的報告をなせるもの(八縣)

大阪、神奈川、静岡、山梨、福井、富山、鳥取、愛媛

(二) 統計的報告をなせるもの(五縣)

大阪、神奈川、福井、富山、香川

而して右各府縣に於ける事業場數は左の通りである。

參加事業場數

府縣別	事業場數	參加人員數	備考
大阪	六九	六八、一九〇	
神奈川		九、八三七	
静岡			
山梨	一〇八	一四、八八七	
福井	一七	四、五五八	
富山	八	一、二四三	
鳥取			
香川			
愛媛			
計	八二五	一〇二、四〇七	内譯(男三、五四四 女一四八)

備考

富山縣の報告書による事業場數は八とあるも、同縣の統計表によれば六とあり、其間二の相違あるも此處には八の數字を採る。

第三 安全週間施行狀況

山梨縣に於ては労働者災害扶助法及同責任保險法適用事業場に於て、多數労働者の労働し居る場所數箇所安全週間の大旗を掲げ、輕便鐵道は汽罐車の前方に之を掲げて進行し、監督は安全係の腕章を着け、飯場の不潔箇所には石灰を撒布し、一定路線を有する自動車運輸業に従事する運轉手の安全係助手は衛生係の腕章を着して、災害防止の宣傳に努めた。其の結果は平素日日數件の大小事故發生し居たるにも拘らず、安全週間中單に一件の傷害事故ありたるのみにして驚異的好結果を得た。

福井、鳥取の兩縣に於ては各従業員に安全マークを佩用せしめたる外見るべきものなく、又其他の府縣に於ては何等記すべきものがなかつた。

而して神奈川縣に於てのみは、他府縣に比して其の具體的實施方法が特に充實してゐたが爲に、其の全報告書を左に掲載して参考に資することにした。

横水收第一一八八七號

昭和七年七月二十日

横濱水上警察署長

地方警視 荒子之太郎

警察部長

安全週間實施ニ關スル件報告

客月十日附七工場第一三〇號並ニ七工場第一三二號ヲ以テ御通牒有之候標記ノ件ニ關シテハ六月十四日伊勢佐木警察署ニ於テ開催セラレタル協議會ニ當署勞働者災害扶助法係巡查部長一名同法適用事業主及沖仲仕共濟組合常任理事ヲシテ出席セシメ其ノ後當署管内ニ於テ沖並ニ沿岸仲仕ノ作業ノ如キ最モ危険率高キ事業ニ對シテハ勿論警察取締ノ見地ヨリスルモ本週間ノ實施ハ之等ノ災害防止ノ爲メ諸般ノ施設改善並ニ一般從事員ノ注意力ヲ喚起セシムル上ニ絶好ノ機會ナルト共ニ扶助法施行後最初ノ試ナルヲ以テ本實施上遺憾ナキヲ期スル計畫ノ下ニ同月二十四日當署ニ於テ管内適用事業主並ニ其ノ他關係者ヲ招集シ協議會ヲ開催シ御趣旨ニ基ク各事項ニ就キ協議ヲ遂ゲタルニ船舶ヲ事業場トスル本事業主ニ於テハ事業ノ性質上作業場ノ異動並ニ從業員ノ一定セザル等ノ關係ヨリ他ノ一般事業ト異リ極メテ複雑ナルモノアリテ個々ニ遂行スルコトノ頗ル困難ナル狀態ニアルヲ以テ適用事業主以外ノ同種營業者ヲモ參加セシメ當署後援ノ下ニ横濱港沖沿岸人夫請負業組合員全部ヲ以テ聯合安全週間運動ヲ舉行スルコトニ決定シ共同ニヨリ其ノ計畫ヲ實施致候處參加事業主ノ熱心ナル活動ト御派遣係官ノ御懇篤ナル御指導トニヨリ第一回ノ試トシテハ好績ヲ納メ特ニ事業主ニアリテハ視察員ト共ニ自カラ各事業場ヲ廻リ從業員ノ安全ニ努力シタルコトハ彼等勞働者ニ對シ非常ナル好感ヲ與ヘ本趣旨ノ普及上多大ノ效果ヲ齎シ從業員ノ福祉増進上大ナル向上ヲ示セルモノト認メラレ候今其ノ實施事項並ニ實行狀況ヲ擧グレバ左記ノ通り有之候此段及報告候也

記

一、協議會開催

(イ) 會合日時及場所

1 昭和七年六月二十四日午後二時

2 横濱水上警察署樓上

(ロ) 會合者

1 荒水上署長並ニ關係警察官

2 災害扶助法適用事業主並ニ其ノ他ノ沖沿岸仲仕業者全部及沖仲仕共濟組合常任理事外關係者

(ハ) 午後二時開會

荒署長ノ挨拶及災害扶助法並ニ安全週間ニ就テノ説明約一時間

(ニ) 午後三時ヨリ協議會ニ入り其ノ決定事項

1 安全委員ノ選定

組合員全部ヲ臨時安全委員トシテ組合別ニ全員ヲ七班ニ分チ週間中各班共一日宛活動スルモノトシ人員ハ組合長ノ指名トス

沖人夫請負業組合員 二十六名

一日ノ當番委員 四名宛

沿岸人夫請負業組合員 二十九名

一日ノ當番委員 四君宛

組長副組長ハ一日交代トス

沖仲仕共濟組合常任理事其ノ他關係者ノ隨時視察スルモノトス

2 日程

第一日ヨリ第五日マデ(七月一日ヨリ五日迄)ハ終日當番委員其ノ他ノモノ沖仲仕業ニ在リテハ汽艇、沿岸沖仕業ニ在リテハ自動車ヲ以テ作業場人夫休憩所同留所等ヲ巡回シ御通牒ニヨル第五回安全週間舉行計畫要綱ノ實施事項ニ基キ其ノ實行ニ勉メ終ツテ同日中ノ各事項ニ就テノ批判、意見交換ヲ行ヒ翌日ノ參考ト爲ス

第六日(七月六日)ハ晝間ハ前日通りニシテ夜間ハ沖沿岸兩組合聯合ノ講演會ヲ開催ス

第七日(七月七日)慰靈祭ヲ執行

(ホ) 文書其ノ他ノ作製

甲、沖人夫請負業組合ニ於テハ

1 ビラ

從業員ニ配布スル安全標語印刷ノモノ

- 安全ハ身ノ爲メ國ノ爲メ (千枚)
 - 常ニ心ハ安善週間 (千枚)
 - 注意ノ二字ハ守神 (千枚)
 - いつも笑顔で快活に (千枚)
 - 手元足元御用心 (千枚)
 - 怪我ヲスルナト國カラ手紙 (千枚)
 - 一時ノ不注意一代崇ル (千枚)
 - 安善デー忘レタ頃ニ怪我ヲスル (千枚)
 - よそ見むだ言怪我ノ基 (千枚)
 - 夜更かし寝不足怪我ノ基 (千枚)
- 計 (一萬枚)

2 旗 幟 類

- 日ノ丸ノ旗二本組合旗二本安全委員乗用ノ汽艇上用垂旗布製白赤青地ニ注意、清潔、整頓、危険、先ヅ健康、安全第一ノ文字ヲ染メ抜キタルモノ 十 二 枚
- 同船上用幕布製白地ニ赤青ノ安全週間ノ文守ヲ染メタルモノ 二 二 枚
- 慰靈祭川施餓鬼使用船上張幕布白地ニ青文字横濱港沖仲仕組合川施餓鬼ト染メタルモノ 二 二 枚
- 3 肩 掛 十 筋
- 安全委員其ノ他ノ佩用ノ肩掛羅紗製青地ニ白縁付前後ニ安全週間ノ白文字ヲ縫附ケタルモノ 十 筋
- 4 安全マーク 四 千 個
- 従業員全部ニ佩用セシムルモノトシテ工場協會指定ノ安全マーク
- 乙、沿岸人夫請負業組合ニ於テハ

1 ビ ラ

- 白、赤、青、黄四色ノ紙ニ安全週間、注意、整頓、先ヅ健康、危険、安全第一ト組合、印刷シタルモノ 五 千 枚
- 2 旗 幟 類 四 本
- 日ノ丸ノ小旗 四 本
- 其ノ他 四 本
- 安全委員乗用自動車ニ使用スルモノ 四 本
- 同自動車周圍ニ張幕布製白地ニ赤文地ニテ全國安全週間ト染メタルモノ 四 本
- 3 肩 掛 五 筋
- 沖人夫請負業組合ト同一ノモノ
- 4 安全マーク 千百二十個
- 前記同様ノモノ

(一) 午後五時閉會

二、安全週間實施狀況

第一日午前九時組合長副組合長當番委員其ノ他關係者當番ニ集合沿岸仲仕組合ニ於テハ大型乗用自動車二臺ノ周圍ニ安全週間ノ幕ヲ巻キ小旗ヲ立テ安全週間ノ肩掛ヲ爲シタル委員其ノ他ト共ニ當番員三名分乗午前十時出發沖仲仕業組合ニ於テハ是又幕、旗等ニテ裝飾シタル汽艇ニ署長警部外署員三名同様肩掛ヲ爲シタル委員等ト共ニ乗船午前十一時出發各作業場人夫休憩所、同留所等ヲ順次廻リ曩ニ配布シ置キタル工場協會ヨリ配當ノポスター、従業員心得、ビラ等ノ揭示並ニ従業員全部ニ配布シタル安全マーク佩用ノ模様ヲ視察スルト同時ニ組合ニ於テ作用ノビラヲ頒布シ特ニ従業員ノ不注意ニ依ル怪我ノ多キ事例ニ鑑ミ作業場ハ勿論休憩所、留所等ニ於テ之レガ注意心ヲ喚起セシムベキ宣傳ヲ試ミ作業場ニ於ケル使用器具ノ整理及整頓作業開始前ノ機具ノ點檢ヲ嚴重督勵シ機械並ニ其ノ安全裝置消火、避難、急救探光其ノ他ノ設備等ニ就テハ各々其ノ責任者ヲ立合ハセ安全ナルヤ否ヲ視察ス

従業員ノ服裝ニ就テハ時候ノ關係モアリテ一般ニ輕裝ニシテ特ニ不適當ト認ムルモノナク人夫休憩場、同留所等ノ清潔ニ就テハ夫々注

意又ハ宣傳ヲ爲シツ、途中降雨トナルモ終日之ヲ遂行ス

終テ視察並ニ注意事項ニ就テ批判意見ノ交換ヲ爲シタル結果

- (1) 機械其ノ他ニ就テハ作業開始前入夫世話役ニ於テ立合ノ上船舶其ノ他ノ責任者ノ點檢ヲ求メシムルコト
- (2) 作業場ノ整理整頓ハ世話役ニ於テ責任ヲ以テ各自ニ實行セシムルコト
- (3) 世話役又ハ小頭ニ作業上ノ怪我ニ就キ注意ヲ喚起セシムル方法ヲ講ズルコト
- (4) 入夫休憩所同留所入夫部屋ノ清潔其ノ他ニ就テハ當番ヲ定メ實行セシムルコト等ノ事項ヲ定メ組合長ヨリ各事業主ニ通達シ之ガ實行ヲ督勵ス

第二日ハ前日同様ノ方針ノ下ニ出發當時ハ荒天ノ爲メ汽艇ノ航行モ困難ナル狀況ニモ拘ラズ特ニ御派遣係官ノ御熱心ナル御指導ト委員其ノ他ノ活動振リハ一層其ノ效果著シキモノアルヲ感ゼシメ奮テ終日運動ヲ繼續シ宣傳ト實行トニ努ム

以下第六日迄ハ常時署員三名宛ヲ當番委員其ノ他ト共ニ分乗セシメ引續キ同一行動ヲ採リ當署長警部並ニ御派遣係官ハ隨時交互ニ視察ノ上保安衛生ニ就テノ施設改善其ノ他ノ勵行ヲ強調ス

第六日(七月六日)午後七時ヨリ縣派遣ノ講師ヲ聘シ横濱市中區相生町二丁目東京日日新聞社横濱支局樓上ニ於テ沖沿岸兩組合聯合ノ各事業主ニ於ケル小頭以上ノ役附入夫ヲ集合講演會ヲ開催午後七時二十分開會荒署長ノ挨拶並ニ講演會開催ノ趣旨ヲ述べ次デ講師二名ノ災害並ニ安全週間ニ就テノ御講演ノ後安全運動ニ關スル「復活」ト題スル活動寫眞ノ映寫アリ終テ落語浪花節ノ餘興ヲ加ヘ本運動ノ趣旨徹底ヲ計リタルニ頗ル有意義ニ終了午後十一時散解ス

第七日(七月七日)慰靈祭執行

横濱水上警察署裏ニ祭壇ヲ設ケ沖沿岸兩組合ヲ以テ犠牲者ノ遺族ヲ招待事業主、共濟組合常任理事其ノ他關係者約二百名參集午前九時ヨリ日蓮宗僧侶横濱市中區根岸町相澤大圓寺住職星野旭泰以下七名ニ依リ作業上ノ死亡者並ニ一般水難者ノ慰靈祭ヲ執行シ午前十時ヨリ川施餓鬼ノ爲兼テ準備シ置キタル旗及幕等ニテ裝飾ノ浮船ニ祭壇ヲ移シ僧侶ヲ始メ一同乘船當署員三名警戒トシテ乘込ミ小蒸汽船ヲ以テ曳船シ當署裏ヨリ出發署長以下署員五名並ニ御派遣係官三名乘船ノ當署汽艇千鳥丸附添ヒ沿岸並ニ港内各作

三、施設改善又ハ注意ヲ爲シタル事項
業場附近ヲ巡航供養ヲ行ヒ午後四時當署裏ニ歸着直チニ一同上陸將來ノ安全ヲ祈願ノ上解散ス

(イ) 作業ニ使用スル機械類ニ就テハ最近ノ建造船舶ハ殆ンド危險ト認メラル、モノ無ク且ツ適當ナル安全裝置ヲ施サレ居ルモノ他ノ船舶中ニハ機械ノ一部或ハロープ等ノ安全ヲ保シ難キモノ安全裝置ノ不備ノモノ又ハ船艙覆蓋ノ不完全ナルモノ通路其ノ他ニ突出箇所アルモノ等アリテ相當作業上ノ事故ニ關係スルモノナルヲ發見之レ等ニ對シテハ一々責任者ニ之レガ改善又ハ其ノ他ノ設備ヲ促シ

(ロ) 事業主ニ對シテハ作業開始前必ズ機械器具類ノ點檢ヲ行フコト作業場ノ整理整頓ハ其ノ作業ニ從事スル世話役ニ責任ヲ附シ各自ニ實行セシムルコト作業開始前世話役又ハ小頭ヨリ各自ノ注意心ヲ喚起セシムル方法ヲ講ゼシムルコト入夫部屋同休憩所留所等ノ放火、清潔其ノ他ニ就テハ當番ヲ定メ見廻リ及ビ掃除等ヲ實行セシムルコト等ノ事項ヲ督勵ス

(ハ) 從業員ニ對シテハ一々安全標語ノビラヲ手交スルト共ニ口頭ヲ以テ怪我ニ對スル注意心ノ喚起、放火ニ對スル喫煙上ノ注意其ノ他衛生上守ルベキ事項ノ注意ヲ爲シ又當署ニ於テコレヲ豫防注射ノ執行中ナルヲ利用シ入夫全部ニ對シ本注射ヲ獎勵シ希望ニヨリ健

康診斷ヲ行フ
尙常置安全委員會ノ組織ヲ決定シ目下研究準備中

四、安全週間中ニ於ケル就業入夫數及負傷者數

- (イ) 沖 入 夫
 - 就業人員 四千九百四十五名
 - 負傷者數 三十四名
- (ロ) 沿岸 入 夫
 - 就業人員 四千八百九十二名
 - 負傷者數 二名

第四 安全週間に於ける成績概況

一、安全週間と災害率

事業場に於ける安全週間の災害件数及び災害率は左の如き結果を得たが、これは全国的に正確なる報告なかりし爲、これのみを以つて眞の成績なりとするは稍々尙早にして穩當を缺く憂ひなしとせず、依つて單なる参考として茲に掲ぐる次第である。

死 重 輕 微 計 亡 傷 傷 傷	安全週間中災害 自七月一日 至七月七日		安全週間前ノ災害、調査期間 自年月日 至年月日		比 較
	件 數	延從業員數	件 數	延從業員數	
九	三五、四四六	延人員一萬二付 二、五三九	五六	三〇六、五二二	△〇七一二
一	右同	〇・二八二	一四	右同	〇・一七六
一	右同	〇・二八二	一〇	右同	〇・三二六
一	右同	〇・二八二	一	右同	〇・三三三
一〇	右同	二・八二〇	八一	二、六四三	△〇・一七七

備考

一、延從業員數ハ必シモ正確ニ毎日ノ出勤職工數ヲ集計スルコトヲ要セズ常時ノ從業者數ニ安全週間中ノモノハ安全週間施行日數ヲ乘ジ安全週間以前ノモノハ其ノ調査日數ヲ乘ジタル概數ニテ差支ナキコト

- 一、災害率ハ件數ヲ延從業員數ヲ以テ除シタルモノトシ萬分率ニテ表ハスコト
- 二、安全週間前トハ直前一週トハセズ(平常少クモ安全週間前數ヶ月間)ノ統計ニ依ルコト
- 三、比較欄ニ増減ノ外特殊ノ事由アリト認メラルトキハ其ノ事由ヲ記載スルコト
- 四、微傷ハ休業三日未滿又ハ休業セザルモノ、輕傷ハ休業三日以上、重傷ハ休業二週間以上ヲ謂フモノトス
- 五、△印ハ安全週間中ノ増加ヲ示ス
- 六、△印ハ減少ヲ示ス

次に社會局に報告されたる大阪、富山、福井の三府縣の災害件数及び災害率を見るに、安全週間前より各れも良好なる成績を擧げてゐる。

(大阪府)

災害率調 (労働者災害扶助法)

業 務 項 目	安全週間中 自七月一日 至七月七日		安全週間前 自六月一日 至六月七日		比較 増減 △印ハ 減
	調査事 業場數	労働者數 男 女 計	災害件數 微傷 輕傷 重傷 死亡 計	災害率 延人員	
土石砂礫採取業	一	一〇	一	〇	ナシ
土木建築工事	四五	三、七五一	三	二二	△一・四
交通及運輸事業	一〇	一、〇三六	一	一〇	△一・七
貨物積卸ノ事業	二三	一、〇七七	一	四	△一・三
合 計	九六	一、〇四二	五	四五	△一・三

(富山縣)

(△印ハ減少ヲ示ス)

事業別	災害別	安全週間中		安全週間前		比較増減
		件数	延従業員数	件数	延従業員数	
隧道工事	微傷	三	二、一〇〇	二	一三、六五〇	一、〇七三
	輕傷	一	二、一〇〇	三	一三、六五〇	二、五六四
土木建築工事	微傷			三	五〇、〇五〇	〇、五九九
	輕傷			三	五〇、〇五〇	〇、五九九
軌道敷設工事	微傷	二	五六四	二	五〇、〇五〇	〇、三九九
	輕傷			二	五、七六七	三、四六八
土木工事	重傷			一	五、七六七	一、七三四
	死亡	六	四、七六四	二	一、九〇〇	一、〇五〇
計				三八	二二六、一八四	一、六八〇

(福井縣)

事業別	事業数	安全週間中		安全週間前		比較増減
		件数	延従業員数	件数	延従業員数	
運送	七	微傷	八一八	三	二、五七九	二
		輕傷	一二七	三	三、一七九	三
土石採取	二	微傷	五七二	三	六、一五五	三
		輕傷				
計				三	八	

災害率	壹萬人ニ付		〇・二一九		〇・五二七	
	土木建築	貨物取扱	計	男	女	計
土木建築	男	一、五二七	四七	一、二八〇	六五	二、四六八
	女	四七	四〇五	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九
貨物取扱	男	一、二八〇	六五	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九
	女	四七	四〇五	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九
合計	男	一、五二七	四七	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九
	女	四七	四〇五	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九
計		一、五七四	八七	一、一七、八一五	九七三	二、一四、六八九

尙、神奈川縣に於ては左の如き状態であつた。
 安全週間中に於ける就業人夫數及負傷者數

區分	従業人員	負傷者數	以上ノ内八日以上ノ休業ヲ要スルモノ	
			件数	延従業員数
沖人夫	四、九四五	三四	八	
沿岸人夫	四、八九二	二	八	
合計	九、八三七	三六	八	

二、事業場に於ける施設事項

事業場に於ける施設事項は工場に於ける施設事項と其の性質を異にするも、安全週間中此種の施設をなせる状態は左の通りであつた。但し前項災害率と同じくこれも全国より正確なる報告なかりし爲、これを以つて全體を知ること不可能なるは當然である。

一、施設事項(安全週間ノ機會ニ於テ新設又ハ改善シタルモノ)

施設事項	新設個數又ハ件數	修理又ハ改善個數又ハ件數
第一、危害豫防施設		
1、原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆	1	3
2、調帶綴金具ノ安全型		
3、セットスクリウボルト、ナット及楔類ノ安全裝置		
4、ベルトシフターノ安全裝置		
5、調帶受ケ具		
6、安全給油裝置又ハ安全注油道		
7、原動機又ハ元軸急停止裝置又ハ急停止ノ信號		
8、運轉開始又ハ停止ノ合圖裝置		
9、機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被覆又ハ柵圍		
10、機械ノ危険ナル運動部(勢輪、カム、聯動部突出部等)ノ柵圍被覆又ハ安全裝置		
11、鋸機、鉤機、ローラー、カレンダー、パンチプレス、シヤー及カッター等ノ安全裝置		
12、研磨機ノガード		
13、織機ノシヤトルガード		
14、ゴム煉ロール應急停止裝置		
15、其ノ他ノ機械ノ急停止裝置		
16、作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ覆蓋		
17、持運ビ梯子ノ滑止(鉤又ハ脚ノ下部ノ靴等)		
18、危険箇所ノ標示		
19、其ノ他危害豫防施設		
第二、火災及爆發等ノ豫防及避難施設		
1、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ置場容器ノ危害豫防措置		
2、油浸ボロノ處理施設		
3、避難出口、避難通路及其ノ標識		
4、危険箇所ニ立入禁止ノ標識		
5、其ノ他防火、消火設備		
第三、服裝及保護具ノ施設		
1、危害防止ノ作業服又ハ帽子		

工場危害豫防及衛生規則第二條
 (同) 第三條
 (同) 第四條
 (同) 第五條
 (同) 第六條
 (同) 第七條
 (同) 第八條
 (同) 第九條
 (同) 第十條
 (同) 前條
 (同) 前條
 (同) 前條

施設事項	新設件數	修理又ハ改善件數
第二、火災及爆發等ノ豫防及避難施設		
1、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ置場容器ノ危害豫防措置		
2、油浸ボロノ處理施設		
3、避難出口、避難通路及其ノ標識		
4、危険箇所ニ立入禁止ノ標識		
5、其ノ他防火、消火設備		
第三、服裝及保護具ノ施設		
1、危害防止ノ作業服又ハ帽子		

工場危害豫防及衛生規則第十四條
 (同) 第二十二條
 (同) 第二十三及二十五條
 (同) 第二十七號

施設	衛生設備		新設又は増設件数	改善又は修理件数
	施設	事項		
2、保護眼鏡 3、マスク又は呼吸器 第四、衛生設備	1、瓦斯蒸気又は粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其ノ他ノ措置 2、食堂、洗面装置、飲料水供給等 3、救急函及救急材料用具 4、其ノ他衛生施設 第五、其ノ他ノ一般的施設	(同 第二十八條)		
		(同 前條)		
		(工場危害豫防及衛生規則第二十六條)		
		(同 第二十九條)		
		(同 第三十二條)		
1、各種訓練(安全ナル作業方法、避難演習、消防演習等) 2、安全委員會ノ設置 3、安全係、衛生係等ノ設置 4、講演、訓話、活動寫眞會等ノ開催 5、宣傳物ノ貼付又ハ配付(全國又ハ府縣ニ於テ作製シタルモノ以外) 6、安全週間記念物品ノ給與 7、其ノ他				
件数	4	3	1	4
數	1	1	1	5
	1	1	1	7
	1	1	1	8
	1	1	1	5
	1	1	1	9

尚、大阪府並に富山縣に於ては左の如き施設を爲した。

危害豫防

施設	衛生		新設又は増設件数	改善又は修理件数	
	施設	事項			
機械工具の修理並點檢 原動機の柵圍 板圍の修理 足代棧橋等の修理 通路の改良並照明設備 場内の危險部分の修理 計	土石砂礦採取業 土木建築工事 交通及運輸事業 貨物積卸の事業 合 計	三三	四	四	
		三九	三	四	
		八	一	一	
		二四	一	一	
		一五	一	一	
		七	一	一	
		九六	四	四	
		計	九六	四	一〇四
			七	一	八
			三	一	三
	一五	一	一五		
	二四	一	二四		
	八	一	八		
	三九	三	四六		
	三三	四	四一		

施設	衛生		新設又は増設件数	改善又は修理件数	
	施設	事項			
土石砂礦採取業 土木建築工事 交通及運輸事業 貨物積卸の事業 合 計	土石砂礦採取業 土木建築工事 交通及運輸事業 貨物積卸の事業 合 計	二六	九	四一	
		二	三	五	
		一七	九	三	
		計	二六	九	四一
			二	三	五

事業場内清潔法施行

豫防注射

事業場數

調査

別

事業の種類	事業場数	施設					計
		危害豫防	火災及爆發等の豫防及避難	保護装具及	衛生施設	其他一般	
建築工事	1						1
土木工事	2						2
隧道工事	1						1
土木建築工事	1	3	2	1	1	1	7
軌道敷設工事	1	3	2	1	1	1	9
計		3	5	1	3	1	13

(富山縣)

施設事業別	事業場数	其他及一般					計
		安全委員の任命	安全委員會設置	講演會開催	標語募集	從業員心得作成配布	
土石砂礫採取業							
土木建築工事	1	1	1	1	1	1	5
交通及運輸事業	8						8
貨物積卸の事業	2						2
合		1	1	1	1	1	5
計		1	1	1	1	1	5

其他及一般

施設事業別	事業場数	火災豫防及避難					計
		土石砂礫採取業	土木建築工事	交通及運輸事業	貨物積卸の事業	合	
土石砂礫採取業							
土木建築工事	18	5	9	1	1	1	26
交通及運輸事業	2						2
貨物積卸の事業	3						3
合		5	9	1	1	1	17
計		5	9	1	1	1	17

火災豫防及避難

施設事業別	事業場数	火災豫防及避難					計
		下水溝の浚渫	健康診斷	除塵装置	便所の修理並清潔法施行	救急函の設置	
下水溝の浚渫							
健康診斷							
除塵装置							
便所の修理並清潔法施行							
救急函の設置							
痰壺の設置							
捕鼠の勵行							
計		3	9	1	1	1	16

合	計	六	一五	二二	一	七	三八	七八
---	---	---	----	----	---	---	----	----

第五 結 語

労働者災害扶助法及同責任保険法適用事業場に於ける安全週間施行状況並に其の成績は、工場法適用工場に於ける安全週間よりも著しく不結果に終つた。

以上を見るも明かなる如く關係廳府縣及び事業主團體に於ても、最初のことであり且つ工場のその如く事業場は其の事業の性質並に目的上、統一を缺き易き嫌ひある爲、趣旨宣傳の普及徹底せず、又労働者側に於ても工場労働者と異り自由労働者的である爲に、切角目次計畫を樹立しても實施困難なる結果斯くの如く不首尾の裡に終つたのである。故に將來に於ては以上の各缺陷を顧慮して其の實施計畫の大綱を決すべきである。尙廳府縣及び事業主團體に於ても如何なる結果を得たるにせよ、必ず社會局又は本協會まで其の施行概況を報告せられむことを切望するものである。

以 上

昭和八年五月二十三日印刷
昭和八年五月二十五日發行

定 價 金 五 拾 錢

送料不要

財團 産業福利協會

東京市麴町區大手町社會局内
電話丸ノ内(23)四、七四八番
振替口座東京七四四七番

代表者

東京市杉並區馬橋一丁目九番地
蒲 生 俊 文

印刷人

東京市京橋區築地四ノ四
鈴 木 茂

印刷所

東京市京橋區築地四ノ四
中屋三間印刷株式會社
電話京橋(56)五、七〇四一

